

天童市地域防災計画

天童市防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的と構成	1
第 2 節 計画の運用と用語の定義	2
第 3 節 防災関係機関の事務と業務の大綱	3

第 2 章 市勢の概要

第 1 節 自然環境	4
第 2 節 社会環境	6

第 3 章 まちづくり

第 1 節 まちづくりの基本理念	8
第 2 節 都市計画	9

第 2 編 地震災害対策

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 基本方針	10
第 2 節 防災知識の普及計画	11
第 3 節 地域防災力強化計画	13
第 4 節 防災訓練計画	16
第 5 節 避難体制整備計画	18
第 6 節 医療救護体制整備計画	21
第 7 節 輸送体制整備計画	23
第 8 節 相互応援計画	24
第 9 節 食料、生活必需品等物資の確保計画	27
第 10 節 建築物等の災害予防計画	29
第 11 節 水道・下水道施設の災害予防計画	31
第 12 節 火災予防計画	34
第 13 節 救助・救急体制整備計画	35
第 14 節 危険物等施設災害予防計画	36
第 15 節 水害予防計画	37
第 16 節 孤立集落予防計画	37
第 17 節 要配慮者の安全確保計画	39
第 18 節 災害ボランティア受入体制整備計画	44
第 19 節 技術者等計画	47
第 20 節 情報通信網の整備計画	49
第 21 節 被害想定	50

第 2 章 災害応急計画

第 1 節 基本方針	56
第 2 節 活動体制	57
第 3 節 災害情報収集・伝達計画	62
第 4 節 避難計画	64
第 5 節 避難所運営計画	69

第 6 節	災害広報計画	72
第 7 節	救助・救急計画	74
第 8 節	応急医療計画	76
第 9 節	交通輸送計画	78
第 10 節	相互応援計画	80
第 11 節	自衛隊災害派遣要請計画	83
第 12 節	応急給水計画	85
第 13 節	緊急排水計画	87
第 14 節	食料供給計画	88
第 15 節	生活必需品等物資供給計画	90
第 16 節	保健・防疫計画	92
第 17 節	廃棄物処理計画	94
第 18 節	障害物の除去計画	96
第 19 節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・収容・埋火葬	97
第 20 節	住宅の仮設・応急修理計画	99
第 21 節	文教対策	101
第 22 節	市庁舎の応急対策計画	103
第 23 節	水道・下水道施設の応急対策計画	104
第 24 節	火災対策	106
第 25 節	水害対策	107
第 26 節	孤立集落の応急計画	107
第 27 節	農林産業災害応急計画	108
第 28 節	要配慮者の応急対策計画	109
第 29 節	災害ボランティア活動支援計画	111
第 30 節	技術者等動員計画	112
第 31 節	義援金・義援物資の受入・配分計画	113
第 32 節	災害救助法の適用	114
第 33 節	被害調査	116

第 3 章 災害復旧計画

第 1 節	基本方針	118
第 2 節	公共施設の復旧	119
第 3 節	水道施設の復旧	121
第 4 節	被災者の生活安定対策	122
第 5 節	事業所への融資	124
第 6 節	激甚災害指定による復旧	125

第 3 編 風水害対策

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	基本方針	126
第 2 節	水害予防計画	127
第 3 節	土砂災害予防計画	130
第 4 節	都市排水計画	132
第 5 節	その他の予防計画	132

第 2 章	災害応急計画	
第 1 節	基本方針	133
第 2 節	活動体制	134
第 3 節	災害情報収集・伝達計画	135
第 4 節	水防活動計画	137
第 5 節	避難計画	140
第 6 節	その他の応急計画	149
第 3 章	災害復旧計画	
第 1 節	基本方針	150
第 2 節	災害復旧計画	150
第 4 編	雪害対策	
第 1 節	雪害予防計画	151
第 2 節	除雪・排雪計画	153
第 5 編	原子力災害対策	
第 1 節	総 則	155
第 2 節	原子力災害予防計画	159
第 3 節	原子力災害応急計画	161
第 4 節	原子力災害復旧計画	165

第1編 総 則

第1編 総 則

第1章 総 則

第2章 市勢の概要

第3章 まちづくり

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第2節 計画の運用と用語の定義

第3節 防災関係機関の事務と業務の大綱

第1節 計画の目的と構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、本市における防災に関して本市及び防災関係機関が処理すべき事務と業務の大綱を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

さらに、現在の社会環境を考慮して、都市生活基盤を前提とした快適な市民生活を災害から守ることを目的とする。（参考：災対法第1条）

2 施策の方針

本計画は、災害を完全に防ぐことは不可能であるが、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害をできるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本に、災害の少ない安全なまちづくりをすすめるため、次の方針に基づいて施策を実施する。

- (1) 本市の地域における災害発生の危険性と対策について、調査及び検討を行う。
- (2) 災害知識の普及及び防災意識の啓発に努める。
- (3) 自主防災組織の育成と防災訓練を実施する。
- (4) 災害に強いまちづくりを進める。
- (5) 災害発生時の初動体制を整備する。
- (6) 被災時の速やかな支援体制を整備する。
- (7) 要配慮者対策を推進する。
- (8) 防災ボランティアの受入組織づくりを進める。

3 計画の構成

本計画書は、現実の災害に対応した構成としており、第1編 総則に続く第2編以降は、災害別の計画を示している。また、本計画書の構成は、下図のとおりである。

天童市地域防災計画

第1編 総則

第2編 地震災害対策

第3編 風水害対策

第4編 雪害対策

第5編 原子力災害対策

資料編

第2節 計画の運用と用語の定義

1 計画の運用

- (1) 市及び防災関係機関は、日頃から計画の習熟に努め、計画の目的が達成されるよう運用に万全を期すものとする。
- (2) 本計画は、本市に発生する災害に対応するための基本計画を示すものであり、その内容については実状に応じて修正を加えていく必要がある。
- (3) 市及び防災関係機関は、常に防災に関する所掌事務の実態を把握し、計画について検討を加え、必要があると認めるときは天童市防災会議に諮って計画の修正を行うものとする。

2 用語の定義

本計画の用語については、次に定めるところによる。

- (1) 災対法
災害対策基本法をいう。
- (2) 市対策本部
天童市災害対策本部をいう。
- (3) 本部長
天童市災害対策本部長をいう。
- (4) 各部班
天童市災害対策本部組織の各部班をいう。
- (5) 防災関係機関
県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他の防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (6) 県救助法細則
山形県災害救助法施行細則をいう。
- (7) 自治会等
自治会、町内会等をいう。
- (8) 自治会等の長
自治会、町内会等の長をいう。
- (9) 避難所
指定緊急避難場所（屋内）及び指定避難所の総称をいう。
- (10) 避難所等
指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所及び指定福祉避難所の総称をいう。
- (11) 避難情報
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の総称をいう。
- (12) 防災行政無線
災害情報等の収集、伝達等を行うことを目的として設置された無線通信網をいい、同報系無線及び移動系無線からなり、その総称をいう。
- (13) 同報系無線
地域住民に対する災害情報等の迅速な伝達、周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備をいう。
- (14) 移動系無線
現地の被害状況等を把握することを目的とし、市庁舎と消防本部、市立公民館、車両等との相互連絡に活用する、半固定型、車載型、携帯型の無線設備をいう。

第3節 防災関係機関の事務と業務の大綱

1 天童市

本市は、基礎的な地方公共団体として、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。(参考：災対法第5条)

2 山形県

山形県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(参考：災対法第4条)

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自ら防災活動を実施するとともに、本市が行う防災活動が円滑に行われるようそれぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。防災会議委員中の指定地方行政機関は、次のとおりである。

- (1) 農林水産省東北農政局山形県拠点
 - (2) 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所
 - (3) 国土交通省東北運輸局山形運輸支局
 - (4) 国土交通省山形地方気象台
- (参考：災対法第3条)

4 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

5 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

- (1) 防災会議委員中の指定公共機関
 - ア 日本郵便株式会社天童郵便局
 - イ 東日本電信電話株式会社宮城事業部山形支店
 - ウ 東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター

(参考：災対法第6条)
- (2) 防災会議委員中の指定地方公共機関
 - ア 山交バス株式会社寒河江営業所
 - イ 第一貨物株式会社天童支店
 - ウ 一般社団法人山形県LPガス協会山形支部天童ブロック

(参考：災対法第6条)

6 公共的団体

防災会議委員中の公共的団体は、次のとおりである。

- (1) 一般社団法人天童市東村山郡医師会
- (2) 社会福祉法人天童市社会福祉協議会
- (3) 山形新聞社天童支社
- (4) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ
- (5) 天童商工会議所
- (6) 天童市農業協同組合
- (7) 天童市建設業同友会
- (8) 天童市自主防災会連絡協議会
- (9) 天童市女性防災クラブ
- (10) 天童市男女共同参画社会推進委員会
- (11) 天童市公民館連絡協議会

第2章 市勢の概要

第2章 市勢の概要

第1節 自然環境

第2節 社会環境

本市は、山形市や仙台市に隣接し、国道13号、48号、東北中央自動車道のほか主要地方道5路線が走る県内交通の要衝となっている。

また、昭和40年以降人口が増加し、都市化が急速に進んだまちである。

本章では、本市の地域としての災害の特性や防災上の特性を把握するため、自然的条件及び社会的条件についてそのあらましを示す。

第1節 自然環境

1 位置

(1) 位置

本市は、山形盆地の中心部に位置し、平地は、最も平坦な沖積平地である。

(2) 緯度及び経度

天童市役所の緯度及び経度は、次のとおりである。

経度	140° 22' 42"
緯度	38° 21' 44"

(3) 隣接市町村

本市の隣接市町村は、次のとおりである。

東	東根市、山形市
西	河北町、寒河江市、中山町
南	山形市
北	東根市

2 面積、ひろがり及び標高

(1) 市の面積、ひろがり及び標高は、次のとおりである。

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
113.02k m ²	18.4km	10.6km	1,042m	85m

(2) 地区別面積

単位：k m²

地区名	天童	成生	蔵増	寺津	津山	田麦野
面積	7.04	10.34	9.76	3.42	13.39	7.19
地区名	山口	高掬	長岡	干布	荒谷	
面積	31.25	8.63	2.38	14.46	5.16	

3 地形

本市は、山形盆地の中心部に位置し、東半分は山地、西半分は平地である。北は大半が乱川扇状地で、南は立谷川扇状地の北部を占め、河川は、本市のほぼ中央部を倉津川、北部に乱川と押切川が流れており、いずれも最上川に合流している。

4 地質

東側の山地は、中新統及び第四紀火山噴出物が広く分布する。本市がある山形盆地内を埋めている地層は、第四紀層であり、層厚約400mと推定される。

また、盆地の東縁部は砂礫層に富むが、中央部は軟弱な粘土層をはさんでいるので、地下水の揚水量が限度を越す場合、「地盤沈下」のおそれがある。

5 気候

奥羽及び越後の両山脈に囲まれ、海洋から全く遮断された山形盆地は、典型的な内陸性気候の特性を持ち、本市の気候も寡雨・寡雪の傾向があり、雪国地帯である山形県内の中でも積雪量が少ないのが特徴のひとつである。

平均気温は、年間12.1度である。1、2月の最低月においても零下5度前後で、4月の初めから急激に上昇する。9月からは徐々に下降し、10月の下降が特に著しい。年間降水量は、1,206.7mmと県下でも少なくなっている。

第2節 社会環境

1 人口

(1) 人口と世帯

本市は、仙台市や山形市に隣接し、山形空港へのアクセスが便利であることから、県内交通の要衝になっている。

このような良好な立地条件を生かし、宅地開発や都市化を進めた結果、本市の人口は、昭和40年以降増加を続け、平成17年には63,864人となりました。その後いく分減少傾向でしたが、近年、減少傾向に歯止めがかかりつつあります。

人口	世帯数	人口密度	1世帯当り人口
62,140人	22,589戸	549.9人/km ²	2.75人

(令和2年国勢調査)

(2) 地区別世帯数及び人口

①地区名	天童	成生	蔵増	寺津	津山	
②世帯数(戸)	10,179	1,512	939	445	1,393	
③人口(人)	25,800	4,543	3,168	1,483	3,807	
④1世帯人口(人)	2.5	3.0	3.4	3.3	2.7	
⑤人口密度(人/km ²)	3,665	439	325	434	284	
①	田麦野	山口	高揃	長岡	干布	荒谷
②	63	1,873	1,528	3,149	871	637
③	134	6,055	4,966	7,320	2,782	2,082
④	2.1	3.2	3.3	2.3	3.2	3.3
⑤	19	194	575	3076	192	403

(令和2年国勢調査)

(3) 昼夜間人口の推移

昼間人口に比較して夜間人口の方が多い傾向にある。

	常住地人口 (夜間人口)	従業地・通学地人口 (昼間人口)	流入 超過	流入 人口	流出 人口	昼間人口 比率
S.45	44,758	41,145	-3,613	2,986	6,599	91.9
50	48,082	44,897	-3,185	4,201	7,386	93.4
55	52,597	50,362	-2,235	6,411	8,646	95.8
60	55,123	53,595	-1,528	8,107	9,635	97.2
H.2	57,279	55,512	-1,767	9,783	11,550	96.9
7	60,626	58,218	-2,408	11,102	13,510	96.0
12	63,231	59,779	-3,452	11,668	15,120	94.5
17	63,862	61,565	-2,297	13,210	15,507	96.4
22	62,214	60,344	-1,870	12,978	14,848	97.0
27	62,194	60,576	-1,618	13,816	15,434	97.4
R.2	62,140	60,031	-2,109	14,007	16,116	96.6

2 交通

現在、広域的な機能を果たす本市地域の主要幹線道路は、国道13号、48号、東北中央自動車道のほか主要地方道5路線(延長34.1km:令和4年4月1日現在)を有し、外環状線、内環状線、放射状線の一部を成している。

鉄道については、奥羽本線が南北に縦貫しており、天童駅、天童南駅、高掬駅、乱川駅がある。また、天童駅の1日平均旅客乗車人員は、1,034人（令和3年度）となっている。

3 産業

本市の産業は、農業・工業・商業の三つがバランスを保ちながら本市の経済を支えているが、近年の社会情勢の変化に伴い、第一次産業から第二次産業へ、さらに第三次産業へとその比重が移ってきている。統計による各産業の状況は、次のとおりである。

また、本市中心部には天童温泉があり、観光客及びビジネス客の宿泊拠点となっている。

農 業 (R2)	総農家数	2,230 戸
	基幹的農業 従事者数	2,758 人
工 業 (R2)	事業所数	185 事業所
	従業員数	7,460 人
商 業 (H28)	商店数	806 店
	従業員数	5,811 人

天童温泉 協同組合 (R4)	旅 館	11 軒
	客 室	576 室
	収容人員	3,088 人
ビジネス ホ テ ル (R3)	ホ テ ル	13 軒
	客 室	880 室
	収容人員	1,287 人

第3章 まちづくり

第3章 まちづくり

第1節 まちづくりの基本理念

第2節 都市計画

第1節 まちづくりの基本理念

本節では、第七次天童市総合計画を指針として進めるまちづくりの中で、災害に強く安全なまちづくりをどう位置付けるかを示す。

また、都市計画に基づき、総合的に安全なまちづくりを推進する。

1 まちづくりの将来像

本市の現状と特性を踏まえた21世紀のまちづくりの理想とする将来の都市像を「笑顔にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ ともに明日をひらく てんどう ～」とし、真の生きがいと豊かさを感じ、健康で快適な生活を楽しむことができるまち、未来に向かって躍進するまち、住むことに誇りの持てる風格のあるまちづくりを目指す。

2 まちづくりの目標

具体的なまちづくりの目標として、次の5項目を掲げ、市民と行政が一体となってまちづくりを推進する。

- 「健康と健やかな成長を支え合うまちづくり」
- 「産業の活力と魅力あふれるまちづくり」
- 「住みよい環境と安心を守るまちづくり」
- 「夢をはぐくむ学びのあるまちづくり」
- 「健全な行財政をともに築くまちづくり」

3 住みよい環境と安心を守るまちづくり

住みよい環境と安心を守るまちづくりの実現のため、次の4項目を柱として各種施策を推進する。

- 「環境保全のために行動する意識の啓発」
- 「安心して快適なまちの形成」
- 「充実した生活環境の維持」

地域住民が集う交流の場や災害時の避難場所となる公園と緑地を計画的に配置し、公園と緑地の多機能性を十分に発揮できるまちづくりを推進する。

- 「安全で安心な助け合う地域の構築」

市民への情報伝達機能の向上、災害時の避難支援体制の強化を図る。また、防災に対する啓発と地域の自主防災会を中核とした防災活動の強化に取り組む。

4 防災・安全強化プロジェクトの主な事業

- 「雨水対策整備事業」
- 「同報系防災行政無線・戸別受信機整備事業」
- 「消防車両更新整備事業」
- 「消防団機能強化事業」
- 「安全・安心なまちづくり推進事業」
- 「公衆街路灯設置事業」

第2節 都市計画

1 都市計画の基本方針

都市計画は、「住みよい環境と安心を守るまちづくり」を基本理念としている。

そのため、本市では、住民の意向及び第七次天童市総合計画に定めるまちづくりの方向に沿い、用途地域、都市計画施設整備、土地区画整理事業、市街地開発事業、地区計画制度の活用等により都市計画の施策を進めている。

これらは、都市防災上においても有効な施策であり、今後の都市計画施策の展開においては「安心して快適なまちの形成」「充実した生活環境の維持」を重点事項として、都市の防災機能の強化、危機管理体制の強化及び地域の自立的な防災機能の強化に視点を置き、事業のより一層の推進に努める。

2 都市ネットワークの強化

第七次天童市総合計画に構想する近隣の都市圏を結ぶ広域幹線道路、及び地域を結ぶ環状道路・放射状道路を整備することで、市民の日常生活の広域化や地域間交流の活性化に対応するとともに、防災機能の強化に視点を置き、市街地と田園集落とのアクセスを強化する。

このことにより、被災時にも他の道路が代替し得る交通網の確保を図り、広域的な救援活動の受入れ、避難及び復旧の機能を確保する。

3 住みよい環境と安心を守るまちづくり

(1) 地域防災拠点

公園や緑地は、市民の憩いやコミュニケーションなどの場として、重要な公共空間になっているため、緑の整備・保全を推進する。また、災害時における避難救援活動の場として、防災機能を備えた公園と緑地の整備を計画的に推進する。

(2) 地区計画の推進

用途地域により建築物の用途純化を誘導し、合わせて地区計画の導入により、目的に沿った土地利用を促進し、地震、水害などの災害や防犯にも対応した安全で安心して暮らせる良好なまちなみを確保する。防災上有効な建築物等の制限は、次のとおりである。

ア 建築物の敷地面積の最低制限

イ 建築物の壁面の位置制限

ウ 建築物の高さの最高限度

エ 垣又は柵の構造制限

オ 雨水の敷地内処理

(3) 緑化の推進

地域住民とともに緑豊かな生活環境の創造を推進するために、生垣設置奨励補助制度の普及促進を図り、緑の緩衝帯としての防災機能の役割を拡充する。

(4) 電線類の地中化の推進

良好な都市環境・住環境の形成や歴史的まちなみの保全が特に必要な地区においては、防災対策、バリアフリー化等の観点から整備を推進する。

(5) 土地区画整理事業による整備

土地区画整理事業により、幹線道路等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的・一体的に整備することで災害に強いまちづくりを推進する。

第2編 地震災害対策

第2編 地震災害対策

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急計画

第3章 災害復旧計画

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

- 第1節 基本方針
- 第2節 防災知識の普及計画
- 第3節 地域防災力強化計画
- 第4節 防災訓練計画
- 第5節 避難体制整備計画
- 第6節 医療救護体制整備計画
- 第7節 輸送体制整備計画
- 第8節 相互応援計画
- 第9節 食料、生活必需品等物資の確保計画
- 第10節 建築物等の災害予防計画
- 第11節 水道・下水道施設の災害予防計画
- 第12節 火災予防計画
- 第13節 救助・救急体制整備計画
- 第14節 危険物等施設災害予防計画
- 第15節 水害予防計画
- 第16節 孤立集落予防計画
- 第17節 要配慮者の安全確保計画
- 第18節 災害ボランティア受入体制整備計画
- 第19節 技術者等計画
- 第20節 情報通信網の整備計画
- 第21節 被害想定

第1節 基本方針

本章では、大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るために、事前に実施すべき防災対策について定める。

1 基本方針

平成14年5月8日に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、山形盆地断層帯では、今後30年以内にマグニチュード7.8程度の大地震が最大0から7%の確率で発生すると発表した。その後、平成17年度に産業技術総合研究所による調査結果により新たな知見が得られたことから、平成19年8月に一部改正が行われ、山形盆地断層帯の活動区間が北部と南部に分けられ、それぞれが単独で活動した場合の地震規模及び発生確率が示された。

これによれば、本市は、山形盆地断層帯の南部に属し、地震規模はマグニチュード7.3程度、今後30年以内の地震発生確率は1%・Aランクとなっている。なお、北部断層帯の発生確率は0.003から8%・S*ランクとなっている。(発生確率の基準日:R4.1.1現在)

このような状況下、平成23年3月11日、日本の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震により、広範囲に亘る大きな地震被害が発生し、東北から関東沿岸にかけて巨大な大津波が襲来したことにより、死者、行方不明者約2万人に及ぶ未曾有の被害がもたらされた。(東日本大震災)

さらに、同時に福島第一原子力発電所事故が発生し、今も多くの方々が避難を余儀なくされ、放射性物質の除染等が大きな課題になっている状況にある。

本市地域防災計画の策定に当たっては、東日本大震災の貴重な教訓と山形盆地断層帯において発生が懸念される地震災害についての対処策を推進する。

2 地震災害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の耐震化を推進する。
- (2) 地震災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 地震発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな支援活動のための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (7) 総合的かつ計画的に地震災害対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、本市及び防災関係機関が適切な災害予防及び応急対策を実施することが要請されており、また、市民も自らの安全を守る方策を講じながら、地域の防災活動に参加することが期待されている。

本節では、災害に対応するための様々な知識について、その普及のための対策を定める。

1 一般住民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具、ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 「最低3日間、推奨1週間分」の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（※ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主の明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 救急カードの備え付け、消火用水、消火器等の用意
- (ケ) 地域の危険箇所等の把握及び災害教訓の伝承
- (コ) 地震体験車や防災学習館等による地震の疑似体験
- (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 津波発生時の行動
- (オ) 自動車運転時の行動
- (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (ク) 応急救護の方法
- (ケ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (シ) 避難所等における暴力は許されないという意識
- (ス) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

(2) 啓発方法

パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ等の貸出、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努める。

また、地域における自主防災会・自治会等、各種団体、ボランティア等の活動並びに各種機関で実施する応急手当講習会などの機会に加え公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

2 職員に対する防災教育

毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、本市地域防災計画及び災害時の分掌事務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を継続的に整備し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させ識能の向上を図る。

3 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こり得る危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解できるようにし、安全な行動がとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童・生徒等の発達段階や学校種別、立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導する。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

エ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を実施する。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

4 事業所等に対する防災知識の普及

(1) 大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(2) 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の指導

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院、福祉施設等、旅館・ホテルや大規模小売店舗等並びに不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安監督者等、当該施設の管理者に対し、消防訓練等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物・劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 旅館・ホテル等における防災教育

旅館・ホテル等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備等の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民、企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

1 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、自治会等及び大規模な施設等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 育成強化策

ア 地域の防災組織の活性化のため、率先して住民を指揮、指導するリーダーを養成する。

この際、消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務を極力避けるよう留意する。

イ 自主防災リーダー自身が被災する、又は不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）についても育成する。

ウ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努める。

(3) 訓練・研修の充実

ア 災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、日頃から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

イ 自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。

ウ 日頃から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行うとともに、訓練に必要な資材の提供等について協力する。

(4) 自主防災会連絡会

小学校区又は市立公民館の区域内の自主防災組織が相互に連携を図り、情報交換や相互交流、研修等を通じて一層活動を充実できるよう、自主防災会連絡会の設置に努める。

(5) 自主防災会の主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ・がけ崩れ等、浸水想定箇所、危険物施設、及び延焼拡大危険地域等）の点検

(エ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

(オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(キ) 避難場所及び医療救護施設の確認

(ク) 火気使用設備・器具等の点検

(ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等

(サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等（避難行動要支援者個別避難計画等の作成）

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (オ) 地域住民に対する避難情報の伝達
- (カ) 避難誘導活動の実施
- (キ) 要配慮者の避難活動への支援
- (ク) 避難所運営委員会への参加及び協力
 - a 避難生活に関する協力（要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応）
 - b 給食・給水活動及びその協力
 - c 救助物資等の配布及びその協力
 - d その他避難所運営委員会で定めた事項

2 企業（事業所）等における防災活動の促進

企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図り、企業の防災力の向上を促進させる。

(1) 整備施設

次のような施設を対象に自衛消防組織の整備の促進を図り、地震災害対策を考慮して防災体制の充実強化を図る。

ア 高層建築物、劇場、大規模小売店舗、旅館・ホテル、学校等多数の者が利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2) 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

市は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、適正な措置が講じられるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報、避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するため防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立を図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(3) 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救護、救助活動の実施等

(4) 組織の態様

同一施設内に複数の事業者が所在する雑居ビル等の施設においては、効率性を考慮し、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けることができるものとする。

施設の防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災責任者を置くものとする。

(5) 連絡会議

地域の防災組織の区域内に施設の防災組織が存在する場合又は同一施設内に複数の防災組織が存在する場合は、これらの組織の活動を調整するため連絡会議を設けるものとする。

(6) その他

災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 自発的な防災活動の推進

自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを「地区防災計画」の素案として天童市防災会議に提案するなど、本市と連携した防災活動を行う。

(2) 地区防災計画の設定

市は、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から「地区防災計画」の提案を受け、必要があると認めるときは、本市地域防災計画に「地区防災計画」を定める。

4 助成

市は、自主防災組織及び自主防災会連絡会が事業を実施する場合において、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(参考)

- | | | |
|-----|-----|----------------------|
| 資料編 | 第1編 | 法令等 |
| | 2 | 天童市自主防災組織育成整備補助金交付規程 |
| | 3 | 天童市自主防災組織整備推進要綱 |
| | 第3編 | 防災関係機関 |
| | 3 | 自主防災会設立状況 |
| | 第6編 | その他の関係事項 |
| | 2 | 危険物許可施設及び高圧ガス製造事業所 |

第4節 防災訓練計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するために、本市、防災関係機関、自主防災会・自治会等が行う各種防災訓練の実施について定める。

1 総合防災訓練

市民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関（学校、自主防災会・自治会等、民間企業、NPO・ボランティア等）との連携強化及び市民との相互協力体制を確立することを目的として、次の中から選定し総合防災訓練を実施する。

- (1) 市対策本部設置訓練及び運営訓練
- (2) 情報通信訓練（災害気象情報伝達訓練、災害情報収集伝達訓練等）
- (3) 広報訓練（緊急地震速報を考慮した広報を含む。）
- (4) 自主防災会による発災対応型訓練（実践的な対応力を強化するための訓練）
 - ア シェイクアウト訓練（緊急地震速報発表時の行動、自らの身を守る安全確保行動）
 - イ 情報収集（安否確認を含む。）・伝達訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 初期消火訓練
 - オ 救出・救護訓練
 - カ 負傷者搬送訓練
 - キ 避難誘導訓練（要配慮者支援を含む。）
 - ク 避難所開設・運営訓練
 - (ア) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練
 - (イ) 男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した訓練
 - (ウ) 感染症対策を考慮した訓練
 - ケ 炊き出し訓練
 - コ その他各地区の状況に応じた訓練
- (5) 給食・給水訓練
- (6) 医療救護訓練
- (7) 火災防御訓練
- (8) 交通規制訓練
- (9) ライフライン施設応急復旧訓練
- (10) 道路啓開訓練（緊急道路確保訓練）
- (11) ボランティアセンター開設訓練

2 図上防災訓練

予想される各種の災害について、主として次の応急対策の図上訓練を実施する。

- (1) 職員動員訓練及び市対策本部設置訓練
- (2) 各種災害応急対策訓練
- (3) 復旧資材・救援物資の確保及び輸送訓練
- (4) その他必要な訓練

3 学校の防災訓練

学校管理者は、冷静かつ迅速・的確な対応行動が取れるよう、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定するとともに、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。

- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、本市及び防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

市（要配慮者利用施設の所管課：社会福祉課、保険給付課、健康課、子育て支援課、学校教育課）は、県と連携し要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認を実施する。

5 その他の訓練

- (1) 災害応急対策活動の万全を期すため、本市単独で又は共同して水防訓練、消防訓練、避難訓練、非常通信訓練等を実施し、職員の防災に対する意識の高揚と技術の向上を図る。
- (2) 土砂災害及び洪水浸水害等に係わる避難訓練等
土砂災害警戒区域に指定されている区域及び浸水想定区域の自主防災会と連携し、避難情報の伝達訓練、避難訓練、救助訓練等を実施する。
- (3) 非常通信訓練
災害時に防災関係機関相互の無線等による通信連絡を迅速かつ確実に行うため、定められた通信ルートにより原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

6 実践的な訓練の実施と評価

- (1) 訓練を行うにあたっては、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう工夫する。
- (2) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の見直しを行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第5節 避難体制整備計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害発生時に市民の安全を確保するための避難体制の整備について定める。

1 避難所等の指定と事前周知

市は、災害対策基本法第49条の4から第49条の9までの規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、市民への周知徹底を図る。

(1) 避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた市民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地、学校等の屋外運動場又は屋内運動場、公民館等であり、災害対策基本法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した場所及び施設をいう。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設に避難させ、一定期間保護するための施設であり、災害対策基本法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、都市公園、農村公園、公民館、学校等の公共的施設の整備状況、地域の人口及び特性、地形、災害に対する安全性等を総合的に考慮し、地震・洪水・土砂災害等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定する。

イ 一時避難場所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、緊急的に避難し、危険が去るまでの間、一時的な危険回避のための場所で、日常的に身近な施設で距離的にも比較的近い公園、屋外運動場、公民館や学校等を指定する。

ウ 広域避難場所

大規模な地震や広域延焼火災という最悪の事態において、多数の人々が日常生活圏を越えて移動する広域的な避難のための場所で、市民の生命・安全を一時的に守り得る機能を有する広大な地積（大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間を確保できる地積）を有する場所を指定する。

エ 自主防災会は、市が指定した一時避難場所が近隣にないときは、一時避難場所に適した土地や建物等の施設を所有する企業等の協力を得て、一時避難場所を確保することに努める。

(3) 指定避難所の指定

ア 市は、災害が発生した場合、被災者等が一定期間滞在する場として、規模・構造・立地・交通条件等、災害対策基本法の基準に適合する公民館や学校等の公共施設を指定避難所として指定する。

イ 指定の対象となる施設が指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねるものとする。

ウ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(4) 福祉避難所の指定等

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

ア 指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設、特別支援学校等、受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材

の確保について配慮する。

なお、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。この際、受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- イ 適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般の避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋を区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。
- ウ 指定に当たっての留意事項
 - (ア) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
 - (イ) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
 - (ウ) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備
 - (エ) 医療的ケアを必要とする者に対し、医療機器の電源の確保等に配慮
- (5) ホテルや旅館等の活用
福祉避難所の開設、感染症対策、感染症患者が発生した場合の対応等を含め、平常時からホテルや旅館等の活用について検討する。
- (6) 収容量の計算
 - ア 一時避難場所
 - (ア) 公園の面積がおおむね0.1ha以上の場所を基準として指定する。
 - (イ) 公園の面積の50%、屋外運動場等の面積の80%を利用し、1人当たり2㎡で計算する。
 - イ 広域避難場所
公園等の面積の50%、屋外運動場等の面積の80%を利用し、1人当たり2㎡で計算する。
 - ウ 指定避難所
屋内運動場等を利用し、1人当たり4㎡で計算する。
この際、感染症予防が考慮される場合には、1人当たり5～6㎡で計算する。
- (7) 事前周知
 - ア 市が作成した「揺れやすさマップ」、「洪水避難地図」「土砂災害ハザードマップ」等の各種ハザードマップについては、住民に対して十分に周知されるよう、各世帯へ配付するとともに、公民館等の公共施設への掲示及びインターネットによる本市のホームページで公開する。また、転入者に対しては市民課窓口で配付を行う。
 - イ 避難については、速やかにかつ安全に避難できるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の位置を示すとともに、被災地域から避難所等までの避難路を事前に確認するよう本市の広報紙、防災パンフレット、ホームページ等を活用し周知を図る。
 - ウ 指定した指定緊急避難場所及び指定避難所については、看板設置を推進し周知を図る。
この際、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難所等であるかを明示する。
 - エ 特に周知徹底に努める事項
 - (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
 - (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
 - (ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
 - (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。
 - (オ) 指定緊急避難場所への移動がかえって危険な場合、近隣の緊急的な待避場所や屋内での安全確保措置等を行うこと。
 - (カ) マニュアルの作成や訓練等を通じて、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

2 避難情報発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時に適切な避難情報の発令ができるよう、あらかじめ明確な判断基準を設定するとともに、避難情報の発令判断や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 国や県との連携

市は、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めて徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

(3) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。この際、避難所の迅速な開設・運営に資するため、事前に避難所担当職員を指定する。

3 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、施設管理者等と密接に連携し十分に調整を図り、避難所等の施設において、あらかじめ必要な設備及び資機材等を整備するとともに、必要に応じ電力容量の拡大に努める。

(1) 断水時においても使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器、通信設備等の整備

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(2) 地域完結型の備蓄施設や備蓄場所の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料・燃料等）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、体温計、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティションなど感染症対策に必要な物資等の配備

(3) 要配慮者への配慮、プライバシーの確保、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した環境整備

(4) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備

(5) 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備の整備

4 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、「天童市要配慮者避難支援計画」を作成するとともに、自主防災会・自治会等や民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者個々の個別避難計画を継続的に整備する。

5 避難誘導體制の整備

市は、避難情報が発令された場合に、住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災会・自治会等、民生委員・児童委員、福祉推進員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備を図る。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育園（児童館）、病院及び社会福祉施設の所有者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

(1) 地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

(2) 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災会・自治会等や事業所等との協力体制

(3) 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

(4) 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

(5) 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

第6節 医療救護体制整備計画

大地震による災害発生時、多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、災害応急活動に欠くことのできない医療機関の体制の確立及び医薬品・医療資器材等の確保について定める。

1 医療関係施設の役割

(1) 医療救護所

医療救護所は、市が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院（※ 天童市民病院、天童温泉篠田病院、吉岡病院）

ア 救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

イ 天童市民病院は、救急告示病院の役割を担いつつ、本編第2章第8節「応急医療計画」に示す体制を速やかに構築する。

(4) 災害拠点病院等（本市になし。）

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院（本市になし。）

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、DPA T活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMA T指定病院（本市になし。）

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) DPA T指定病院（※ 医療法人社団斗南会 秋野病院）

DPA T指定病院は、県の要請により、DPA Tを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたDPA Tは、県の要請等により県内外から派遣されたDPA Tとともに、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

2 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

市及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図るものとする。

(2) 医療救護所設置場所の確保

市は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所の要件

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

エ 設置予定場所

基本的には、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている小中学校の体育館、市立公民館等に設置する。細部、設置の場所等については、当時の状況に応じて決定する。

オ 市は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 山形県医療機関情報ネットワーク

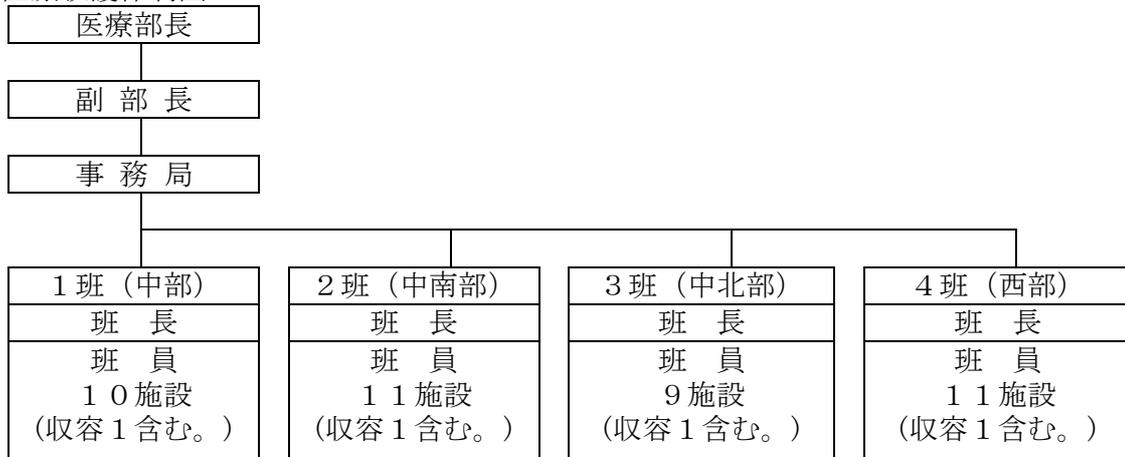
市、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

イ 非常用通信手段の確保

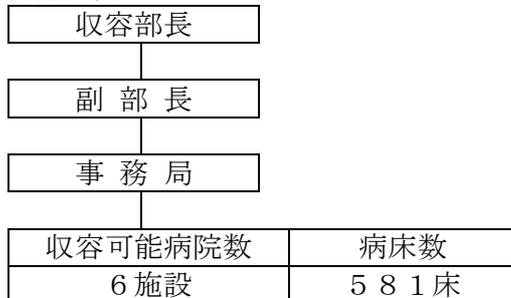
市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 天童市東村山郡医師会の組織

(1) 医療救護体制図



(2) 収容施設



4 医薬品・医療資器材等の確保

市は、災害時に医療救護所等で必要となる医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を確保するため、優先的な供給について業者に協力を依頼する。

この際、必要とする医療救護所等に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

第7節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するための輸送体制の整備について定める。

1 交通の確保

(1) 優先復旧路線

「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」に指定する路線及び災害時に災害応急活動の拠点となる本市の施設をネットワークする路線を優先復旧路線とし、「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」との整合を図りながら、市域内の防災拠点を結ぶ天童市緊急輸送道路ネットワークの形成を図り、緊急車両及び応急復旧対策に必要な車両の交通確保を図る。

拠点施設としては、市庁舎、天童市民病院、消防署、警察署、小・中学校、市立公民館等の公共施設とする。

(2) 道路施設の安全化

幅員の狭小な路線や地震で損傷を受ける可能性の高い路線については、必要な整備を順次行い、避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

橋りょうについては、老朽床板の打替え、補強等を推進するとともに、落橋防止装置を整備する。

(3) 災害時ヘリポートの指定

空輸による緊急輸送に備えて、山形県総合運動公園駐車場及び学校屋外運動場等を臨時ヘリポートに指定する。

2 物資輸送の環境整備

(1) 物資拠点

ア 避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、次のとおり物資拠点を定める。

名 称	住 所	電話番号
① 天童市スポーツセンター	大字小関1230	654-6100
② 天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396
③ 天童市勤労青少年ホーム	老野森二丁目6-2	654-4520

イ 天童市農業協同組合との協定に基づき、次のとおり物資拠点を確保する。

名 称	住 所	電話番号
米貯蔵倉庫	大字矢野目字西沼田3227番地	653-5731
フルーツセンター	大字山口字洗宿5110番地	653-5155
西部センター	大字成生918番地	653-2429
ラ・フランスセンター	大字塚野目338番地	652-1174

(2) 民間との協定締結の推進

ア 緊急輸送に備えて「災害時協定」を締結し、調達可能な車両及び台数について把握するとともに、災害時の車両及び資機材を確保する。

イ ヤマト運輸株式会社山形主管支店との協定に基づき、物資等の輸送業務、物資拠点施設の運営等を実施する。

(3) 物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続等を関係者間で共有する。

- (参考) 資料編 第1編 法令等
 5 協定及び覚書 (No.47、No.48)
 6 基準及び指針 (ヘリポート設定基準)
 第6編 その他の関係事項
 3 車両借上先
 14~17 緊急輸送道路ネットワーク関連資料

第8節 相互応援計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るために、大規模な被害を想定して県内市町村との相互応援協定の締結及び関係機関の受援体制の整備について定める。

1 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(1) 協定の目的

大地震が発生した場合、交通網の寸断、通信網の機能麻痺、救助要員の不足等が同時に発生し、被災自治体だけでは対応することが難しいことから、広域の応援体制の充実・強化が必要である。また、人命の安全確保には、災害初動期の迅速な対応がなによりも重要となってくる。

このため、県内35市町村が、被災市町村の要請を待たずに自発的・自主的に応援を実施することを基本とした広域相互応援協定を締結するもの。

(2) 協定の特色

ア 被災市町村への応援が必要と認めた市町村は、要請を待たずに自発的・自主的に応援を行う。

イ 情報伝達体制の強化と迅速な応援の実施のため、応援調整市町村及び幹事市町村を定める。

ウ 救援物資、資機材、応援職員等応援の内容について、下記のように定める。

(ア) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

(イ) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(ウ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供

(エ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(オ) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援

(カ) 被災者の一時収容のための施設の提供

(キ) その他特に要請のあった事項

2 山形広域市町災害時相互応援に関する協定

(1) 協定の目的

山形広域圏に所在する市町である山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町のいずれかの市町において災害が発生し独自では十分な応急措置ができない場合、被災市町の要請にこたえ、災害を受けていない市町に対して応援を行うために、相互応援協定を締結するもの。

(2) 協定の特色

ア 被災市町以外の市町は、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

イ 応援の種類は、下記のとおり定める。

(ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(イ) 被災者の救出・医療防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供

(ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(エ) 救援、医療、防疫、応急措置等に必要な職員の派遣

(オ) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん

(カ) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

(キ) ボランティアのあっせん

(ク) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

3 山形県広域消防相互応援協定書

(1) 協定の目的

火災・その他の災害の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持するもの。

(2) 応援の区分

消防隊、救急隊その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動又は調達して、応援活動を行う。

ア 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地在市町村長の要請をまたずに出動する応援

イ 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地在市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

4 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(1) 覚書の目的

大規模又は特殊な災害の発生に備え、消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県内の12の消防本部等が広域応援隊を編成して対応するもの。

(2) 広域応援隊の編成

ア 指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊及び後方支援隊により編成する。

イ 指揮支援隊には山形県消防長会会長及び副会長の消防本部がこれに当たり、現地本部総指揮者の支援を行う。

ウ 各消防本部等の応援隊及び応援資機材は、本計画の資料編に記載のとおり。

5 国土交通省東北地方整備局との災害時の情報交換に関する協定書

(1) 協定の目的

重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、適切な災害対処に資するため各種情報の交換等について協定を締結するもの。

(2) 情報交換の開始時期

ア 天童市内に重大な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

イ 天童市災害対策本部が設置されたとき。

ウ その他、必要と認められたとき。

(3) 情報交換の内容

ア 一般被害状況に関すること。

イ 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること。

ウ その他必要な事項

(4) 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

市がリエゾン派遣を要請した場合又は国土交通省東北地方整備局が必要と判断した場合には、市対策本部にリエゾンが派遣され情報交換を実施する。

(5) リエゾンの受入れ

リエゾンを危機管理室、状況により建設課に配置し各種情報の交換等を実施する。

6 受援体制の整備

(1) 受援担当者

ア 市対策本部において、本部運営班や職員等動員班となる総務課は、災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや、県との連絡・調整等を行う、庁内全体の受援担当者を、総務課職員から2名を指定する。

イ 市対策本部の各班を統括する各課等（受援対象業務の担当部署）は、庁内全体の受援担当者（総務課）との連絡・調整等を行う、各課等の受援担当者1名を指定する。

(2) 応援職員の執務スペース

応援職員が執務を行うために必要となるスペースを次のとおり指定する。

この際、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

ア 市役所庁舎：1階会議室及び教育委員会庁舎：第1会議室を応援職員全体の執務室に指定するとともに、各課等の執務室に事務スペースを確保する。

イ 上下水道事業所及び消防本部については、各管理者計画で指定する。

(3) 準備事項

受援を要する業務においては、各課等で「受援シート」を整備し、あらかじめ次の事項について準備する。

ア 「業務運用マニュアル」等の整備

イ 「事務スペース」及び「宿泊場所」の確保

ウ 業務に必要な関係機関の「連絡先一覧」の整備

エ 施設・設備等の位置を示す「地図」の準備

オ その他必要な事項

(4) その他

市は県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

7 関係機関の活動拠点（地積基準）

(1) 自衛隊

ア 1個連隊 約400名 約15,000㎡以上（駐車場、管理施設等を含む。）

イ 適地：基本的に、神町駐屯地を活動拠点として調整を実施する。

(2) 警察

ア 人員 50名 500㎡、車両10台 500㎡、約1,000㎡以上の地積

イ 適地：天童市スポーツセンター、山形県総合運動公園

ウ 天童警察署が被災した場合、市対策本部が設置してある施設内の会議室等を天童警察署災害対策本部等の設置のため提供する。

(3) 消防

ア 人員100名 1,000㎡、車両25台 2,000㎡、約3,000㎡以上の地積

イ 適地：天童市スポーツセンター、山形県総合運動公園

(4) ライフライン復旧活動拠点（IC等に近接：道の駅等）

ア 人員200名、車両100台、約10,000㎡以上の地積（IC等に近接した地域）

イ 適地：道の駅天童温泉駐車場、天童市スポーツセンター南駐車場

ウ 使用予定機関：東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター

(5) ヘリコプター離着陸可能場所

第2章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」及び資料編「ヘリポート設定基準」参照

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

1 山形県広域消防相互応援協定書

3 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

7 山形広域市町災害時相互応援に関する協定

6 基準及び指針

・ ヘリポート設定基準

第9節 食料、生活必需品等物資の確保計画

大地震による災害発生時に必要となる食料、生活必需品等災害応急対策活動用の物資の確保のための対策を定める。

1 基本的な考え方

- (1) 市は、市民が各家庭や事業所で平時から食料等を備蓄するよう、自主防災会・自治会等を通じて広報啓発する。
- (2) 市及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 市は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 市は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 市は、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点を登録する。

2 調達予定物資

(1) 食料品

食料品の調達に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米飯及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

(2) 飲料水

上下水道事業所は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市は1(3)及び(4)により、飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 寝具等

毛布、布団、タオルケット、簡易ベッド、敷きマットほか

イ 外衣・肌着類

普段着、作業着、婦人服、子供服、シャツ、ズボン下、パンツ ほか

ウ 身の回り品

手拭、タオル、靴下、サンダル、かさ ほか

エ 炊事道具類

鍋、炊飯器、包丁、プロパンガス、ガス器具、茶わん、汁わん、皿、箸、スプーン、ほ乳瓶、同洗浄器 ほか

オ 日用品

石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、マッチ、ロウソク、トイレトペーパー、ちり紙、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、

おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、簡易トイレ、弾性ストッキングほか

カ 光熱材料等

懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシートほか

キ 季節用品

(ア) 冬季

防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか

(イ) 夏季

扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

(4) 燃料

天童市燃料組合との協定書に基づき、発災時のガソリン・灯油等の優先的かつ安定供給の確保体制を維持する。

3 物資の調達先

災害発生後に必要な物資を速やかに調達するため、「災害時の物資の調達に関する協定」を締結し、調達予定物資のあらかじめ調達可能な物資と数量について把握することとし、業者等に協力を依頼する。

4 備蓄計画

(1) 災害初動時に、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定を参考にするとともに、令和2年7月豪雨対応や感染症対策等を考慮し、避難所生活者数及び利用者数を予測し、緊急に対応できることを目標に、次の品目を備蓄する。

ア 食料 : 7,000食

イ 毛布 : 1,000枚

ウ 簡易トイレ : 16,000枚

エ 飲料水(ペットボトル) : 3,000本

オ 軽食(ビスケット等) : 3,000個

カ その他、災害時に必要な物品

感染症対策用品、簡易ベッド、パーテーション、発電機、投光器等

(2) 備蓄による避難者等に対する緊急対応後は、災害協定に基づく調達(流通備蓄)により、食料品、生活必需品、各種資機材等を確保する。

この際、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。

第10節 建築物等の災害予防計画

大地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るために、建築物の耐震化等の防災対策を推進することについて定める。

1 建築物の耐震化の推進

(1) 旧耐震基準建築物の調査及び補強

現行の耐震設計基準は、昭和56年の建築基準法施行令改正によるものであり、震度5以上の地震における耐震性を考慮しているが、既存の建物の中には昭和56年以前の旧基準で建設され、その耐震性が十分とはいえないものがある。そのため、既存建築物の耐震性の調査及び補強工事等を促進し、建築物の防災に努める。

(2) 耐震診断窓口の設置

住宅の耐震診断を受け付ける窓口を常設して、耐震診断及び住宅の補強等の促進を図る。

(3) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化措置を計画的に実施する。

- ア 配管設備類の耐震性の強化
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 飲料水の基本水量の確保
- エ 消防防災用設備等の充実
- オ 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

2 公共建築物の耐震化の推進

市は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針(平成17年3月策定)」及び「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化(耐震診断・耐震改修(天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ))を計画的かつ効果的に推進する。

この際、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

3 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 住宅・建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により普及・啓発を図る。

(2) ブロック塀等の倒壊の防止

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀等の所有者等を対象として、安全の確保について指導・啓発を実施する。

この際、生け垣等の設置を奨励する。

(3) 窓ガラス等二次部材の落下防止

地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(4) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は

二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

4 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

市は、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、県から講師派遣を受け耐震診断の講習会を開催する。この際、受講した技術者で耐震診断士として認定登録申請があった者を登録し、耐震診断士登録者名簿を整備するとともに、天童市耐震診断事務所協会に情報を提供する等、活用を図る。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 県から「応急危険度判定士認定台帳（天童市分）」及び「判定コーディネーター登録台帳」が配布される。

イ 市は、地域の実情に沿った応急危険度判定の実施を可能とするため、協定に基づき参集した地元の危険度判定士、地域の建築関係団体、応急危険度判定士認定者等と協議を進める。

ウ 市は県と連携し、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ 市は、建築技術職員を応急危険度判定士として計画的に養成・登録し、被災建築物応急危険度判定体制の確立に努める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

市は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、「被災宅地危険度判定士」を計画的に養成・登録し、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

5 建築物の火災耐力の向上促進

市は、県と連携・協力し、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に定められた事項について指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

市は、県と連携・協力し、大型スーパー、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

6 地震保険の普及・啓発

地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点からも重要であることから、市は、関係団体等と連携・協力し地震保険の普及・啓発を図る。

7 空き家対策

市は、災害による被害が予測される空き家等については、平常時より状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

44 災害時における被災建築物応急危険度判定業務及び建物被害状況調査の協力に関する協定書

第11節 水道・下水道施設の災害予防計画

大地震による水道の減断水及び下水道施設の被害を最小限にとどめるため、市及び上下水道事業所が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

(1) 組織体制の確立

災害発生時に、上下水道施設の復旧に直ちに着手できる体制を整備する。

(2) 緊急時連絡体制の整備

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網を整備するとともに、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

(3) マニュアルの整備

ア 「天童市水道施設災害対策マニュアル」を整備して、円滑な応急対策活動を図る。

イ 緊急時の連絡体制及び役割分担や被害調査の方法、応急措置等を定めた「応急対策マニュアル」を整備する。

(4) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等に職員を派遣し、災害発生時における判断力を養成するとともに、被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施行等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別訓練を実施する。

(5) 管理図面及び設備台帳等の整備

災害発生時、応援者等が迅速に応急活動が実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図、管路図及び下水道施設の設備台帳、埋設管路等の各種図面並びに拠点給水地、指定避難所及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(6) ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係わるこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

(7) 協定の締結

ア 水道施設は、天童市管工事業協同組合と締結している協定により、相互協力して対処する。

イ 下水道施設は、施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定の締結に努め、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制を構築する。

(8) 相互応援計画の策定

緊急に応急復旧作業を要する場合に備えて、他都市との相互応援計画を策定する。

2 施設等の災害予防措置

(1) 水道施設

ア 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

(ア) 水源地施設、配水管路、配水池施設等の構造物の耐震整備及び液状化対策

(イ) 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

- (ウ) 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口徑配水管等の整備による貯水機能の強化
 - (エ) 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
 - (オ) 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
 - (カ) 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備
- イ 上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- ウ 施設の監視・点検を強化し、保全に努めるとともに、被災による断水及び減水区域を最小限に止める。
- (2) 下水道施設
- ア 耐震性の確保
- (ア) 処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。
 - (イ) 施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。この際、老朽化の著しい管きょ及び水路の更新を計画的に実施する。
 - (ウ) 地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、可とう性と伸縮性を有する継手の採用について、計画・設計時に十分考慮する。
注：「可とう性」とは、曲げたり撓（たわ）みを持たせることができる性質
 - (エ) 液状化が発生すると予想される地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。
- イ 維持修繕基準の創設
管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。
- ウ 安全性の確保
- (ア) 日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握するとともに、保守点検に努め、機能の保全を図る。
 - (イ) 復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。
- エ その他
下水道台帳をマッピングシステム及びバックアップシステムにより整備する。

3 災害対策用資機材等の整備

- (1) 応急給水用資機材の整備
市及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の整備
市及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。
- ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
 - イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
 - ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
 - オ 作業員の安全装備等の常備

- (3) 北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議及び天童市建設業同友会の協力を得て、応急復旧に必要な資機材を確保するとともに、復旧工事用資機材を備蓄する。
- (4) 非常用電源の確保
下水道施設の停電対策として、非常用発電機を整備しておくほか、電源車や可搬式発電機の優先借受や、災害時における燃料の優先供給等について協定の締結を図る。

4 業務継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

5 広報活動

- (1) 住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項、並びに、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平素から広報し、防災意識の啓発に努める。
- (2) 自主防災会・自治会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における支援体制の確立に努める。
- (3) 医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

6 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

28 災害時における上下水道施設の復旧応援に関する協定書

第12節 火災予防計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、二次災害としての火災の発生を予防するための対策について定める。

なお、ここでは概要を述べ、詳細は別に定める「天童市消防計画」によるものとする。

1 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火災発生防止対策、消火器の設置及び防火思想の普及啓発活動を実施する。

- ア 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等及び消火器等の初期消火用具の普及
- イ 火気使用器具の安全装置付き(対震自動消火装置等)の普及
- ウ 可燃物(灯油、食用油、ヘアスプレー等)保管場所の点検
- エ 地震発生後は使用中のガス器具、ストーブの火を消し、電気器具は電源プラグを抜く。
- オ 避難時にはガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切る。

(2) 防火対象物に対する指導

各種公共施設及び公衆の出入りする施設並びに危険物施設及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、出火防止対策の指導の予防査察を実施する。

- ア 消防用設備等の適正な設置と日常管理
- イ 消防用設備等点検及び防火対象物定期点検の実施と報告
- ウ 防火管理者の選任及び消防計画の作成、届出
- エ 出火防止対策の教育及び訓練の徹底
- オ 避難管理及び防火上必要な構造、設備の維持管理

2 初期消火体制の強化

(1) 一般家庭に対する指導

地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、初期消火活動の重要性、消火器の取扱いの指導、消火訓練の指導及び広報活動を実施する。

- ア 自主防災組織での初期消火体制の確立
- イ 消火訓練等の実施
- ウ 消防施設等の使用方法の習得

(2) 防火対象物に対する指導

消防法により防火管理を行わなければならない防火対象物について、消防計画に基づく各種訓練等の実施及び自衛消防体制の確立を指導する。

- ア 自衛消防組織の編成及び効果的な活動の確立
- イ 消火・通報及び避難訓練の実施
- ウ 消防用設備等の操作要領の習熟

3 消防施設等の整備

(1) 本市による消防施設等の整備

天童市消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように、消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による消防施設等の整備

自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第13節 救助・救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急活動までの活動体制の整備について定める。

1 消防機関の救助・救急支援体制整備

(1) 消防本部

市は、救急隊員、救助隊員の安全確保や教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。
また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 消防団

ア 市は、消防団活動に参加しやすい環境整備（女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

イ 消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員への連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して多くの人員で活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

ウ 消防団機能強化のため、消防団車両、各種救助器材等を計画的に更新整備していく。

2 民間による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、市内建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

3 自主防災組織による救助・救急体制の確保

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市、消防機関、警察機関等に通報するとともに、これら防災関係機関の避難情報等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が救助活動や応急手当を展開することが極めて重要であることから、平時において、応急手当や損壊した建物からの救助活動等について訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要なチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 応援受入体制の確立

広域的に多数の救助・救急活動が必要な場合の応援隊の災害現場活動区域分担及び災害現場への誘導方法等について、協議し確立するよう努める。

5 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であり、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し確立するよう努める。

第14節 危険物等施設災害予防計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、危険物等施設の施設及び設備の耐震化の促進と安全管理の強化のための対策について定める。

(注：危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質を以下「危険物等」という。)

1 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、災害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 危険物等施設の災害予防

地震発生後、危険物等施設における火災、流出等は、二次災害発生により甚大な被害拡大を生じるおそれがあることから、当該施設等に立入検査を行い、次の事項について指導することにより災害の未然防止を図るものとする。

- (1) 危険物等施設の位置、構造及び設備が消防法上の基準に適合した状態の維持
- (2) 危険物取扱者及び関係者による危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守
- (3) 危険物等施設の定期点検の実施
- (4) 危険物等設備の破壊防止等耐震措置の推進
- (5) 自衛防災組織の育成と防災訓練の推進
- (6) 震災時に備えたマニュアルの作成及び従業員に対する周知徹底

3 ガス等災害予防の対策

LPガスその他可燃性ガスの設置等の実態を把握のうえ、当該施設の立入検査を行い、保安責任者その他の関係者に対して取扱い等における安全確保及び施設の保守管理並びに自主防災体制の確立等の指導を行うものとする。

(参考)

資料編 第6編 その他の関係事項

- 2 危険物許可施設及び高圧ガス製造事業所

第15節 水害予防計画

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、二次災害としての地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を防止するために必要な対策について定める。

本節は、第3編第1章第2節「水害予防計画」を準用する。

第16節 孤立集落予防計画

大規模地震等の発生により、がけ崩れや地すべり等に起因する山間部集落等の孤立化の未然防止と被害の軽減を図るため、県と連携を図り、市が実施する孤立集落対策について定める。

1 本市において孤立化を招くと予想される集落の状況

集落名	集落戸数	集落人口	65歳以上の人口	65歳以上の人口割合	本市人口に占める集落人口割合	本市の人口
田麦野地区	70戸	133人	87人	65.4%	0.219%	60,564人

(令和5年1月31日現在)

2 計画の内容

(1) 通信手段の確保

集落が孤立し、一般的な公衆回線も不通となった際に、市、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線及び衛星携帯電話を設置する。

また、(社)日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブと連携し、非常時の通信体制を確立し、非常用の発電機を備え、孤立化地域の通信途絶に際し活用が図られるようにする。

(2) 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料及び毛布を分散配置するとともに、住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

孤立時に避難所となる施設として「高原の里交流施設ぼんぼこ」を指定し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

発電機、浄水器、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材を確保する。

(5) 臨時ヘリコプター発着場所の確保

孤立集落に対する救援物資の空輸又は被災者の医療機関等への搬送のため、緊急にヘリコプターが発着できる臨時ヘリポートとして「高原の里交流施設ぼんぼこ」を指定する。ただし、当時の状況によりヘリポートが使用できない場合は、集落内の地域形状等を考慮しつつ、集落住民と協議しながら田畑等を発着場所として確保する。

(6) 要配慮者の支援体制

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害発生時に優先して救護すべき要配慮者の実態を日頃から把握しておくものとする。特に、田麦野地区は65歳以上の人口が65.4パーセントであり限界集落になっていることから、民生児童委員や自主防災会と連携し、災害時の救出、救助活動などの支援体制を整備する。

3 孤立予防対策の推進

災害に強い道路網の整備については、県が行う県道天童高原山口線の道路防災、土砂災害警戒区域等の予防対策事業を推進し、市は区域内の市道の安全対策や迂回道路などの整備に努める。

また、集落住民に対し、災害時に道路に面した工作物や立木等による道路封鎖等の影響がでないよう、適切な管理について周知に努める。

4 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成

大規模災害により同時多発的に救急・救助事案が発生するとともに、集落が孤立した場合、防災関係機関が現場に到着するまで相当な時間が必要になると予想されることから、地域における自主防災会活動の重要性や活動要領について、防災訓練等を通し指導・育成し、活動資機材の整備充実を図る。

また、集落住民に対して自主防災会活動に対する理解を深め、地域の避難訓練等に積極的に参加するよう啓発活動を行う。

(2) 応援体制の整備

集落が孤立した際、早急な復旧、支援が図られるよう、日頃から防災関係機関との連携強化に努める。

第17節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導し被害を未然に防止するため、関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

1 要配慮者の定義

(1) 要配慮者

防災上、何らかの配慮を要する者とし、高齢者（ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等でハンディキャップを持っている者をいう。

(2) 避難行動要支援者（要支援者）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

2 本市における要配慮者の現況

本市の要配慮者の現況は、資料編「天童市の要配慮者の現状」のとおり。

3 要配慮者対策の指針

- (1) 地域住民は、「要配慮者」の問題について、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決することを認識する。
- (2) 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう支援する。
- (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導等に必要な人員の確保に努める。
- (4) 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を検討し準備する。
- (5) 市は、介助を必要とする避難行動に対して支障となるような要素の有無を調査し、計画的かつ総合的に整備を推進する。

4 まちづくり基本計画

「第七次天童市総合計画」、「第二次天童市地域福祉計画」等のまちづくりのための関係計画に基づき、安全な市民生活の確保を図り、要配慮者が道路や公園等の公共施設を利用したり、商業施設や交通機関等を利用するうえで、より安全に、快適に利用できるように、住みよく行動しやすいまちづくりを推進する。

あわせて、地域ぐるみの支援体制を実現するため、市内の福祉施設、民間福祉団体、民生児童委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会活動等の相互の連携に努める。

5 安全対策

(1) 共通的対策

ア 要配慮者支援体制の確立

(ア) 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難な要配慮者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が要配慮者の安全確保の基盤となる。

このため、市は、地域の自主防災会・自治会等、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による要配慮者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

(イ) 要配慮者情報の把握・共有

a 市は、関係部局がそれぞれ把握している要配慮者情報の共有に努めるとともに、自主防災会・自治会等、消防団、民生委員・児童委員等の福祉関係者等と幅広く連携を図り、要配慮者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努める。ただし、個人

情報に該当する部分については、災害対策基本法第49条の10及び14に則り、適切に取り扱う。

- b 市は、災害の発生に備え避難行動要支援者名簿（要支援者名簿）及び個別避難計画を作成し、平常時から関係機関、関係部局、自主防災会・自治会等、民生委員・児童委員等と名簿情報及び個別避難計画情報（本節において、「名簿情報等」という。）を共有し、災害時に活用できるように努める。

(ウ) 計画の作成

市は、災害発生時に要配慮者の避難が円滑に行われるよう、要配慮者支援の全体計画として「要配慮者避難支援計画」を作成するとともに、平常時から避難行動要支援者一人一人に対する個別避難計画を作成する。なお、個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者が入念に打合せを行うとともに、避難行動要支援者の経年変化や支援内容等を適宜更新し実効性のある計画を作成する。

イ 情報伝達、避難誘導體制の整備

(ア) 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

この際、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対しては、気象警報や避難情報を、電話、メール、直接訪問等により、直接施設の管理者等に伝達する体制を整備する。

(イ) 避難支援等実施者の明確化

市は、自主防災会・自治会等の協力を得て、隣組長や民生委員・児童委員等の福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導等を支援する避難支援等実施者（以下「避難支援者」という。）の明確化を図る。

(ウ) 情報伝達機器の整備、標識の整備等

市及び福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達機器の整備・導入を推進する。また、市は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難所等への誘導標識等を設置するよう努める。

(エ) 近隣住民等の共助意識

市は、避難支援者、自主防災会・自治会等、民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

ウ 本市の体制整備

市は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者に対する情報の伝達及び避難支援等を的確に実施するため、健康福祉部局を中心とした横断的な組織として「避難支援班」を設ける。

(2) 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受入れに関する災害協定の締結等により、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、近隣施設、NPO・ボランティア等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 施設防災計画の策定

各施設の管理者は、各施設が策定した消防計画等に基づき、初期消火、消防機関への早期通報、入所者、通所者の安全な避難誘導、搬送等の防災対策を確実に実行できるように、計画を点検し、災害発生時の職員の動員体制及び任務の分担、保護者への緊急連絡、施設の防災組織と地域の消防組織との協力体制の確保に努めるものとする。この場合において、市及び市消防本部は、必要な指導を行う。

ウ 防災教育・訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災会、消防機関等の協力、参加を得て、避難行動要支援者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に定める。

エ 地域住民との連携

各施設の管理者は、日頃から施設入所者、通所者及び職員、地域住民との連絡を密にし、災害時には、地域住民から協力が得られるよう、必要な体制づくりを図る。

市及び市消防本部は、地域の防災組織及び施設の防災組織との相互協力協定の締結を促進するなど必要な指導及び助言を行う。

オ 施設及び設備の整備・充実

各施設の管理者は、災害発生時に、施設そのものが倒壊したり、火災が発生し避難をより困難にすることがないように、常に施設や設備の点検を行うとともに、安全な避難のために必要な機材、設備について検討し、その整備充実に努める。

カ 施設相互間の応援協力

各施設の管理者は、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転居等に備えるため、施設相互間のネットワーク形成に努めるとともに、近隣施設との応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確保に努める。

(3) 外国人対策

市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

ア 国際交流関係団体、NPO・ボランティア等の協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

イ 避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

6 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

(1) 作成の目的

市内に居住する、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するために避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

対象者の範囲は、災害時等において「自力避難が困難」であり、「在宅」で、かつ、「家族の支援が困難」な「高齢者、障がい者等」及び、「これに準じる避難支援が必要な者」とし、細部は次のとおりとする。

対象者	対象者の範囲
高齢者	① 70歳以上の単身者及び70歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険法における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている者 ② 介護保険法における要介護認定3以上を受けている者
障がい者	① 身体障害者手帳1級・2級判定の者（ただし、内部障がい者を除く。） ② 療育手帳A判定の者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級判定の者
その他	① 公的支援を受けている指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等 ② 人工呼吸器、喀痰吸引機等の医療機器装着者 ③ 介護認定等の認定を受けていない者で、自主防災会等や民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、登録を申請し認められた者 ④ 対象者の要件に該当しないが、自らの命を主体的に守るため、登録を申請し認められた者
摘要	① 対象者の範囲の設定に当たっては、下記の事項を総合的に判断し設定する。 ● 警戒や避難情報等の災害関係情報の取得能力 ● 避難そのものの必要性、避難方法等についての判断能力 ● 避難行動を取る上で必要な身体能力等 ② 対象者の範囲は、市が避難支援等が必要であろうと想定し設定した基準であり、避難行動要支援者名簿には、避難支援等を必要としない対象者も含まれる。

(3) 作成に必要な個人情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10及び14の規定により、要配慮者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係部局で把握している個人情報及びマイナンバーを利用する。この際、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため必要があると認めるときは、県その他の者に対して、個人情報の提供を求めることができる。

(4) 作成・更新

ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び更新の担当部局を健康福祉部(社会福祉課)とする。

イ 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名、生年月日、性別
- (イ) 住所又は居所、電話番号、その他の連絡先
- (ウ) 避難支援等を必要とする事由
- (エ) 同意、不同意、施設入所等の区分
- (オ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 個別避難計画には、前イ項(ア)～(ウ)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 避難支援者(氏名・住所・電話番号等)
- (イ) 避難計画(避難場所、避難経路、必要資器材等)
- (ウ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 個別避難計画作成の優先順位及び作成の進め方

- (ア) 想定される被害の危険区域(浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域)に居住する者
- (イ) 避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要介護者・障がい者等(医療機器を装着している者、寝たきりの状態の者、その他)
- (ウ) 前記(ア)(イ)を最優先に、令和8年度作成完了を目標とし努力する。

(エ) 作成の進め方

- ① 優先的に作成する避難行動要支援者をリストアップ(関係各課の個人情報等活用)
- ② 個別避難計画作成の有無を確認
- ③ 作成済みの場合:実効性を確認し補備修正
- ④ 未作成の場合:関係各課等と調整会議を開催し作成(医療・福祉専門職との連携)

- オ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、自主防災会や民生委員・児童委員等からの経年変化に関する情報提供、及び避難行動要支援者管理システムにより毎月の異動者（転居者、死亡者、入所者、新規認定者）を把握し、月初めに更新作業を実施し、常に最新の状況に整備する。
- カ 避難行動要支援者名簿の中で、「未回答者、不同意者」に対し、意思確認後5年経過を基準に再度意思確認を実施し、新たに避難支援が必要となった避難行動要支援者を把握する。
- (5) 避難支援等関係者
- ア 避難支援等関係者となる者
避難行動要支援者の中で、名簿情報等の提供に同意する者及び避難支援を希望する要配慮者（登録申請者）に対する避難支援に携わる市関係課等、消防機関、天童警察署、民生委員・児童委員、福祉推進員、天童市社会福祉協議会、利用している医療機関、福祉関係団体等、居住地の自主防災会・自治会等の役員等及び避難支援者等（以下「避難支援等関係者」という。）とする。
- イ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保したうえで、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。
- ウ 避難支援等関係者の義務等
避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではなく、安全が第一であることを徹底する。
- エ その他
前記、イ項ウ項をふまえ、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者は全力で避難支援等を実施しようとするが、支援ができないこともあることを理解してもらうよう努める。
- (6) 名簿情報等の提供
- ア 市は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、同意が得られた者及び避難支援を希望し登録された者の名簿情報等を提供する。
- イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報等を提供する。
- ウ 名簿情報等の提供に当たっては、関係する地域の関係する必要最小限の名簿情報等を提供する。
- (7) 名簿情報等の管理等
- ア 個人情報の管理者及び事務取扱者は、正当な理由なく、この事務に関し知り得た避難行動要支援者に関する個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の管理者及び事務取扱者を退いた後も同様とする。
- イ 避難行動要支援者管理システムで管理する場合は、外部職員がデータの閲覧等を行うことができないよう、処理を行うパソコンを限定するとともに操作者を指定し、パスワード等によるセキュリティを設定し管理する。
- ウ 各部局ごと管理責任者を定め、管理責任者の指定する場所において厳重に管理する。
- エ 個人情報の漏えい等を防止するため、避難支援等関係者に対し、市から提供された名簿情報等の内容を、独自に電子データ化することを禁止するとともに、保持の必要がなくなった場合には、速やかに返却するよう指導する。
- オ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報等の適切な管理に努める。

(参考)

資料編 第6編 その他の関係事項

1 天童市の要配慮者の現状

第18節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、民間の団体及び個人のボランティアによる効果的な参加・協力が得られるよう、その受入体制や活動環境の整備について定める。

1 一般ボランティア

(1) 一般ボランティアの意義と主な活動分野

ア 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

イ 主な活動分野

- (ア) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (イ) 救援物資、資機材等の配分・輸送
- (ウ) 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の撤去
- (エ) 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- (オ) 被災者の話を聞く傾聴活動

(2) 一般ボランティアの形態と活動内容等

ア 一般労力提供型ボランティア（地元住民）

地元住民ボランティアは、被災者自身や被災しなかった住民により行われるボランティア活動で、地域の救援活動や復旧活動に参加するボランティア活動である。

被災者は、避難所における適切な分担を行い、被災していない住民は、物資の受入れ、配給、夜間の見回りなどを行う。

地元住民ボランティアは、自治会等組織の役員、婦人組織の役員、市ボランティア協議会の役員など、組織された地域ボランティアの役員のみではなく、地元の住民や、青年などが活動の担い手となる。

イ 一般労力提供型ボランティア（市外からの飛び込み参加）

何らのつてもなく、救援活動を目的として参加するボランティア参加者で、個人又は複数で参加するものである。

ウ 一般労力提供型ボランティア（市外からの組織的な参加）

労働組合、青年団体、医療団体、宗教団体、地域活動団体等で、組織的に参加した人々であり、震災救援のために組織された人々を含むものである。

組織的なボランティアは、団体活動として、炊き出し等の設備の設置、調達、調理、給食に関する活動のほか、地元住民の支援活動として、物資の荷下ろし、トイレ掃除、給水、倒壊家屋住民の所在確認等を行う。

エ ボランティアコーディネーター

ボランティア団体や青少年団体等でリーダー等としての経験を有するもので、災害発生時の避難場所等におけるボランティアの指導、調整等を行う。

(3) ボランティア受入体制の整備

天童市総合福祉センター内に天童市災害ボランティアセンターを設置(予定)し、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO・ボランティア等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ 市災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ 市災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ 市災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ 地域における防災意識の普及啓発

カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

2 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体 (ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO・ボランティア等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

3 活動環境の整備

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進し、ボランティア活動の環境整備に努める。

4 ボランティア活動の支援策

市は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、事前の研修や研修制度の整備、ボランティア休暇制度の啓発推進、災害発生に向けたボランティア保険の研究及び支援、ボランティア活動拠点の整備推進等、ボランティア活動の環境の整備に努める。

5 災害発生時のボランティアの協力

市は、社会福祉協議会と連携し、NPO・ボランティア等の協力体制を確立することにより、災害発生時にNPO・ボランティア等が行うボランティア活動が効果的に発揮できるよう努める。

6 民間団体への協力要請の手続

災害時において、民間団体からの協力が必要とされるときは、以下の事項を明らかにして、その民間団体の責任者に対して要請する。

- (1) 活動の内容
- (2) 協力を希望する人数
- (3) 調達を要する資機材等
- (4) 協力を希望する地域及び期間
- (5) その他必要と認められる事項

7 災害時ボランティアの役割分担

市は、県及び日本赤十字社山形県支部との間において、必要とするボランティアの人数、業務内容、業務場所、集合場所等の内容について協議し、災害時にボランティアの活動が迅速かつ効果的に実施できるように速やかに調整する。

第19節 技術者等計画

大地震によって、多大な被害が発生した場合、その災害応急活動において、技術者による効果的な参加・協力が得られるよう、その体制や連携のための対策について定める。

1 技術者の想定等

技術者の活動は、組織化された団体及び企業のほか、個人による態様が考えられ、平時における災害時を想定した活動と災害時における活動が想定される。また、行政は、技術者の活動を円滑に推進する方策や対策の充実に努めるため、活動拠点の整備推進等の活動の環境の整備に努めるものとする。

2 技術者活動の位置付け

災害時に実施される技術者の活動には、「行政が実施する災害対策を補完する活動」がある。こうした技術者の活動の意義を踏まえて、活動が効果的に活かされる方法等について本市地域防災計画に位置付けを行う。

3 技術者の種類と活動内容

地震発生後、事態の沈静化に伴い、救援活動の実施から復旧及び復興活動へと活動の必要性が変化し、これらに伴う専門性を持った技術者が必要となってくる。必要と考えられる技術者は、以下のとおりである。

分野	活動内容	資格要件
救急・救助技術者	被災者の救急・救援活動その他避難誘導等の支援活動	消防・警察業務に知識経験を有する者
医療技術者	災害発生直後の医療活動や病院等における医療支援活動	医師及び看護師
介護技術者	避難所等における要介護者への対応、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮父母等
建物判定技術者	建物の倒壊や外壁等の落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定する。	応急危険度判定士
輸送技術者	バスにより専門技術者等の要員の搬送に当たる。 トラックにより資機材、義援物資等の輸送に当たる。	トラック及びバスを有する運転者
手話通訳技術者	手話通訳による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話に堪能な者
外国語通訳技術者	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
通信技術者	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
砂防技術者	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者

4 技術者受入体制の整備

技術者の募集を積極的に行うとともに、提供を希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備する。

5 技術者への要請業務

市は、次のような業務に参加・協力を要請する。

- (1) 負傷者の救出、救助、搬送等の被災者に対する救急及び救助活動
- (2) 被災者に対する輸送の業務
- (3) 被害状況の調査補助業務
- (4) 道路、公共施設等の応急復旧活動
- (5) 応急的仮設住宅の建設業務
- (6) 必要必需品の調達業務
- (7) その他市が実施する災害応急業務への応援協力

6 団体等の協力業務

災害時に国、県、民間団体等から協力が得られる主な業務は、以下のとおりである。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見した時の市対策本部への通報
- (2) 市民の避難誘導等に対する救助活動
- (3) 被害状況の調査
- (4) 建築物の危険度判定調査
- (5) 公共施設の応急復旧作業
- (6) 応急仮設住宅の建設
- (7) 建設資材の調達
- (8) 生活必需品の調達
- (9) その他の災害応急対策業務への協力

7 民間団体への協力要請の手続

災害時において、以下の事項を明らかにして、団体等の責任者に対して要請する。

- (1) 活動の内容
- (2) 協力を希望する人数
- (3) 調達を要する資機材等
- (4) 協力を希望する地域及び期間
- (5) その他必要と認められる事項

8 災害時の役割分担

市は、県及び日本赤十字社山形県支部との間において、必要とする技術者の人数、業務内容、業務場所、集合場所等の内容について協議し、災害時に技術者の活動が迅速かつ効果的に実施できるように速やかに調整する。

災害時のボランティア活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急手当
- (2) 医療救護活動
- (3) 情報の収集・伝達
- (4) 被災者の安否の調査
- (5) その他市が必要とする業務

第20節 情報通信網の整備計画

大地震によって多大な被害が発生した場合にも通信手段を確保し、速やかな被害情報の収集・伝達を行い、適切な応急活動が実施できるよう、その対策について定める。

1 現有情報通信手段の充実

- (1) 山形県防災行政無線電話及びFAX、防災情報システム
 - ア 衛星回線の現有システムについて、通信訓練等を実施しながら機器の操作の習熟を図る。
 - イ 防災情報システムによる情報収集や通信のため、機器の操作の習熟を図る。
- (2) 市防災行政無線電話
 - ア 現有システムを計画的に更新・整備し、確実な通信の確保を図る。この際、月1回の通信訓練等を実施し、機器の機能維持と操作要領の習熟を図る。
 - イ 携帯無線機器の適切な配置及び充実について、担当部課等と協議しながら実施を図る。
- (3) NTT有線電話及びFAX
 - ア 対策本部設置場所や拠点施設を優先し、機器の適切な配置及び充実について、担当部課等と連携し整備を推進する。
 - イ 災害発生時は、電話の使用が殺到し、通話回線が込み合うため、地域社会の秩序及び安全の維持に必要な重要電話回線として、災害時優先電話（携帯電話を含む。）をあらかじめ指定し、職員に周知し、発信規制対象電話から除外して通話を確保する。
- (4) 市広報車
被災地域での情報収集及び広報活動のための広報車の充実を図り、必要な台数の確保を図る。
- (5) 通信機器の借用
必要に応じて、職員の所有する携帯電話を借り上げ、通信機器の確保に努める。
- (6) 緊急速報メールの活用
携帯電話会社各社との契約に基づき、緊急情報等を適時に配信できるよう準備する。

2 移動系通信設備

災害時に有効なアマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について継続的に整備する。

移動通信系の利用に当たっては、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア・ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

3 他機関の通信施設の利用

- (1) 災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条、水防法第27条又は災害救助法第11条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。
- (2) 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合等は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。
- (3) 防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとする。

(参考)

- 資料編 第1編 法令等
- 6 基準及び指針
 - ・ 公益事業防災計画基準

第21節 被害想定

大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図るため、地震発生によるその被害の特徴、想定被害量及び災害との連関を示して、より具体的な予防対策の推進を図る。

1 地震災害の特徴と被害の想定

地震災害は、特に大地震の場合、地震動による一次的な災害に加えて、火災、水害、土砂災害の発生やライフラインの寸断等の二次的な災害が発生し、被害が拡大、長期化する点が特徴である。

2 想定被害量

より実質的な地域防災計画の策定のためには、災害や応急対策活動がイメージできる具体的なデータが重要である。

このようなことから、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「山形盆地断層帯の評価（平成14年5月8日）」をもとに、山形盆地断層帯を震源とするマグニチュード7.8程度の地震を想定する。災害の想定を液状化の予想、在宅の状況、積雪、火気の使用等から県が実施した地震対策基礎調査被害を想定する。

3 被害想定公表

地震災害の対策の重要性の啓発のために、市報、ホームページ等で被害想定量を公表する。

山形盆地断層帯における被害想定（天童市）

平成14年 山形盆地断層帯被害想定調査

区 分	発 災 ケ ー ス		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.8程度		
震度	6強～7		
建物全壊 (建物棟数 25,432 棟)	2,637棟 10.4%		2,137棟 8.4%
建物半壊 (建物棟数 25,432 棟)	3,388棟 13.3%		3,093棟 12.2%
道路被害	(長期被害、橋梁、短期被害：路面変状、落成崩壊) ①国道13号 長期被害の可能性あり。 ②国道48号 軽微な被害		
出火件数	27件	11件	3件
焼失棟数	50棟	17棟	4棟
建物損壊による死者数	114人	148人	95人
建物焼失による死者数	18人	6人	1人
死者数計	132人	154人	96人
負傷者（重傷）	172人	191人	140人
負傷者（軽傷）	1,033人	1,149人	838人
負傷者計	1,205人	1,340人	978人
建物被害罹災者	14,204人	14,126人	12,236人
避難所生活者	6,761人	6,709人	5,689人
上水道被害箇所（送水管）	170箇所		
上水道被害箇所（配水）	2,986箇所		
上水道断水世帯	16,222世帯 93.4%		16,184世帯 93.2%
下水道排水困難世帯 (管轄人口 35,782 人)	53世帯 0.53%		
電力停電世帯	6,248世帯 36.1%		5,883世帯 33.9%
電話不通世帯	5,932世帯 25.4%		5,356世帯 22.9%

長井盆地西縁断層帯における被害想定（天童市）

平成18年 山形県地震被害想定調査

区 分	発 災 ケ ー ス		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.7程度		
震度	6弱～6強		
建物全壊 (建物棟数 29,740 棟)	1,422棟 4.8%		1,322棟 4.4%
建物半壊 (建物棟数 29,740 棟)	3,395棟 11.4%		3,157棟 10.6%
建物全半壊計	4,817棟		4,479棟
焼失棟数	8棟	0棟	0棟
死者数	53人	102人	40人
負傷者数	656人	1,016人	544人
死傷者計	709人	1,118人	584人
避難所生活者	3,976人	5,052人	3,976人
上水道被害箇所（管路）	397箇所		
上水道断水世帯	地震直後 19,093世帯 97.8%		
	一日後 16,536世帯 84.7%		
下水道排水困難人口	1,085人 1.82%		
電力停電世帯	3,241世帯 16.4%		
電話不通世帯	1,714世帯 7.3%		

※数値の「0」は想定上1に満たないもの。

庄内平野東縁断層帯における被害想定（天童市）

平成18年 山形県地震被害想定調査

区 分	発 災 ケ ー ス		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.5程度		
震度	5強～6弱		
建物全壊 (建物棟数 29,740 棟)	11棟 0.04%		10棟 0.03%
建物半壊 (建物棟数 29,740 棟)	207棟 0.70%		189棟 0.64%
建物全半壊計	218棟		199棟
焼失棟数	0棟	0棟	0棟
死者数	2人	2人	1人
負傷者数	74人	74人	46人
死傷者計	76人	76人	47人
避難所生活者	720人	923人	720人
上水道被害箇所（管路）	62箇所		
上水道断水世帯	地震直後 13,432世帯 68.8%		
	一日後 7,536世帯 38.6%		
下水道排水困難人口	477人 0.80%		
電力停電世帯	0世帯 0.00%		
電話不通世帯	0世帯 0.00%		

※数値の「0」は想定上1に満たないもの。

新庄盆地断層帯における被害想定（天童市）

平成10年 山形県地震被害想定調査

区 分	発 災 ケ ー ス		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.1程度		
震度	5弱～6弱		
建物全壊	6棟		4棟
建物半壊	122棟		105棟
建物全半壊計	128棟		109棟
焼失棟数	0棟	0棟	0棟
死者数	1人	1人	0人
負傷者数	46人	46人	0人
死傷者計	47人	47人	0人
建物被害罹災者	301人	300人	254人
避難所生活者	104人	103人	86人
上水道断水世帯	208世帯 1.2%		191世帯 1.1%
下水道排水困難世帯	0世帯 0.00%		
電力停電世帯	1,674世帯 9.7%		1,649世帯 9.5%
電話不通世帯	911世帯 3.9%		875世帯 3.7%

※数値の「0」は想定上1に満たないもの。

第2章 災害応急計画

第2章 災害応急計画

- 第1節 基本方針
- 第2節 活動体制
- 第3節 災害情報収集・伝達計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 避難所運営計画
- 第6節 災害広報計画
- 第7節 救助・救急計画
- 第8節 応急医療計画
- 第9節 交通輸送計画
- 第10節 相互応援計画
- 第11節 自衛隊災害派遣要請計画
- 第12節 応急給水計画
- 第13節 緊急排水計画
- 第14節 食料供給計画
- 第15節 生活必需品等物資供給計画
- 第16節 保健・防疫計画
- 第17節 廃棄物処理計画
- 第18節 障害物の除去計画
- 第19節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・収容・埋火葬
- 第20節 住宅の仮設・応急修理計画
- 第21節 文教対策
- 第22節 市庁舎の応急対策計画
- 第23節 水道・下水道施設の応急対策計画
- 第24節 火災対策
- 第25節 水害対策
- 第26節 孤立集落の応急計画
- 第27節 農林産業災害応急計画
- 第28節 要配慮者の応急対策計画
- 第29節 災害ボランティア活動支援計画
- 第30節 技術者等動員計画
- 第31節 義援金・義援物資の受入・配分計画
- 第32節 災害救助法の適用
- 第33節 被害調査

第1節 基本方針

1 基本方針

大地震発生時に災害の拡大を防ぎ、迅速かつ的確な災害応急活動を実施することにより、市民を保護し、二次災害等の発生を防止する。

地震災害時に人命を保護するためには、速やかな応急対策活動が望まれることから、第1次的に実施する応急活動として計画する。

2 地震発生時の応急活動

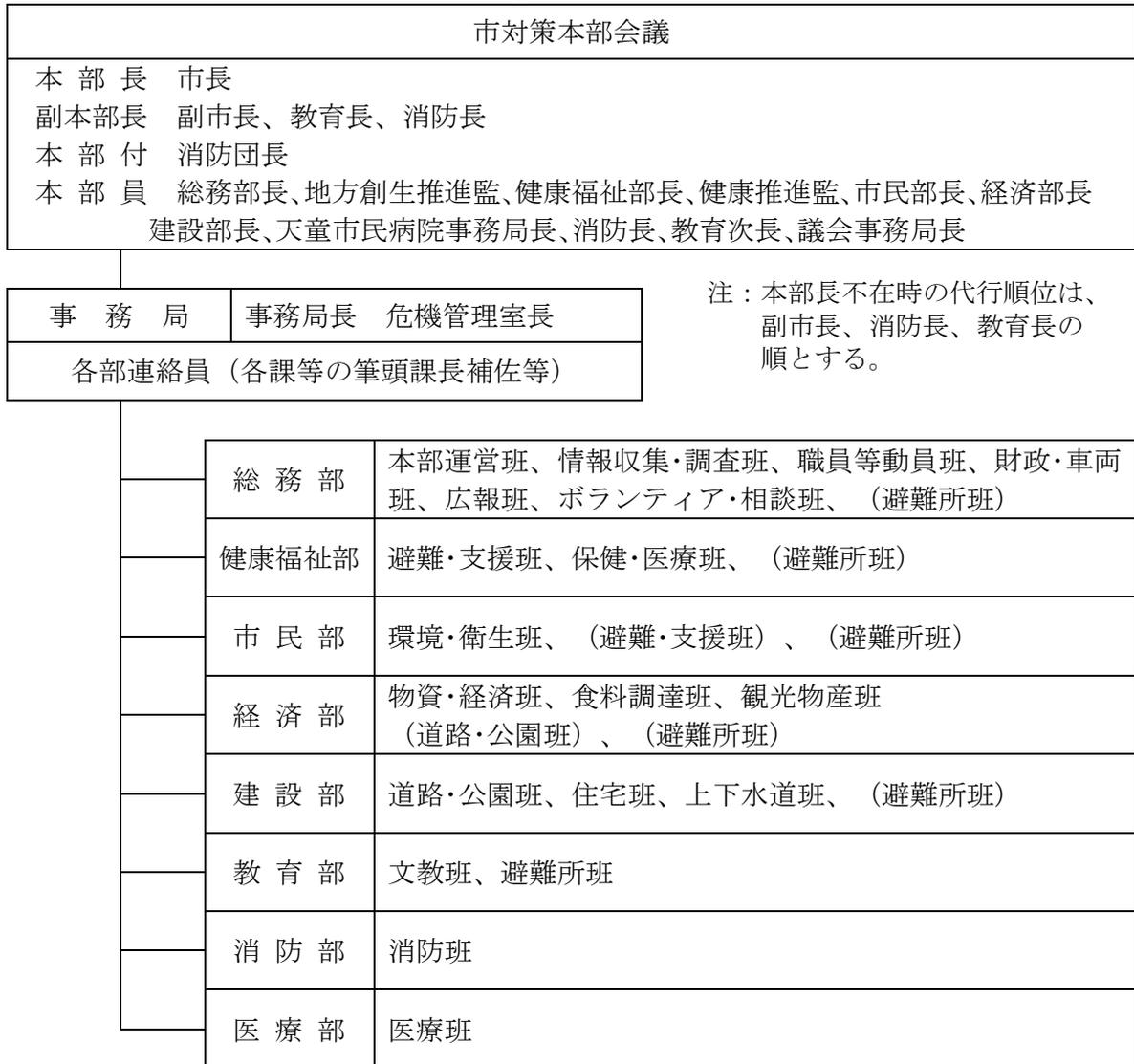
- (1) 速やかに活動体制を確立する。
- (2) 災害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。
- (3) 危険が急迫している地域へ避難情報を発令する。
- (4) 市民の安全確保、円滑な災害活動のための災害広報及び報道機関への情報提供に努める。
- (5) 災害対策活動を実施するために必要な通信手段の確保に努める。
- (6) 生命及び身体が危険な状態にある者の救出及び救急搬送を実施する。
- (7) 傷病者が発生した場合の応急医療体制の確保を図る。

第2節 活動体制

地震災害発生時の動員基準及び動員体制を確立し、大規模な地震の発生に際しても適切な初動対応ができる対策本部の設置及び運営並びに活動体制について定める。

1 組織

(1) 市対策本部の組織は、次のとおりとする。



注：本部長不在時の代行順位は、副市長、消防長、教育長の順とする。

注：（ ）の班に職員を派遣

(2) 防災支部

各地区における災害応急対策を強化するとともに、詳細な状況を把握し早急の対策を行うため、各地区に防災支部を置く。

2 動員体制

(1) 動員区分

職員の動員は、災害の情報、被害情報等により、次の区分に従って行う。ただし、本市に震度5弱以上の地震が発生又は本市の地域に大規模な災害が発生した場合は、資料編「天童市災害発生時における職員の初動体制についての基準」（以下「初動基準」という。）に従い、全職員が参集するものとする。

(2) 動員配備体制の概要

震度	体制	参集範囲	活動内容（優先順）
3	情報収集班 (第一次体制) 班長:危機管理室長	・危機管理室職員 ・建設課職員(※)	・被害状況等の収集及び伝達
4	災害対策警戒班 (第二次体制) 班長:総務部長	・各部課等の長 ・危機管理室職員 ・建設課職員 ・消防本部職員 ・施設対応職員(職員録) ・部課等の長が命じた職員	・各課等管理施設の被害状況等の収集及び総務部長へ報告 ・防災支部(市立公民館)の開設、地区の情報収集及び総務部長へ報告 ・被害状況等の集約及び報告 ・副市長と災害対策連絡本部への移行等について協議
5弱 以上	災害対策連絡本部 (第三次体制) 本部長:副市長	・全職員	・被害状況等の収集及び応急対策 ・被害状況等の集約及び報告 ・その他本部長の命じる事項
	災害対策本部 (第四次体制) 本部長:市長	・全職員	・全職員を挙げて応急対策及び復旧対策
備考	1 (※) 長雨や大雨時の地震発生の場合等、細部は建設課の計画による。 2 参集者の解散は、各体制の長の統制による。		

(3) 現地派遣班

本部長が必要と認めるときは、その都度現地派遣班を編成し被災地、市立公民館等に派遣する。

(4) 本部設置の予定場所

ア 市庁舎が被災していないとき 3階会議室(作業所:5階会議室)、3階会議室が不相当なときは庁舎内の会議室

イ 市庁舎が被災し、使用することが不可能となったとき

(ア) 第1予定場所 天童市市民文化会館3階

(イ) 第2予定場所 天童市総合福祉センター3階

(5) 支部設置の予定場所

防災支部は各地区の市立公民館に設置する。ただし、市立公民館が被災し、又は被災するおそれがある場合は、他の施設で防災支部の開設が可能なところに開設する。

(6) 動員の要領(市対策本部設置の場合)

ア 勤務時間内の動員方法

「市長が設置及び配備を決定」→総務部長→各部等の長→各部等の課長→各部班員



危機管理室長 → 各部連絡員

(ア) 市長は、被害情報により被害が甚大又は拡大するおそれがあるときは、市対策本部の設置を命令するものとする。

(イ) 本部長から動員命令を受けた総務部長は、直ちに各部等の長及び危機管理室長に連絡し、必要な職員の動員を命ずるものとする。

(ウ) 各部等の長は、各部等の課長に指示し、通常の業務を継続しつつ各課等の災害対応機能が発揮できる体制をとるものとする。

(エ) 危機管理室長は、各部連絡員に連絡し、連絡を受けた連絡員は、部内の連絡及び調整に当たり、応急対策が効果的なものとなるよう努めなければならない。

イ 勤務時間外の動員方法

「市長が設置及び配備を決定」



総務部長→ 危機管理室長→ 各部連絡員→ 各部等の長→ 各部等の課長→ 各部班員

総務部長→ 各部等の長→ 各部等の課長→ 各部班員

- (ア) 危機管理室長は、気象台等から警戒すべき注意報、警報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (イ) 総務部長は、市内に災害が発生又は発生するおそれが生じたときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (ウ) 動員命令を受けた総務部長は、危機管理室長に指示し、直ちに各部連絡員に緊急連絡するとともに、各部等の長に連絡するものとする。
- (エ) 緊急連絡を受けた各部連絡員は、直ちに各部等の長に連絡し、必要な指示を受け、各部等の課長を動員し、自らも速やかに所定の場所に参加するものとする。
- ・ 消防本部職員の動員は、消防長が定めるところによる。
 - ・ 各部等の長は、各部班における非常連絡及び班員の動員を円滑に実施するため、各課等の筆頭課長補佐等を連絡員として定めておくものとする。
- (7) 班の編成
被害の調査及び応急対策活動を実施するため、各部等の長は別命なく災害時の分掌事務に示された班を編成し、統括課（災害時の分掌事務に◎印のある課）の業務統制下に入れるものとする。また、統括課は、必要に応じて、担当部等の長に連絡し、部等の長は、部内の班員に命令し、班の編成を調整することができる。
- (8) 応援要請
各部班において、応急対策活動を実施するに当たり、班員に不足を生じ、他の部班の応援を必要とするときは、総務部長に要請するものとする。この場合において、要請を受けた総務部長は、他の部班から班員を配置しなければならない。
- さらに、市対策本部が実施する応急対策において対応が困難又は不可能であると認められるときは、山形縣市町村広域相互応援に関する協定書に基づき応援調整市への応援要請及び県への協力要請を行うものとする。

3 動員基準

- (1) 災害発生時の職員の初動体制について
災害が発生した場合には、電話回線の不通等で職員の緊急動員のための連絡手段が絶たれるおそれがあるため、初動基準を定め、職員があらかじめ定められた施設へ参集し、速やかに応急対策活動に従事するものとする。
- (2) 参集基準
- ア 災害が発生し、家屋等の損壊、道路・橋りょう等の損壊、火災の延焼の拡大、ライフラインの寸断等が見られ、本来の動員体制による対応ができない場合
 - イ 山形地方気象台が震度情報として震度5弱以上の発表をした場合
 - ウ その他市内に通常予想されない重大な災害が発生した場合
- (3) 参集する施設
- ア 市庁舎
初動基準に定める本部対応職員が参集する。
 - イ 本市が管理又は管理を委託している施設
初動基準に定める施設対応職員が参集する。
 - ウ その他
市庁舎が被災しているときは、課等の長が指示した施設
- (4) 応急対策職員の報告
震度5弱以上の地震が発生し職員が応急対策のために参集したときは、各班の長は、職員の動員状況を、市対策本部（又は災害対策連絡本部）の職員等動員班に報告する。
- (5) 応急対策活動のあらまし
- ア 本部対応職員

各部班の事務分掌に関すること。

イ 施設対応職員

- (ア) 当該施設利用者の安全の確保に関すること。
- (イ) 当該施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- (ウ) 市対策本部からの指示業務に関すること。

4 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の公表

前項の動員区分により市対策本部を設置したときは、その旨を次により通知及び公表するとともに、当該本部の表示板を市庁舎正面玄関前に掲げるものとする。

通知先	通信手段	担当	備考
各 部 課 等	庁内放送、電話又はメール	総務部長	危機管理室
防災会議委員	電話又はFAX	〃	危機管理室
一 般 市 民	巡回広報車、ホームページ等	〃	市長公室（広報係）
県防災危機管理課	防災情報システム 防災行政無線又は電話	〃	危機管理室
報 道 機 関	防災情報システム 電話又はFAX	〃	市長公室（広報係）

(2) 廃止

本部長は、本市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認める場合又は災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、市対策本部を廃止する。

(3) 市対策本部の設置又は廃止の報告等

本部長は、市対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課）に対し報告するとともに、関係機関等に通報する。

(4) 本部会議

ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集するものとする。

イ 本部長は、会議の招集が必要と認められるときは、事務局長に申し出るものとする。

ウ 本部長は、それぞれの分掌事項について本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

エ 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関の職員の出席を求めるものとする。

(5) 協議事項

ア 災害情報の分析及びこれに伴う応急対策に関すること。

イ 本部の動員及び配備体制の切替え並びに廃止に関すること。

ウ 各関係団体に対する応急対策の要請又は避難情報の発令に関すること。

エ 応急災害救助に関すること。

オ 県、他市町行政機関及び関係公共機関に対する応援の要請に関すること。

カ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

キ 災害対策に要する経費に関すること。

ク その他災害対策に関する重要な事項

(6) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係職員に周知を要する事項については、関係部課等を通じ、速やかにその徹底を図るものとする。

5 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、本市に災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

執行に当たっては、山形県災害救助法施行細則に基づき実施するものとする。

6 業務継続性の確保

- (1) 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保に努める。

- (2) 業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも本部長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、市庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の指定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておく。
- (3) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を適時に行う。
- (4) 本市が保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

7 複合災害への対応

- (1) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営に当たる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 市は、複合災害を想定した図上訓練を行うとともに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の土砂災害等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

8 各地区の災害対応

- (1) 防災支部の開設
局地的な被害の発生や災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に防災支部を開設する。
- (2) 防災支部の運営
構成員の中から支部長を選出し、関係団体の協力を得ながら運営を行うことにより、地区内の応急対策等について迅速で的確な総合調整を行なう。
- (3) 防災支部の役割
 - ア 地区における応急対策の総合調整
 - イ 地区関係団体（自主防災会・自治会、消防団、婦人会・婦人防災クラブ等）との連絡・調整
 - ウ 市対策本部との連絡・調整
 - エ 各種災害対応に対する人的・物的支援の調整、市対策本部への要請
 - オ 地区の被害状況の収集
 - カ 避難所（市立公民館）の開設と運営
- (4) 防災支部運営委員会の構成
 - ア 避難所班職員
 - イ 地区の自主防災会連絡会長
 - ウ 町内会長の代表者
 - エ 市立公民館長
 - オ 消防団分団長等
 - カ 地区の婦人会・婦人防災クラブ等の長
 - キ その他

（参考）

資料編 第1編 法令等

6 基準及び指針

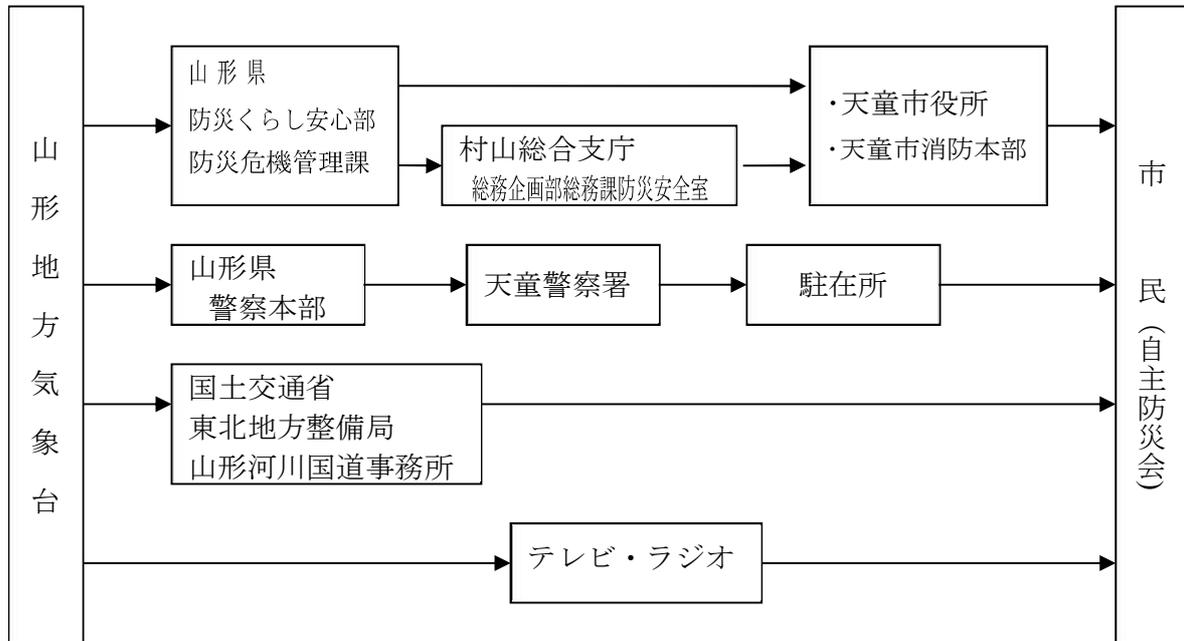
- ・ 天童市災害発生時における職員の初動体制についての基準
- ・ 各部班の分掌事務（初動時、二次体制）
- ・ 災害時等における職員の参集基準

第3節 災害情報収集・伝達計画

地震災害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に収集・伝達するよう計画する。

1 地震に関する伝達系統図

地震等に関する情報等の伝達系統は、次のとおりである。



2 情報の優先順位

次の優先順位で情報の収集・伝達を行う。

- (1) 人命に関わる情報及び重傷病者に関する情報（直ちに）
- (2) 傷病者、避難に関する情報、水・食料等の情報（発生後3時間以内に）
- (3) 生活必需品及び応急・復旧活動に関する情報（発生後6時間以内に）

3 被害情報の収集・伝達の手段

- (1) 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- (2) 災害情報の収集に当たっては、消防機関、天童警察署及び自主防災会・自治会等と緊密に連携し、人的被害、住家被害、ライフラインの被災状況等に係わる情報を収集する。
- (3) 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。
- (4) 次の手段で被害情報の収集・伝達を行う。なお、NTT回線は災害時優先電話を利用する。

連絡先	通信手段
市対策本部の各部班の連絡	市防災行政無線、衛星携帯電話 NTT回線（電話、FAX） 庁内LAN
関係機関との連絡	山形県防災行政無線（電話、FAX、Eメール） NTT回線（電話、FAX）

山形県との連絡	山形県防災情報システム、防災基礎地図システム 電子メール、NTT回線（電話、FAX）
自衛隊との連絡 （山形県との連絡が不通の場合）	山形県防災行政無線（電話、FAX、Eメール） NTT回線（電話、FAX）
消防庁との連絡 （山形県との連絡が不通の場合）	山形県防災行政無線（電話、FAX、Eメール） NTT回線（電話、FAX）
住民への連絡	同報系無線、防災ラジオ、NTT回線（電話、FAX）、 市広報車、報道機関による緊急放送、緊急速報メール、 登録者メール、SNS、ホームページ、自主防災会等 関係団体の連絡網、学校の校内放送、デパート等の館 内放送、バス列車等の車内放送、その他あらゆる手段 を活用

4 被害情報の区分

被害情報を次のとおり区分し、被害報告、応援要請等を行う。

- (1) 人的被害（死者、行方不明者、重傷者、軽傷者）
- (2) 物的被害（住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、非住家被害）
- (3) ライフライン関係の被害（電気、ガス、水道、下水道、電話、道路等）
- (4) 公共建築物の被害（文教施設、公共施設）
- (5) その他（農林・土木・商工関係被害）

5 被害状況等の報告

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合、配備体制、人的被害、住家被害、火災、土砂災害等の発生状況、避難所開設状況等を収集し、山形県防災情報システム、防災基礎地図システム、電子メールにより県に報告する。ただし、電子メールによる報告については、村山総合支庁を経由して県に報告する。
- (2) 市は、報告すべき災害・火災等を覚知した場合は、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告を実施する。

6 応援要請機関等

通信手段の確保のため、応援が必要と認めるときは次の機関へ応援を要請する。

- (1) (社)日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ
- (2) 陸上自衛隊第6師団司令部

7 通信機器の応急調達

災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

（参考）

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

- 4 山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置及び管理運用に関する協定書
- 15 アマチュア無線による災害時応援協定書
- 35 山形県防災情報システムの設置、管理及び運用に関する協定書
- 50 山形県防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定書

第3編 防災関係機関

- 1 防災関係機関連絡先一覧
- 2 報道機関

第4節 避難計画

地震発生によって危険が急迫した場合における市民を安全に避難させるための避難情報の発令及び避難所の設置等について定める。

1 避難情報

(1) 避難情報の発令責任者は、次のとおりとする。

実施責任者	措置等	災害の種類	実施基準（根拠法令）
市長 (知事) <small>※市が事務を行うことができなくなったとき、市長に代わって知事が実施</small>	・高齢者等避難	災害全般	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。
	・警戒区域の設定 ・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内での待避等の安全確保措置		・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ・知事にその旨を報告 (災害対策基本法第60条、第63条)
水防管理者	・立退きの指示	洪水	・水防法第29条
警察官	・立退き、立退き先の指示 ・屋内での待避等の安全確保措置	災害全般	・市長が立退き等を指示することができないと認める場合又は市長から要求があった場合 ・警察官→(通知)→市長→(報告)→知事 (災害対策基本法第61条)
	・避難等の措置		・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し、必要限度で避難等の措置 ・警察官→(報告)→公安委員会 (警察官職務執行法第4条)
知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	洪水	・洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。 ・水防管理者→(通知)→警察署長 (水防法第29条)
知事又はその命を受けた県職員		地すべり	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 ・知事・県職員→(通知)→警察署長 (地すべり等防止法第25条)
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	災害全般	・警察官がその場にはいない場合に限り (「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置) ・自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者 (自衛隊法第94条)

(2) 避難情報の発令判断基準

ア 本部長は、次の基準及び第3編「風水害対策」第2章「災害応急計画」第5節「避難計画」の判断基準により避難情報を発令する。

この際、時期を失することなく適切なタイミングで発令できるよう、山形地方気象台長等とのホットラインを有効に活用するとともに、空振りをおそれず早目の発令に留意する。

イ 地震災害時の避難情報の発令判断基準

<ul style="list-style-type: none"> ・火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予測される場合 ・火災拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場所 ・避難経路を断たれる危険のある場合 ・爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合 ・有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合 ・地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予測される場合 ・地すべり、がけ崩れ等により著しく危険が切迫している場合 ・水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難な場合
--

ウ 避難情報の区分と住民がとるべき行動等（各種災害共通）

区 分	発令される状況	住民がとるべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保 (市が発表)	※ 災害発生又は切迫 (必ず発令される情報 ではない。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 命の危険 直ちに安全確保！ ・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、身の安全を直ちに確保するため、相対的に安全な場所へ緊急安全確保(※1)を行う。
※警戒レベル4までに必ず避難！		
警戒レベル4 避難指示 (市が発表)	※ 災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な場所から全員避難！ * 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 洪水に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」(※2)することが可能である。
警戒レベル3 高齢者等避難 (市が発表)	※ 災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な場所から高齢者等は避難！ ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・ 上記以外の者も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。(自主避難開始のタイミング) ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル2 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)	※ 気象状況悪化	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの避難行動を確認！ ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認する。
警戒レベル1 早期注意情報 (気象庁が発表)	※ 今後気象状況悪化 のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害への心構えを高める！ ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※1 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置

※2 屋内安全確保

ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動(垂直避難)や高層階に留まる(待避)等により、計画的に身の安全を確保すること。

注1 突発的な災害の場合、市からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

注2 警戒レベルは風水害時に使用し、地震災害時には使用しない。

(3) 自主避難

本部長は、避難情報を発令するまでには至っていないものの、災害発生危険が予期され、早めの対応を促す場合に「自主避難の呼びかけ」を発表する。

2 避難情報の伝達・報告等

(1) 伝達内容

危険の切迫性に応じ避難情報の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ア 避難情報（警戒レベル3・4）を発令する場合の伝達内容

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (ア) 警戒レベル(風水害時) | (エ) 避難先(避難所の名称及び所在地等) |
| (イ) 要避難対象地域 | (オ) 避難経路 |
| (ウ) 避難理由 | (カ) 避難時の注意事項等 |

イ 緊急安全確保（警戒レベル5）を発令する場合の伝達内容（風水害時）

- | |
|--------------------------------------|
| (ア) 注意喚起：「緊急放送！緊急放送！」「警戒レベル5 緊急安全確保」 |
| (イ) 災害発生区域又は災害のおそれのある区域：「〇〇で災害発生」 |
| (ウ) 避難行動：「命の危険！直ちに安全確保！」（繰返し） |

(2) 伝達方法

ア 同報系無線、防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、SNS、サイレン、警鐘、広報車、テレビ・ラジオ等、あらゆる手段を活用し、住民等に対して迅速に周知・徹底する。

イ 本部長は、自主防災会・自治会等の協力を得て、家庭を個別に訪問し、伝達の徹底を図る。この際、避難行動要支援者への避難情報の伝達に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災会・自治会等、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者を通じ確実に伝達する。

(3) 避難情報を発令した場合の報告等

ア 知事に対する報告

本部長は、避難情報を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

イ 関係機関に対する連絡

避難情報の発令は、天童警察署と相互に緊密な連絡を取りながら行う。なお、警察官が単独で避難情報を発令したときは、本部長は直ちにその旨の報告を受けるものとする。

ウ 避難所の管理者に対する連絡

本部長は、避難情報を発令する際は、直ちに避難所として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に避難所の設置を依頼する。

3 避難の方法

(1) 避難誘導

ア 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難の誘導は、警察官、消防吏員、消防団員等の協力を得て実施する。

この際、次の点に留意しながら安全かつ迅速に行う。

(ア) 可能な限り、自主防災会・自治会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

この際、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

(イ) 市は、地域又は自主防災会・自治会等单位に避難集団を形成するため、天童警察署及び消防機関の協力を得て、避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

(ウ) 事前に避難路の安全を点検し、危険箇所には立入禁止等の表示を行うほか、要所に誘導員を配置し、避難者の事故防止に努める。

(2) 住民の自主的避難

あらかじめ避難所の鍵を近隣住民に保管してもらったり、避難所の鍵ボックスに保管する等により、住民が直ちに自主避難ができるようにしておく。

(3) 避難の順序

避難の順序は、妊産婦、傷病人及び老幼者等の要配慮者を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

(4) 避難の手段

避難に当たっては、避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による立ち退きが不可能な場合は、地域の自主防災会・自治会等が協力して避難を行うものとする。

4 避難所

本編第1章第5節「避難体制整備計画」で定める指定緊急避難場所に避難する。

5 学校・病院における避難

学校、保育園等、病院、社会福祉施設、大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき安全な避難方法により避難する。

6 避難情報の解除

災害による危険が解消されたときは、避難情報を解除する。この場合、避難情報の解除の伝達は、避難情報の発令の場合と同様の方法により行う。

7 その他

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

(3) 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

ア 警戒区域設定権者

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。ただし、知事は、市長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (法第63条)
	警察官	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第63条)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市町村長又は市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第63条)

災害種別	設定権者	実施の基準
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定 (消防法第23条の2)
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定 (消防法第28条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。 (消防法第28条)
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定 (水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 (水防法第21条)

イ 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

ウ 避難所への受入れ

市は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所等を開設しこれらの者を受入れる。

第5節 避難所運営計画

家屋の倒壊等により、生活ができなくなった者に対して開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

1 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

教育部長は、避難所の管理者に連絡するとともに、速やかに事前に指定した避難所担当職員を避難所に派遣し、迅速な開設・運営に努める。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。

さらに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のために必要に応じて福祉避難所を開設する。

この際、避難者の過密抑制など感染症対策を考慮した開設・運営に努める。

なお、開設期間は、災害救助法が適用された場合、原則として災害発生の日から7日以内の期間に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続きを行う。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

自主防災会や避難住民の代表者等と協力し、避難者名簿を作成し、避難者の人数及び内訳（男女別、年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者（在宅避難者・車中泊者）等に関わる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災会・自治会及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダー（避難所運営委員会の委員長、副委員長、活動班長等）として選出する。

ウ 物資等の調達及び配布

(ア) 避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。この際、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し、必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。

初期段階で必要な物資として、次のようなものが考えられる。

- ・ 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることができるもの）
- ・ 毛布
- ・ 日用品（マスク、紙コップ、紙皿、割り箸等）
- ・ 医薬品（消毒液、常備薬、救急箱等）
- ・ 生理用品
- ・ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- ・ 簡易トイレ、トイレットペーパー
- ・ 飲料水
- ・ 燃料

(イ) 第2章第14節「食料供給計画」及び第2章第15節「生活必需品等物資供給計画」に基づいて、食料、生活必需品等を配布する。

エ 通信手段の確保

避難所と市役所との通信は、各市立公民館備付けの無線機、各同報系無線子局備付けの無線機並びに各小中学校の災害時優先電話、特設公衆電話等をもって確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

避難者の事情により避難所以外の在宅避難者や車中泊等を行っているなど、止むを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

本部長は、避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、天童警察署及び消防本部等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

2 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、教育部長の責任の下で行い、学校その他の施設が避難所となった場合、学校長等の施設管理者は、避難所が円滑に運営管理されるよう教育部長に協力する。

(1) 運営管理体制の確立

教育部長は、施設管理者（学校長・公民館長等）、避難所派遣職員、学校職員、自主防災会・自治会等の会長等で構成する女性を含めた避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設け、避難所の運営管理を実施する。

(2) 情報伝達

教育部長は、運営委員会と協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

この際、聴覚障害を持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。また、特設公衆電話等を設置し、情報の収集、発信にも配慮する。

(3) 物資・サービス等の提供

教育部長は、運営委員会を通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

教育部長は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(2) 更に危険が迫った場合

本部長は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難所等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

本部長は、被害の拡大が沈静化した場合は、防災支部、運営委員会を通して避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず運営委員会に届け出る。また運営委員会は、避難者の退去状況を逐次防災支部を通して対策本部に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4 避難所運営に係る留意点

(1) 必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合は、「避難所運営マニュアル」を基準として対応する。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努める。

(2) 外国人、旅行者、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等を勘案しつつ、適切に受け入れることとする。

(3) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(4) 住民の避難が数日以上にわたる場合、避難所運営に当たっては次の点に留意する。

特に高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

ア 避難者の栄養、健康等

(ア) 避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。

特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

(イ) 感染症予防、急性肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)予防の保健指導に留意する。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- (ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- (エ) 炊出し、配食等に当たっては、管理栄養士の関与に努める。

ウ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる
- (イ) 食料や救援物資が平等に配分されるよう配慮する。
- (ウ) 要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

エ 男女のニーズの違い等に配慮

男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

オ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

カ 避難所運営への女性の参画促進

避難所運営において、男女共同参画の観点から運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営委員会への参画など、男性に偏った運営体制にならないよう配慮する。

キ 各機関への協力要請

- (ア) 避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会、NPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。
- (イ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災会、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

ケ その他

良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

5 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- (1) 運営委員会を中心とした組織の結成と運営リーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

(参考)

グループウェア「運用基準」：6「避難所運営マニュアル」

第6節 災害広報計画

地震災害発生時の市民の安全確保、支援活動等の情報提供のための災害広報及び報道機関に対する情報の提供について定める。

1 広報活動の方針

市は、被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適時・適切に提供するよう努める。この際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

特に、停電や通信障害の発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車等で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

2 広報内容

- (1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）
 - ア 余震情報
 - イ 地震時の一般的注意事項
 - ウ 初期消火活動及び人命救助の呼びかけ
 - エ 災害情報及び被害情報
 - オ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
 - カ 住民に対する避難情報
 - キ 帰宅困難者に対する避難所・公共交通機関の状況等の提供
- (2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）
 - ア 安否情報（山形県「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」を準拠として提供）
 - イ 住民に対する避難情報
 - ウ 給水・炊き出し状況及び物資の配給情報
 - エ 避難所の開設状況
 - オ 災害情報及び被害情報
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）
 - ア 消毒、衛生及び医療救護情報
 - イ 小中学校の授業再開予定
 - ウ 被害認定・罹災証明書の発行
 - エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報
- (4) 復旧対策期
 - ア 罹災証明書の発行
 - イ 生活再建資金の貸付
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ ボランティア受入情報
 - オ その他生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

3 安否情報等の提供

- (1) 市は、被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、県と調整のうえ下記の照会者の区分に応じて、可能な限り安否情報を提供するよう努める。

この際、住民基本台帳の閲覧制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には提供しない。

照会者	提供できる情報
○ 同居の親族※1	○ 被災者の居所 ○ 負傷、疾病の状況（生死の別を含む） ○ 連絡先 ○ その他安否の確認に必要と認められる情報
○ 同居以外の親族 ※2 ○ 勤務先の関係者等	○ 負傷、疾病の状況（生死の別を含む）
○ 友人、知人等	○ 安否情報の有無

※1 同居の親族には、事実婚の関係にある者や婚約者を含む。
（災害対策基本法施行規則 第8条の3 第3項第1号）

※2 同居以外の親族のうち単身赴任者や別居の学生等からの照会に対しては、この表の区分にかかわらず、被災者からの同意を得て、同居の親族の右欄の情報提供を行う。
（災害対策基本法施行規則 第8条の3 第4項）

(2) 市は、県と密接に連携し、県の「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」を準拠とし、安否不明者、行方不明者、死亡者等の情報を提供する。

4 広報手段

災害時の情報ニーズに応えるため、相互に連携・協力するとともに多様な手段を活用して広報活動を行う。

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 自主防災会・自治会等を通じた情報伝達
- (3) 住民相談所の開設
- (4) 県を通じての報道依頼（行方不明者等の安否情報等については報道機関へ直接依頼）
- (5) 同報系無線、防災ラジオ、登録制メール、SNS、ホームページ、コミュニティメディア及びインターネットの活用

5 災害情報拠点

市対策本部が実施する対策等については、次の施設を拠点として広報を行う。

- (1) 市役所、各市立公民館等の公共施設
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所
- (3) JR天童駅
- (4) 道の駅天童温泉

6 広報活動の留意事項

- (1) 市は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じ、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。

7 広聴計画

- (1) 相談窓口の設置及び実施体制
市役所に相談所を設け、被災住民の生活、職業、金融、住宅等の相談、要望、苦情等を聴取するとともに、住民ニーズの把握や市民生活の状況把握に努める。
- (2) 専門家の協力
借地・借家関係などの法律相談、税務相談、社会保険に関する相談、住宅の応急修繕相談等については、県及び専門家等に協力を求める。
- (3) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、市町村の行う広聴活動を支援する。

第7節 救助・救急計画

地震発生によって生命及び身体が危険な状態の市民を救出し、救急搬送するための対策について定める。

1 救出の対象者

次の状況にある者を救出するものとする。

- (1) 火災が発生し、火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (3) 土砂崩れにより生理めになった者
- (4) 流失家屋及び孤立した場所に取り残された者
- (5) 大規模な爆発、交通事故等の発生により救出を必要とする者

2 要救助者の通報

- (1) 被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、あらゆる手段を使用し直ちに消防、警察等に通報するよう努めなければならない。
- (2) 市の防災関係職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関及び県警察に連絡する。

3 要救助者の捜索

消防・警察機関等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の要救助者を捜索する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

ア 市は、天童市消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成し救助活動を実施する。

この際、救助対象者の発生状況、出動対象者の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災会の協力の活用等を考慮する。

イ 市は、直ちに天童市東村山郡医師会等と協力し、学校等に医療救護所を開設する。

状況に応じ、必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼する。

(2) 応援要請

災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

被害が甚大な場合及び同時多発火災が発生し、市対策本部だけでは対応が困難なときは、「山形県広域消防相互応援協定書」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」、「緊急消防援助隊要綱」に基づき、応援協力を要請する。

イ 民間組織への要請

本部長は、必要と判断する場合は、地元建設業者にパワーショベル等の重機を操作して、生理め者の救助活動に協力するよう要請する。

(3) 合同調整所

県の合同調整所が設置された場合、関係者を派遣し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、情報の共有及び活動調整等を行う。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察（天童警察署）は、直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災現場の消防機関及び警察は、自主防災会の協力を得て、救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を被災現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 消防機関、警察及び自衛隊の部隊は、自主防災会・自治会等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。

イ 自主防災会は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等の救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生理め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。

(4) 安否不明者の公表

市は、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む等の必要がある場合、住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない場合には、県と調整のうえ安否不明者を公表する。

（家族の同意は不要）

6 負傷者の搬送

救出した負傷者には応急手当を施し、直ちに救急車で医療救護所へ搬送する。

この場合、災害現場から最寄りの医療救護所までの搬送は、消防部が、消防団、警察署、自主防災会・自治会等の協力を得ながら実施する。

（参考）

資料編 第4編 防災施設及び設備
3 救助器材一覧

第8節 応急医療計画

地震発生によって傷病者が発生したとき又は医療機関の混乱によりその機能が十分に発揮されない場合における応急医療体制の確保について定める。

1 方針

大地震発生時には、本市の地域内で多数の傷病者が発生することが予想される。この場合、様々な負傷程度 of 患者が特定の医療機関に集中し、混乱が生じたり、緊急の治療が必要な重傷病者への医療救護ができない事態が生ずることが懸念される。

このため、限られた医療施設や医療スタッフを有効に機能させ、市民の生命を守ることを最優先にするとともに、被災者が適切な医療及び助産の措置を受けられるよう、災害発生初期の医療救護体制、重傷病者の搬送体制、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医薬品・資機材の確保その他について必要な事項を定める。

2 初動体制

(1) 応急医療体制

本部長は、医療部長に指示し、次の応急医療体制に係る措置を講じる。

- ア 施設の確保
- イ 医師の確保
- ウ 看護師の確保
- エ 医療班の編成
- オ 医薬品及び医療器具の確保
- カ 救急搬送体制の確立

(2) 医師会への出動要請

医療部長は、医療部による対応が困難であると判断したときは健康福祉部長に報告し、健康福祉部長は、天童市東村山郡医師会会長に応援を要請する。

3 医師会医療救護班の編成

天童市東村山郡医師会（以下「医師会」という。）の天童地区会員による医師会医療救護班の編成は、医師会の定めにより行うが、1班当たりの最小の編成単位は、次のとおりとする。

医師会医療救護班（1班当たりの最小の編成）			医師会所属の天童地区の医院・病院数	備考
班長	看護要員	事務・連絡要員		
医師1名	1～2名	2名	44	原則として、看護要員等には、看護師をあてる。

4 医師会医療救護本部の自主的出動

医師会長は、必要と認めたときは健康福祉部長の応援要請を待たずに医師会医療救護本部を設置し、収容医療機関の受入れ体制を確立するとともに医師会医療救護班を編成・出動し、傷病者の医療救護に当たる。この場合、医師会長は直ちに当該医師会医療救護本部の設置等を本部長に通報し、必要に応じて事務・連絡員等の派遣を要請する。

5 応援要請

(1) 災害が大規模で医師会医療救護班で対応できない場合、本部長は、知事を通じて下記の機関に医療救護班の派遣要請を行う。

- ア 日本赤十字社山形県支部
- イ 山形県医師会
- ウ 陸上自衛隊

(2) (1)の医療救護班が目的地に到着したときは、当該医療救護班の班長は、本部長にその旨を連絡する。なお、応急医療救護に当たっては、県、市及び医師会が密接に連絡を取るものとし、その調整は、医師会長がこれに当たる。

6 医療救護所の設置

本部長は、必要と認める場合は、健康福祉部長に指示し、医師会、消防部、天童警察署等の協力を得て、医療救護活動を行うための医療救護所を設置する。

(1) 設置場所

健康福祉部長は、指定緊急避難場所、指定避難所その他の災害現場周辺で安全な場所又は医療機関のうち適当と思われる場所に医療救護所を設置する。

(2) 運営

医療救護所の運営は、健康福祉部長が行う。

(3) 医療救護及び助産活動

ア 活動のあらまし

医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班が医療救護所において次により実施する。

(ア) 傷病者の傷害等の区分の判別（トリアージ・タグによる。）

(イ) 傷病者に対する応急処置

(ウ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

(エ) 搬送困難傷病者及び軽症者に対する医療

(オ) 助産施設の確保

(カ) 死亡の確認

(キ) 遺体の検案

(ク) 遺体の検視・検案後の処置

(ケ) その他医療救護活動に必要なこと。

イ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害発生の日からおおむね7日間以内とし、災害の状況に応じて本部長が別に定める。

7 負傷者等の搬送

(1) 搬送体制

災害現場から最寄りの医療救護所までの搬送は、消防部が消防団、警察署、自主防災会・自治会等の協力を得て実施する。

(2) 搬送方法

病院へ収容する必要がある重傷傷病者の後方医療施設への搬送は、次により実施する。

ア 健康福祉部長が、消防部へ搬送を要請する。

イ 消防部において対応が困難なときは、民間輸送機関に応援を依頼する。

ウ 市対策本部において対応が困難な場合、消防部長は、山形県広域消防相互応援協定書に基づき山形県消防長会長に応援を要請し、健康福祉部長は、山形県医師会に対して応援を要請する。

8 収容医療施設

本部長は、必要に応じて重傷傷病者を収容する収容医療施設を確保する。

健康福祉部長は、医師会の協力を得て収容可能ベッド数等を把握し、重傷傷病者を医療救護所から収容医療施設へ搬送する。

この場合、市内の医療機関が第1次収容施設となる。

9 医薬品・医療資器材等の確保

健康福祉部長は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等の選定を天童東村山地区薬剤師会に依頼し、市内応急医薬品等調達先から調達する。

必要な場合は、山形県医師会及び日本赤十字山形県支部に支援要請を行う。

10 応急医療の流れ

傷病者が応急手当を受け医療機関に搬送されるまでの流れは、次のとおりである。

災害 → 避難・救出（現場） → 医療救護所（応急手当） → 搬送 → 医療機関

第9節 交通輸送計画

地震災害発生時の交通の混乱を防止するとともに、交通機関等の事故を防止し、災害応急活動に必要な人員、物資、機械等の輸送のため必要な交通規制等について定める。

1 交通計画

- (1) 被害調査
地震発生後、建設部がパトロールを行い速やかに被害情報を収集する。
- (2) 迂回路の選定
建設部長は、施設の被害状況に応じて、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき適切な迂回路の選定を行う。
- (3) 交通規制
 - ア 災対法に基づく交通規制
 - (ア) 被災者の避難路及び緊急輸送路を確保するため、警察が行う。
 - (イ) 警察官を配置できない場合は、消防吏員及び自衛隊員が交通規制を行うことができる。
 - イ 被害発生による交通規制
 - (ア) 道路、橋りょうの破損、決壊その他の事由により交通が危険な場合
 - (イ) 道路に関する工事を行う場合
- (4) 広報
道路、橋りょうの被害状況、迂回路、交通規制等の情報について、本章第6節「災害広報計画」により周知に努めるものとする。
- (5) 復旧措置
重要啓開路線及び優先的に復旧すべき路線について、集中的に要員及び資機材を投入し、交通の確保を図る。

2 輸送計画

- (1) 輸送車両の調達
市有車両で不足する場合は、次の機関等から車両を借り上げるものとする。
 - ア 公共機関
 - イ タクシー業者
 - ウ 「山形県トラック協会」(県を通じて借り上げる。)
 - エ バス業者
- (2) 輸送の対象
緊急車両による輸送の対象は、次のとおりとする。
 - ア 被災者及び負傷者の輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 被災者の救助及び救出のための輸送
 - エ 飲料水及び食料の供給のための輸送
 - オ 救援物資の輸送
 - カ 復旧用資機材及び人員の輸送
 - キ 遺体の捜索及び処理のための輸送
- (3) 輸送の方法
 - ア 車両による輸送
各部の配車要請を取りまとめ、市有車及び借上げ車両を手配して配車するものとする。
 - イ ヘリコプターによる輸送
陸路による輸送が不可能で、市外から緊急輸送を必要とするときは、山形県警察本部、陸上自衛隊その他ヘリコプターを所有する団体等にヘリコプターによる輸送を要請し、

ヘリコプターを受入れるため、臨時ヘリポートに職員を派遣する。

ウ 物資拠点

物資の輸送を円滑に実施するため、物資は、物資拠点に輸送するものとする。

(4) 輸送ルートの選定

被災地への輸送ルート及び被災地からの輸送ルートについては、天童警察署及び各関係機関と協議してルートを選定し、道路啓開及び交通規制を実施しながら緊急輸送ルートを確認するものとする。

(5) 応援の要請

市対策本部による応急対策だけでは対応が困難なときは、次の事項を明らかにし、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定書」に基づく応援調整市に対して、輸送車両の調達についての協力を要請するものとする。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 物資拠点及び日時

オ その他必要事項

3 災害対策基本法に基づく措置

(1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(2) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、天童警察署及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

ウ 仮設橋の架橋

(参考)

資料編 第6編 その他の関係事項

4 整備工場

5 燃料調達先

14～17 緊急輸送道路ネットワーク計画関係資料

第10節 相互応援計画

地震による災害が大規模で、市対策本部による活動だけでは対応が困難な場合において、他の自治体及び民間団体等の協力を得るための広域受援、協力要請及び広域応援等について定める。

1 広域受援計画

(1) 県に対する要請

ア 本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

この際、被災状況により、応援要請ができないと判断される場合には、県は市の要請を待つことなく応援を実施することとなる。

また、市の全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため、市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を県が実施することとなる。

この際、県の全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、国が実施することとなる。

(ア) 連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む。）又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

(イ) 応援要請事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に関し必要な事項

(ウ) 応急措置要請事項

- a 応急措置の内容
- b 応急措置の実施場所
- c その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 本部長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあつせんを要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県内の他市町村に対する要請

本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告を実施する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 消防の広域応援

- ア 本部長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市町村長に応援を要請する。
- イ 本部長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
- ウ 本部長は、山形県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「天童市消防本部緊急消防援助隊受援計画」並びに「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき応援受入体制を整備する。

(6) 広域避難・広域一時滞在

本部長は、災害の規模、被災住民の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、次の方法により広域避難・広域一時滞在を要請する。

- ア 県内の他市町村への広域避難・広域一時滞在については、当該市町村に直接、受入れを要請する。
- イ 他県等への広域避難・広域一時滞在については、県に対し他県との協議を要請する。

2 広域応援計画

(1) 広域応援体制

市は、隣接県や県内市町村において、大規模な災害の発生を覚知した場合、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

細部の応援要領については、被災市町村と密接に調整し可能な限り応援を実施する。

この際、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

また、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 消防の広域応援

被災地市町村の属する都道府県知事の要請に基づき、消防庁長官から、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山形県大隊応援等実施計画」に基づき、迅速な応援活動を行う。

(3) 広域避難・広域一時滞在

他の市町村から被災住民の受入れ要請等を受けた場合、被災住民の状況に応じ、市の指定避難所のうち適切な施設を広域避難・広域一時滞在用の避難所として受入れを行う。

(4) 広域避難者・広域一時滞在者への考慮

ア 市は、他市町村から避難する被災住民等に対して、必要な情報や支援・サービスを容

易かつ確実に受け渡すことができるよう考慮する。

イ 市は、被災住民のニーズを十分把握し、以下の情報など被災住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

この際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者・広域一時滞在者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- ・ 被害の情報
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係わる情報
- ・ 医療機関等の生活関連情報
- ・ 各機関が講じている施策に関する情報
- ・ 交通規制に関する情報
- ・ 被災者生活支援に関する情報

3 広域応援・受援体制

- (1) 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市対策本部内の役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- (2) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

- 1 山形県広域消防相互応援協定書
- 2 山形県消防広域応援隊に関する覚書
- 3 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- 6 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」
- 7 山形広域市町災害時相互応援に関する協定
- 8 緊急時における廃棄物処分相互協定書
- 17～20 災害時における友好都市相互応援に関する協定書
- 28 災害時における上下水道施設の復旧応援に関する協定書

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害発生時、市民の生命、身体及び財産の保護のため必要と認められる場合、自衛隊に対する災害派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

1 要請基準

大震災及びその他の大規模な災害に際して、人命又は財産の保護のため、市の実施する応急対策だけでは対応が困難又は不可能であり自衛隊による活動が必要であると認められる場合は、県に自衛隊の派遣を要請する。

(1) 自衛隊災害派遣の3原則

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

(2) 救援活動の区分

自衛隊は、次の救援活動を行う。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索・救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開（障害物の排除）
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給食及び給水
- コ 救援物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他、臨機の対応

2 要請手続

災害対策を担当する各部長は、自衛隊の派遣を必要とする事態が生じたときは、直ちに本部長に要請するものとする。

要請の必要性を認めた本部長は、県知事に対して、次の事項を明確にして、自衛隊の災害派遣の要請を行う。このとき、電話回線等の不通により県への連絡が困難な場合は、自衛隊に直接通知をした後に県知事へ報告することができる。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 受入要領

自衛隊の派遣が決定した場合、当該派遣部隊の活動が十分発揮できるようにするため、本部長は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自衛隊員の宿泊施設又は野営施設の準備をしておくこと。
- (2) 連絡所を設けその所在を明確にし、必要に応じて案内図又は誘導者を配置すること。
- (3) 災害地には必ず責任者を立ち合わせ自衛隊の現地指揮者と協議し、作業に支障をきたさないよう努めること。

- (4) 自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り作業計画を定めること。
- ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 派遣部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所の決定
- (5) 応急復旧に必要な機器等を準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- (6) 自衛隊に依頼するのみで市民が傍観することのないよう、市民が可能な応急活動に積極的に協力するよう指導すること。

4 受入れ施設等の確保

自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

- (1) 執務スペース及び活動拠点（1個連隊 約400名 約15,000㎡以上）
- (2) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
 - ア 小型ヘリコプター（OH-6） 着陸場は、1機あたり直径30m以上の空地があること並びに着陸場周辺に仰角10度以上の工作物等がないこと。
 - イ 中型ヘリコプター（UH-1） 着陸場は、1機あたり直径50m以上の空地があること並びに着陸場周辺に仰角8度以上の工作物等がないこと。
 - ウ 大型ヘリコプター（CH-47） 着陸場は、1機あたり直径100m以上の空地があること並びに着陸場周辺に仰角6度以上の工作物等がないこと。
- (3) 駐車場（車1台の基準：3m×8m）

5 救助活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

6 自衛隊の派遣調整先及び連絡窓口等

災害派遣調整先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	(NTT)
	電 話 0237-48-1151 内線5075
	FAX 0237-48-1151 内線5754
	(県防災無線)
	電 話 6-800-8211
	FAX 6-800-8211

第12節 応急給水計画

大地震が発生した場合、水道施設の損壊、停電等により生活に欠くことのできない飲料水及び生活に必要な水の供給が停止されることが予想される。

このため、被害の状況に応じた被災地域における市民への飲料水の供給を行うための手順等を定める。

1 活動体制の確立

上下水道事業所は市と密接に連携し、関係機関と相互に連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

- (1) 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。この際、職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 水道事業所のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

2 被災状況等の把握

上下水道事業所は、次により迅速かつ的確に上下水道施設、道路等の被災状況等を把握する

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 水源地からの可能な取水量及び配水池の貯水量の把握
- (4) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

3 応急対策

市及び上下水道事業所は、衛生対策、積雪等の気候条件、要配慮者の状況、減・断水区域等について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

- (1) 応急給水の準備
 - ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
 - イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
 - ウ 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
 - エ 給水車等による応援給水の確保
 - オ 水質の衛生確保
- (2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

 - ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び避難所等に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。
 - イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬して給水する。
 - ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

- (3) 優先順位
医療施設、福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。
- (4) 仮設配管の敷設
緊急を要する箇所を特定し、仮設配管の敷設を行い応急給水を行う。
- (5) 生活用水の確保
「災害時における生活用水提供に関する協定」に基づき、天童地区地下水利用対策協議会に加入している業者等から生活用水を確保し利用する。

4 給水の実施

(1) 給水実施の基準

給水量のめやす	1人当たり1日量	時期区分
初期飲料水の確保	3ℓ	災害発生直後3日目まで
復旧期飲料水・生活用水の確保	10～20ℓ	発生後4日目以降14日目
移行期飲料水・生活用水の確保	20ℓ～必要量	発生後15日目以降水道復旧まで
病院・要配慮者入所施設	必要量	発生直後から水道復旧まで随時

(2) 給水活動に関する情報の提供

給水に当たっては、事前に広報車、登録者メール、SNS、ホームページ、自主防災会等関係団体の連絡網等の様々な媒体を使用し給水方法、場所、時間帯、その他必要事項を住民に周知する。

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

- 6 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」
- 16 災害時における生活用水提供に関する協定書（地下水利用対策協議会）
- 28 災害時における上下水道施設の復旧応援に関する協定書（管工事業協同組合）
- 31 災害時における応急対策活動に関する協定書（ジェネツ）

第13節 緊急排水計画

地震災害が発生して、緊急排水活動が必要となった場合の実施要領等について定める。

1 汚水管渠の調査

上下水道班をもって市内管路施設及び山形浄化センターの被害状況等を調査し、応援要請の必要性を判断する。

2 応援の要請

被害等が甚大な場合、「大規模災害時の北海道・東北8県相互応援に関する協定」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議における申し合わせ」に基づき災害応援要請を実施する。

3 緊急排水の実施

- (1) 緊急排水は、医療機関及び社会福祉施設等の公共施設を優先し排水を実施する。
- (2) 各地域の幹線ルート of 排水機能を確保する。

4 施設の応急復旧

- (1) 下水道施設の応急復旧優先順位
 - 第1位 重要な幹線、ポンプ施設、幹線及び重要な管路
 - 第2位 医療機関、社会福祉施設、避難所からの管路
 - 第3位 技線管路
- (2) 管路の応急復旧優先順位
 - 第1位 流域下水道に接続する主要幹線及び避難所からの重要な管路
 - 第2位 幹線管渠
 - 第3位 技線管渠
- (3) 排水機能の応急復旧優先施設
 - ア 傷病者の救護にあたる医療施設
 - イ 腎人工透析治療施設
 - ウ 重症心身障がい児（者）施設、特別養護老人ホーム等の施設
 - エ その他、特に早期復旧が必要と認められる施設

第14節 食料供給計画

地震災害が発生して、被災者への食料の供給が必要となった場合の実施の方法について定める。

1 配分の基準

- (1) 食料の供給は、次の順位で行う。
 - ア 備蓄食料品を配分する。
 - イ 簡易処理食品を調達し、配分する。
 - ウ 米飯の炊き出しを行う。
- (2) 食料配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 避難所における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - イ 住民への事前周知等による公平な配分
 - ウ 要配慮者への優先配分
 - エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

2 対象者

食料の供給の対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受け、炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (4) 応急対策に従事する者
- (5) 本部長が特に必要と認めた者

3 供給品目と供給量

品 目	量
米飯	小学生以上1食200g、小学生未満1食100g
パン、乾めん類	適量
粉乳	2才児以下1人200g
副食（缶詰）	小学生以上1人1缶程度、小学生未満1人半缶程度
肉、魚、野菜	適量
調味料	適量

4 必要数の把握

- (1) 避難所については、教育部長が集計して報告する。
- (2) 避難所に生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等の把握については、健康福祉部長が消防部その他関係機関、自主防災会・自治会等の協力を得て実施する。

5 輸送の方法等

- (1) 経済部長は、必要に応じて物資拠点（以下本節において「地域内輸送拠点」という。）を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。
- (2) 経済部長は、調達した食料品について以下の地域内輸送拠点又は市が開設する避難所に輸送する。
- (3) 輸送のための車両の調達は、総務部長が行う。
- (4) 県が調達する物資は、原則として調達先の配送により輸送する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県が対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は市が対応する。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までは県が対応する。

(5) 食料の加工を必要とする場合

食料の地域内輸送拠点から、学校給食センター又は市内の民間業者等の調理を行う食品加工施設まで輸送して加工を行う。

(6) 食料の地域内輸送拠点

食料の地域内輸送拠点の設置する優先順位は、第一に天童市スポーツセンターとし、複数の地域内輸送拠点が必要なときは、順次、天童市農業者トレーニングセンター、天童市勤労青少年ホームを充てる。ただし、これらの施設は避難所として指定されている施設であり、地域内輸送拠点として利用できない場合は、隣接の公共施設や天童市農業協同組合との協定に基づく施設等に設置する。

ア 地域内輸送拠点

名 称	住 所	電 話 番 号
①天童市スポーツセンター	大字小関1230	654-6100
②天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396
③天童市勤労青少年ホーム	老野森二丁目6-2	654-4520

イ 協定に基づく地域内輸送拠点

名 称	住 所	電話番号
米貯蔵倉庫	大字矢野目字西沼田3227番地	653-5731
フルーツセンター	大字山口字洗宿5110番地	653-5155
西部センター	大字成生918番地	653-2429
ラ・フランスセンター	大字塚野目338番地	652-1174

6 炊き出しの実施

(1) 学校給食センターによる炊き出し

教育部長は、学校給食センターの施設を利用して炊き出しを行い避難所へ輸送する。

(2) 避難所における炊き出し

教育部長は、被災者等が避難している避難所において炊き出しを実施する。

(3) ボランティアによる炊き出し

婦人会、自主防災会・自治会等、ボランティア、温泉協同組合その他の民間協力者に要請して炊き出しを実施する。

(4) 炊き出しの応援要請

被害が甚大で、本市の地域において炊き出しを実施することが困難な場合は、本部長は、近隣市町、応援調整市、県又は自衛隊に協力を要請する。

7 国によるプッシュ型支援の実施

国は、県及び市町村が必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報を可能な限り国に提供し、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集に努める。

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

13 災害時等における食料の供給に関する協定(天童市農業協同組合)

47 災害時における施設使用に関する協定書(天童市農業協同組合)

第15節 生活必需品等物資供給計画

地震によって被災した人々の生活を確保するために必要な生活必需品及びその他の物資を供給又は貸与するための対策について定める。

1 供給又は貸与の基準

(1) 対象者

応急物資の供給又は貸与の対象者は、次のとおりとする。

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水であつて、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者

ウ その他生活必需品を災害で失い、日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（普段着、作業着、婦人服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）

エ 身回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、かさ等）

オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）

カ 食器（茶わん、汁わん、紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン等）

キ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等）

ク 光熱材料（マッチ、ロウソク、プロパンガス等）

ケ 生理用品

コ 暖房器具、カイロ

サ 簡易トイレ、トイレトーパー

(3) 必要数の把握

生活必需品の必要数の把握は、経済部長が行い、報告を受けた本部長は、必要数の調達及び輸送について指示を行う。

ア 避難所については、教育部長が担当の避難所において把握したものを集計して報告する。

イ 被災者等の把握については、健康福祉部長が消防部その他関係機関、自主防災会・自治会等の協力を得て実施する。

ウ 発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

2 調達・検収の方法

経済部長が市内又は市外の協定業者から調達し検収する。

市対策本部による調達が困難な場合、本部長は、応援調整市及び県に次の事項を明示して調達を要請する。

(1) 品目

(2) 数量

(3) 引渡期日

(4) 引渡場所

(5) その他必要な事項

3 輸送の方法等

- (1) 経済部長は、必要に応じて物資拠点（以下本節において「地域内輸送拠点」という。）を速やかに開設し、生活必需品等の輸送体制を確保する。
- (2) 経済部長は、調達した生活必需品等について地域内輸送拠点又は市対策本部が開設した避難所に輸送を行う。
- (3) 輸送のための車両の調達は、総務部長が行う。
- (4) 県が調達する物資は、原則として調達先の配送により輸送する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県が対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は市が対応する。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までは県が対応する。

4 配分の方法

被災者に対する生活必需品等の配分に当たっては、必要に応じて自主防災会・自治会等の協力を得て、次の事項に留意し、健康福祉部長が実施する。

- (1) 避難所における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- (2) 住民への事前周知等による公平な配分
- (3) 要配慮者への優先配分
- (4) 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

5 国によるプッシュ型支援の実施

国は、県及び市町村が必要な生活必需品等の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災地からの要請がなくても、生活必需品等の供給を確保し輸送を開始する。

（プッシュ型支援）

市は、必要な情報を可能な限り国に提供し、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集に努める。

6 燃料の供給

- (1) 「天童市燃料組合」及び「山形県L P ガス協会及び山形県L P ガス協会山形支部」との協定に基づき、災害応急対策に必要な燃料の供給を要請する。
- (2) 市内での調達が困難な場合は、県に対し燃料供給を要請する。
- (3) 緊急車両は、災害時においても給油可能な、市内の指定された中核給油所から供給を受ける。

※ 緊急車両：道路交通法に基づく緊急自動車、自衛隊車両、緊急通行車両標章又は規制除外車両確認証明書を掲示した車両をいう。

（参考）

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

12 災害時等における生活必需物資等の供給及び輸送に関する協定
（天童商工会議所）

第16節 保健・防疫計画

地震災害時には、上水道の断水、家屋の倒壊及び浸水等の被害による生活環境の悪化で、感染症などがまん延するおそれがあるため、これらを防止するための対策について定める。

1 防疫活動

(1) 保健・医療班及び環境衛生班の編成

ア 本部長は、災害の状況により防疫対策の必要が生じたときは、健康福祉部長及び市民部長に指示し、必要に応じ村山保健所等の協力を得て、保健・医療班及び環境衛生班を編成し、防疫活動を実施する。

イ 健康福祉部長は、防疫活動の実施に当たっては、被災戸数及び防疫活動の実態について、本部長及び村山保健所へ速やかに報告する。

(2) 防疫指導

ア 保健・医療班は、ポスター、チラシ等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 保健・医療班は、市内の消毒を要する地域を把握し、浸水家屋、下水及びその他不潔場所の消毒又は消毒液を配布して消毒の指導を行う。防疫上緊急を要する場合は、地区の衛生組合や自主防災会・自治会等の協力を得て消毒を行う。

ウ 健康福祉部長は、避難所設置後は、直ちにトイレ、その他の不潔場所の消毒を実施し、手洗いの励行等を指導する。

エ 本部長は、県の指示があった場合、健康福祉部長に指示して、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒を実施する。

オ 本部長は、県の指示があった場合、市民部長に指示して、県が定めた地域内でねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

(3) 防疫等資器材の確保

市は、防疫及び保健衛生資器材が不足する場合は、村山保健所に確保を要請する。

2 保健衛生活動

指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ医療救護所等の設置や心のケアを含めた対策を実施する。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康調査及び健康診断

保健・医療班は、避難所の被災者及び災害発生地区住民に対して、必要により緊急度の高いところから健康調査を実施し、調査の結果必要な場合は、健康診断を実施する。

(2) 予防接種の実施

健康福祉部長は、災害により疾病が流行するおそれがある場合は、本部長及び村山保健所に報告し、村山保健所の指示に基づいて、臨時に予防接種を行う。

(3) 感染症発生時の対策

ア 健康福祉部長は、被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、速やかに本部長及び村山保健所に報告し、村山保健所の指示に従う。

イ 健康福祉部長は、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件については、村山保健所の指示により、消毒を実施する。

ウ 健康福祉部長は、村山保健所の指示に基づいて、感染症患者等と飲食を共にした者

及び頻繁に接触した者に対し、健康調査や検便等の健康診断を実施するなど、病気に対する正しい知識や消毒方法等について保健指導を行う。

(4) 健康相談・保健指導

健康福祉部長は、村山保健所の協力を得て、被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し被災者の健康状態を調査するとともに、健康相談や保健指導を実施する。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(5) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

ア 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、健康福祉部長は、精神科医等の協力を得て、メンタルケアを実施する。

イ 大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

ウ 状況により、県にDPAT及び心のケアチームの派遣を要請する。

(6) 栄養相談・栄養指導

健康福祉部長は、村山保健所（栄養指導班）と連携し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(7) その他の必要な事項

本部長は、被害が甚大で、市の実施する保健活動では人員、器材等に不足が生じる場合は、隣接市町、県等に応援を求めて実施する。

3 防疫用薬剤及び保健衛生資器材の確保

(1) 市内の薬局、薬店から調達する。

(2) 市による調達が困難な場合は、村山保健所等に確保を要請する。

(参考)

資料編 第3編 防災関係機関

6 医療機関一覧

7 医療品等調達先

第17節 廃棄物処理計画

被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための対策について定める。

1 災害廃棄物処理計画

市民部長は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、関係団体との連携・協力のあり方等について、「災害廃棄物処理計画」において具体的に策定する。

- (1) 市民部長は、発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた「災害廃棄物処理計画」を適切に見直すとともに、見直し後の「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。この際、社会福祉協議会等と密接に連携し、NPO・ボランティア等の支援を得て、効率的に災害廃棄物等の搬出に努める。
- (2) 特定の大規模災害が発生し、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域に該当した場合市は、災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を本市に代わって国が行うよう要請する。

2 仮置場の分類・役割等

分類	一時保管場所		
	住民用仮置場	一次仮置場	二次仮置場
定義	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から搬出された災害廃棄物を、被災地内において仮に集積する場所	処理（リユース・リサイクル）前に、一次仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所	一次仮置場での分別が不十分な場合等に、再分別・保管しておく場所
役割	被災した住民が持ち込む、生活ごみや家財道具、家電等を仮置きする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の散乱物や被災家屋の解体等により発生した災害廃棄物を仮置きする。 ・ 輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、重機を使用した前処理（粗選別）の機能を持つ。 	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を仮置きし、破碎・選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点とする。
管理	市	市	市・県
規模	小	中～大	大
稼働設備	運搬車両	運搬車両、バックホウ等の重機	運搬車両、バックホウ等の重機、破碎・選別機、ベルトコンベヤ

3 地震等の自然災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理

- (1) 仮置場の確保
 - ア 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量をコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の種別毎に推計する。
 - イ 災害廃棄物の処理には分別解体を行うために長時間を要するところから、必要により、生活環境及び環境保全上支障のない場所に保管し、選別可能な一次仮置場、状況に応じ二次仮置場を確保する。
- (2) 損壊建物の解体・撤去
 - ア 被害の大きな損壊家屋等の撤去、必要に応じて解体は、原則として被災者が実施する。
 - イ 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
 - ウ 災害廃棄物は、原則として被災者が市の指定する収集場所又は仮置場に搬入する。
 - エ 市は、放置された損壊建物や災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについて、適切な場所に移動する。

オ 鉄筋コンクリート造等の非木造建築物の倒壊、解体時に生じた災害廃棄物を適正に処理するため、天童市建設業同友会、天童市一般廃棄物許可業者、山形県産業資源循環協会などに協力を要請する。

4 ごみ（生活ごみ、粗大ごみ、避難所ごみ、片付けごみ）の処理

(1) 処理要領の検討

市内の被災状況、避難所の開設状況等を確認し、被災家屋や避難所等から排出されるごみの保管場所・保管方法（以下、「住民用仮置場」という。）収集運搬ルート等を検討する。

この際、処理組合ができない場合、市自前でを行うか、許可業者に依頼するか、他自治体に応援要請するか等を検討する。

(2) 住民用仮置場の確保

災害により大量のごみが発生し、短期間に処理できない場合には、生活環境及び環境保全上支障がなく、処理組合の分別種目毎に選別可能な住民用仮置場を地域ごとに複数箇所設置し保管する。

(3) 収集・処理の実施

ア 市は、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ、避難所等から発生する生活ごみについて、速やかに処理を実施するよう処理組合に要請する。

イ 損壊建物からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り残材等については、産業廃棄物としての処理になることから、被災者に仮置場への搬入協力を依頼する。

ウ 市は、住民用仮置場に集積されたごみを、分別種別毎に処理組合等の施設に搬入する。

エ 住民用仮置場に集積されたごみの処理を早期に完了させるために、必要な人材及び資機材を調達するよう処理組合に要請する。

オ 運搬等に必要な人員及び車両等が不足する場合は、天童市建設業同友会、天童市一般廃棄物許可業者、山形県産業資源循環協会などに協力要請を行う。

5 し尿処理

(1) 市の措置

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

イ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請する。

ウ くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況を把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

エ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

オ 処理組合に対して、非常時の収集を要請し、速やかに処理を行う。

(2) 仮設（簡易）トイレ等の設置

災害によりし尿の処理が必要となった場合、貯留式仮設トイレや簡易トイレをレンタル業者から調達し設置する。設置場所は次のとおりとし、避難所に優先して設置する。

ア 指定避難所及びその他の被災者を収容している施設

イ 集合住宅団地、住宅密集地等でトイレが不足又は使用不可能な場所

ウ 汲み取り処理地域及び下水道が使用不可能となった地域

(3) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。

6 環境対策

災害廃棄物の仮置場やごみの住民用仮置場において、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、「大気」「振動・騒音」「土壌汚染」「臭気」「水質」の5項目について、環境モニタリングを実施する。

7 広域応援体制

市は、自らのみで被災地の廃棄物等の処理に対応できない場合は、第2編第2章第10節「相互応援計画」及び「緊急時における廃棄物処分相互協定書」により、他市町村及び一部事務組合に対して、これらの業務に要する要員、車両及び資機材等の確保について要請する。

第18節 障害物の除去計画

地震災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を与えている障害物の除去に関する対策を定める。

1 道路・河川障害物の除去

市管理の道路、河川については、建設部で除去を実施するが、障害物の状況に応じて建設業者等の協力を得て、速やかに除去するものとする。

2 私道の障害物

私道における障害物の除去は、市民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で市民から要請があった場合は、業者をあっせんするものとする。

3 建物障害物の除去

対象となる建物で通行上障害となる建物であり、対象となる世帯は、次の用件の全部に該当する世帯である。なお、被災者から要請があったときは、市がその建物の権利関係等を確認のうえ解体除去する。

- (1) 災害のため住居が半壊又は床上浸水し、土木、竹木等が流入したもの
- (2) 流入した場所が居間、台所等で日常生活が営めない状態にあるもの
- (3) 自ら障害物を除去する資力を有しないもの

4 除去の方法

対象となる世帯を調査し、建設関係業者等に依頼し、最小限度の範囲で災害発生の日から10日以内に除去を実施するものとする。

第19節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・収容・埋火葬

地震災害により行方不明になっている者の捜索及び遺体の処理・収容・埋火葬の計画について定める。

1 行方不明者等の捜索

(1) 捜索依頼・届出の受付等

ア 市民部長は、災害による行方不明者等の問い合わせ、捜索依頼及び届出について、天童警察署と協力のうえ、聴取、記録する。

イ 市民部長は、災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、行方不明者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

(2) 捜索班

市民部長は、天童警察署に必要な連絡を取り、避難支援班を中心に消防部、自主防災会・自治会等の協力を得て、捜索班を編成する。

(3) 捜索用機材

消防部で有する捜索機材で不足するときは、応援調整市、県へ調達を要請する。

(4) 捜索

市民部長は、関係機関と連携し、要捜索者リストに基づき行方不明者の捜索を実施するとともに、捜索状況等を本部長及び県に報告する。

ア 捜索活動は、捜索班が行い、自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部長を通じ県に対して派遣要請を行うよう依頼する。

イ 遺体を発見したときは、本部長及び警察署長に報告する。

ウ 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、所要の監視を行う。

エ 捜索の実施期間は、災害発生の日から10日以内とするも、72時間（3日）以内に発見できるよう、関係機関の協力を得て全力で実施する。

2 遺体の処置

市民部長は、遺体を発見した旨の報告があった場合、速やかに警察機関に連絡し、その検視（死体見分）を待って必要に応じて次の方法により遺体を取り扱う。

(1) 環境・衛生班は、医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因等の医学的な検査）

を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。

(2) 現地において検案を行った遺体は、市民部が関係各部、各防災関係機関の協力を得て、本部長が設置した遺体安置所に搬送・収容する。

3 遺体の収容・安置

市民部長は、天童警察署、自主防災会・自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じて広報を行う。

(1) 必要に応じて地区別に、寺院、公共施設等に遺体安置所を開設する。

(2) 経済部長は、市内の業者等から納棺用品等必要な器材等を確保する。

(3) 遺族その他から遺体の引受けの申出があった場合は、遺体整理票及び遺留品整理票により整理のうえ引き渡す。

(4) 身元引受人の見つからない遺体については、本部長を身元引受人として死体火葬・埋葬許可証の発行手続を執る。

4 遺体の埋火葬

- (1) 市は、埋火葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋火葬を支援する。この際、埋火葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋火葬を実施する。
- (2) 市は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、死体火葬・埋葬許可手続の簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議する。
- (3) 埋火葬は、原則として天童市斎場で行うが、本市の斎場のみで処理できない場合又は本市の斎場が被害を受け使用不能の場合には、県知事に対して近隣の斎場使用を要請する。
また、霊柩車による搬送について市霊柩車で不足する場合は、民間葬祭業者等に依頼する。

5 災害救助法による実施基準

- (1) 災害により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の捜索に係る機械・器具の借上料、修繕料及び燃料費については、その親族等の実費負担とする。
- (2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。
- (3) 遺体の処理及び埋火葬等に要する経費については、山形県災害救助法施行細則に定めるところによる。

第20節 住宅の仮設・応急修理計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合の被害家屋の応急修理、仮設住宅等の提供等を行う方法等について定める。

1 住家被災状況等の把握

(1) 住宅に関する各種調査

市は、災害により住家に被害が生じた場合、罹災証明書等の発行、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア 住家被害状況調査（住家の被害の程度等）

イ 避難所等の状況

ウ 住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）

エ 被災建築物応急危険度判定調査

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、市が実施する。

(イ) 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、協定に基づく地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。（県は支援実施計画を作成する。）

(ウ) 判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定調査

敷地の被害の状況により、市は県の支援を受け宅地の危険度判定を行う。

カ 住家被害認定調査

市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 被災市町村の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の使用の可否に係わる調査

市は、市営住宅及び公的宿泊施設等を当面の仮設住宅としての使用の可否を調査する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅は、災害救助法等が適用された場合に建設部の調査及び「県救助法細則」の規定に基づき、市有地等に県が建設供給する。

(2) 応急仮設住宅建設予定位置

天童市スポーツセンター駐車場（280戸）、老野森運動広場（152戸）、学校給食センター跡地（48戸）、東長岡公園（32戸）、岡屋敷公園（26戸）計538戸建設予定建設場所、建設順位等、細部は当時の状況による。

3 借上げ住宅及び応急仮設住宅入居者の選定

(1) 入居の資格

借上げ住宅及び応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(ウ) 前各号に準ずる者

(2) 入居者の選定

選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。この際、障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等、要配慮者に十分配慮する。

(3) 供与の期間

ア 借上げ住宅

入居可能日から2ヵ年以内とする。

イ 応急仮設住宅

その建築工事が完了した日から2ヵ年以内とする。

4 被災住宅の応急修理

県は、被災した住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に対して補修する。

(1) 修理範囲及び費用

ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」

イ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」

ウ 上記ア及びイのために支出できる費用は、山形県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(2) 修理の期間

被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、上記(1)アについては10日以内、(1)イについては3月以内に完了するものとする。

(3) 対象者の範囲及び選定

災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者

ア 上記(1)アの修理は、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 上記(1)イの修理は、自らの資力では、応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

ウ 対象者の選定

上記(1)イの「自らの資力では応急修理をすることができない者」については、市が、その被災者の資力や生活状況等を十分に調査して判断する。

(4) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は市長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(参考)

資料編 第1編 法令等

5 協定及び覚書

44 災害時における被災建築物応急危険度判定業務及び建物被害状況調査の協力に関する協定書

第6編 その他関係事項

7 見舞金等の支給・資金の貸付

第21節 文教対策

地震災害時における児童・生徒の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

1 体制

- (1) 教育委員会
被害情報の収集、衛生管理指導及び被害施設の応急・復旧対策を実施する。
- (2) 施設管理責任者
各施設管理責任者（以下「管理者」という。）は、児童生徒、教職員及び各施設の被害状況を把握し、教育部長に報告するものとする。
また、児童生徒の安全確保を優先して、適切な避難・誘導を実施するものとする。
- (3) 教職員
管理者の指揮に従い、児童・生徒の安全確保を最優先に、災害対策活動に当たるものとする。

2 児童・生徒の安全確保

- (1) 在校時の措置
 - ア 地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒を掌握し、状況を見て安全と判断される避難場所に避難させる。
 - イ 火災が発生した場合及び重傷者、生理め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防・警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を実施する。
- (2) 登下校時の措置
登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。この際、状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。
- (3) 勤務時間外の措置
学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。この際、施設が被災している場合は、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。
- (4) 下校及び休校の措置
 - ア 児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。
 - イ 幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。この際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。
 - ウ 児童・生徒等の安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮し、状況により休校等の措置をとる。

3 文教施設の応急対策

管理者は、施設の被害状況を確認し、教職員を動員して施設設備の応急対策を実施し、必要に応じて、地域住民の協力を要請するものとする。

施設において授業を実施することが困難な場合は、次のとおり応急教育を実施する。

- (1) 施設が使用不可能な場合、他の施設で授業を実施する。
- (2) 施設が一部使用可能な場合、公民館等を併用して分散授業を実施する。
- (3) 施設が一部使用可能な場合、時差式で二部授業を実施する。

4 災害救助法に基づく措置

本部長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を実施する。

(1) 学用品給与の対象者

災害による住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(3) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む。）は1月以内、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県と協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）

(4) 学用品給与の方法

管理者は、罹災した児童生徒、喪失した教材、学用品等について調査し、被害状況を取りまとめ、本部長（教育部長）に報告するものとする。

報告を受けた本部長（教育部長）は、県教育委員会に報告し必要な学用品を確保する。

5 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

6 学校給食センターの応急対策

教育部長は、学校給食施設が被災した場合は、被害状況について調査し、速やかに応急対策を実施し、復旧に努めるものとする。

また、食材の確保については、商工会議所の協力を得て実施するものとする。この場合は、次の点に特に留意する。

- (1) 安全な給食物資を確保する。
- (2) 給食従事者を確保する。
- (3) 食中毒の予防に万全を期す。

7 文化財

(1) 災害発生時の対応

文化財等に災害が発生した場合は、所有者又は管理者が直ちに市対策本部及び関係機関に通報し、災害の拡大を防止する。

- (2) 文化財等に災害が発生した場合は、所有者又は管理者がその状況を国・県等の指定団体に報告しなければならない。

第2.2節 市庁舎の応急対策計画

大規模な地震発生時の緊急事態に、適切かつ機動的な災害応急活動の拠点となる市対策本部を設置する市庁舎が被災した場合において、施設の被災状況を把握し、被害を最小限に抑える必要な応急措置を実施し、庁舎機能の保持を図るための応急対策について定める。

1 被災状況の把握

- (1) 主構造
財政・車両班は、市対策本部の設置場所を優先に、柱、壁、床、窓ガラス等の建物の主構造部の被災状況を確認する。
- (2) 建築設備（ライフライン）
電気、給排水、燃料、通信設備等の被災状況を確認する。
- (3) 構内施設
構内通路等の被災状況を確認する。

2 応急復旧の実施

財政・車両班は、被災した施設又は設備について、次により保守点検業務委託業者に依頼し、応急復旧作業を実施する。

- (1) 市対策本部（3階会議室）
電力供給を最優先とする。当面、自家発電装置による非常用設備への電力供給を確保する。
- (2) 各課室
職員の安全を確保し、業務の遂行に支障をきたさないよう、電力、通信設備等の被災箇所の復旧、修繕に努める。
- (3) 施設、設備等の復旧依頼
施設、設備等の復旧の依頼先は、次のとおりとする。

区 分	保守点検業務委託者	連 絡 先
電気工作物設備	(株)山形ビルサービス	023-644-0158
空調衛生設備	(株)テクノ黒澤	0237-49-1455
通信設備	東日本電信電話(株)山形支店	023-621-5003
昇降機設備	アクア株式会社	0258-86-8002

第23節 水道・下水道施設の応急対策計画

水道・下水道施設が被災した場合の応急対策の手順について、そのあらましを定める。

1 基本方針

水道施設は、広範囲に敷設されているため、大地震が発生した場合、被害が同時多発的に発生するおそれがある。このため、断水区域を最小限に抑え、復旧の優先順位を設定するなど、人員及び資機材を集中的かつ効果的に配置して作業を進める。

また、下水道施設も同様に広範囲に敷設されているため、大地震が発生した場合、被害が同時多発的に発生する。このため、汚水、雨水の流下及び排除に支障が生じて二次災害となることがないように応急措置を講じ、また、早急に下水機能の回復を図る。

2 水道

(1) 活動体制の確立

市及び上下水道事業所は、県と密接に連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

上下水道事業所は、迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被害状況を把握する。

(3) 緊急対策

上下水道事業所は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

ア 二次災害の防止対策

- (ア) 水道施設で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- (イ) 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- (ウ) 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

イ 被害発生地区の分離

被害情報の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

(4) 応急対策

上下水道事業所は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(5) 給水量の確保

上下水道班は、水源地及び配水池から、必要な給水量の確保に努める。

(6) 応急工事及び復旧工事の実施

上下水道班は、水道工事事業者に委託して幹線配水管及び給水拠点に至る路線を優先的に応急工事し、順次配水調整を行いながら断水区域の減少を図り、復旧工事を実施する。

(7) 応援要請

本部長は、大規模な地震が発生し、本市だけでは水道施設の応急工事等が難しいと判断した場合、「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき、日本水道協会山形県支部長及び当該支部代表都市に応援を要請する。

3 下水道

(1) 震災時の活動体制

上下水道事業所は、市対策本部の中に、下水道対策組織を設け応急対策を実施する。

(2) 被害状況の把握

震災発生後、上下水道班は速やかに災害応急対策マニュアルに基づき、管きよ、水路、

マンホールポンプ等の下水道施設の被害状況を把握する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

(ア) 処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を実施する。

(イ) 管きょ及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管きょについては、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を実施する。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管きょについて、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を実施する。

(3) 応急対策

ア 応急復旧

被害状況の調査結果をもとに、被害の状況に応じた応急復旧を直ちに行う。

イ 資機材、車両及び人員の確保

北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議及び天童市建設業同友会と連携して、必要な資機材、車両及び人員を確保し、被災施設の応急復旧に当たる。

ウ 災害時における災害応急対策の応援に関する協定に基づき天童市建設業同友会に協力を要請する。

(4) 本復旧の方針の決定

下水道台帳の活用により被害箇所、被害内容を整理するとともに他の道路占用者及び各道路管理者と協議し、復旧工法を検討のうえ、本復旧計画を定める。

4 ライフライン関係機関相互の情報交換

電力、電話、ガス等のライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況に十分配慮する。

5 広 報

市民に対し、上下水道施設の被災状況、断減水の状況、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について、できる限り分かりやすく繰り返し広報を実施するほか、報道機関にも協力を要請し、住民の不安解消に努める。

(1) 被災直後の広報

ア 断減水の状況、給水状況等について、同報系無線、防災ラジオ、登録制メール、SNS、ホームページ、チラシ、掲示板、広報車等により迅速に広報を実施する。

イ ラジオ・テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 長期的復旧等の広報

上下水道施設等の復旧作業が長期化すると予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を実施する。

第24節 火災対策

地震発生後、二次災害としての火災が同時多発的に発生するおそれがあるため、その警戒・防御と被害の軽減を図るための火災対策について定める。なお、二次災害としての火災対策の詳細は、「天童市消防計画」で定める。

1 地震発生時の対策

大地震が発生した場合、次により火災対策を実施する。

- (1) 消防署においては、非番・週休者を招集して警戒及び出動体制を強化し、消防団においては各ポンプ車庫に団員を待機させ、警戒と迅速な出動を図る。
- (2) 車両による巡回広報
関係機関・団体及び主要民間会社・工場に対する連絡を行い、火災の状況によっては、火気の使用制限等の巡回広報を行う。

2 断滅水時の対策

消火栓又は流水が断・減水し、消防水利として使用できない場合、使用可能部隊を定め、到着順に水利の統制を行うほか、次の対策を実施する。

- (1) 水槽付ポンプ車を優先的に運用する。
- (2) あらゆる消防水利（河川の流水、プール等）を考慮し、中継送水の方式を取る。
- (3) 火災覚知と同時に消火栓流水の増配水の手配を行う。

3 防御線の設定

火災が拡大して大火の危険が著しいと判断される場合、道路、緑地、河川、公園等を利用して防御線とし、ここに消防力を結集して延焼拡大の阻止に当たる。

4 烈風下の消防対策

烈風下においては、大火制圧、延焼防止及び飛火警戒の各隊に分けて出動するとともに、防御の対策を迅速に定め、被害の軽減に努める。

5 応援要請

- (1) 大地震により同時多発火災等が発生し、本市の消防力のみでは十分に防御し得ないと認める場合には、市長又は消防長は、躊躇することなく「山形県広域消防相互応援協定書」「山形県消防広域応援隊に関する覚書」「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」「仙台市との消防相互応援協定書」に基づき関係機関に応援を要請する。
- (2) 応援受入体制
市は、緊急消防援助隊等の応援が決定された場合は、受援計画に基づき、次により受入れ体制を整備する。
 - ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
 - イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
 - ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第25節 水害対策

地震災害発生により水防施設が損壊して、水害が発生することを防止するための対策について定める。なお、地震災害による水害対策の詳細については、「天童市水防計画」で定める。

本節については、第3編第2章第4節「水防活動計画」を準用する。

(参考)

資料編 第6編 その他の関係事項

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第26節 孤立集落の応急計画

交通手段の途絶等による集落の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想され、関係機関の連携のもと、被害実態の早期確認、救急救助活動の迅速な実施、緊急物資の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保などの応急対策について定める。

1 孤立実態の把握

災害が発生した場合、孤立化の予想される集落とNTT回線及び防災行政無線、衛星携帯電話等により、直ちに連絡を取り、孤立化の有無の確認と被害の発生状況等について情報収集を行うとともに、孤立の実態について県に対し報告する。

2 救助・救出対策

交通手段の途絶により、ヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、県に対しヘリコプターの要請を行うとともに、救助場所となる臨時ヘリポートを確保し、被救助者の容態、人数、気象状況に関し、出来る限り多くの情報を収集し、県に報告する。

また、負傷者が多い場合は、医師等を現地に派遣するとともに、孤立の状況、避難所の運営状況について検討し、必要に応じ、県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

災害が発生し、NTT回線が不通になった場合は、孤立した集落に速やかに職員を派遣し、防災行政無線や衛星携帯電話及びアマチュア無線を活用するなど、あらゆる方法によって情報の収集・伝達手段の確保を図る。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間、孤立集落住民の生活維持のため、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送の確保に努める。

また、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対しヘリコプターによる空輸の要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

孤立集落に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、物流ルートの確保を図るため、県道管理者に対し速やかに応急復旧工事を実施するよう要請するとともに、優先度に応じ、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通の確保に努める。

第27節 農林産業災害応急計画

農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜の死亡、飼養施設の損壊等に対応する対策について定める。

1 被害状況の把握

経済部長は、農業協同組合、森林組合、土地改良区及び農業共済組合等の農林産業関係団体と連携し、県の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に準じ、速やかに被災状況を把握する。

2 二次災害防止措置

経済部長は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農道・用排水施設・ため池等の緊急点検

震度4以上を観測する地震が発生した場合、施設管理者は、直ちに施設点検やパトロール等を実施し、その結果、危険と認められる箇所等については、市・警察・消防機関等へ通報するとともに、住民に対して自主避難の呼びかけ等、緊急措置を迅速に実施するよう指導又は指示を行う。

(2) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農畜舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

3 災害応急対策

経済部長は、農林産業関係団体及び県の関係機関と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農道・用排水施設・ため池等の機能確保のため、次の応急対策を実施する。

ア 避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 地震後の気象状況等により、被害箇所が拡大し、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、直ちに立ち入り禁止の措置をとり、市・警察・消防機関等へ通報するとともに、警戒避難体制等必要な措置を実施する。

(2) 農作物及び農業用施設

農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア 農作物の病虫害発生予防措置

イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ 種苗の供給体制の確保

(3) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）

エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

第28節 要配慮者の応急対策計画

要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

避難行動要支援者の避難誘導等については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切な支援を実施する。この際、天童市社会福祉協議会、介護関係団体、福祉事業者、自主防災会・自治会等の役員、民生委員・児童委員、福祉推進員、近隣住民等の避難支援等関係者と協力連携し、避難行動要支援者の避難行動に万全を期すよう努める。

(2) 災害発生直後の安否確認

健康福祉部長は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、自主防災会・自治会等の役員、民生委員・児童委員、福祉推進員、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難所への受入状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(3) 被災状況等の把握

避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 要配慮者の身体の状態及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具（品）の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、必要に応じて「災害時における福祉避難所の指定等に関する協定」に基づき指定福祉避難所を設置し、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

高齢者や障がい者等のうち緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

この際、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅の避難行動要支援者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対しては、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) その他

市は、福祉関係職員等の状況に応じ、県に対し災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請し、避難所において、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災会・自治会等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災会・自治会等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市及び県に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

3 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

地域の自主防災会・自治会等やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第29節 災害ボランティア活動支援計画

災害が発生した場合に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、ボランティアの受入れや活動支援対策について定める。

1 市災害ボランティア支援本部

(1) 市災害ボランティア支援本部の設置

本部長は、大規模な災害が発生した場合、天童市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター（天童市総合福祉センター内に設置予定）と密接に連携し、必要に応じて市対策本部内に市災害ボランティア支援本部を設置する。

(2) 市災害ボランティア支援本部の運営

市災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を実施する。

ア ボランティアの受入れ

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整（マッチング）を行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

(イ) 登録ボランティアのみでは対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合、必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

オ ボランティア関係機関・団体等との連携

市災害ボランティア支援本部の運営に当たっては、天童市社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図る。

2 自治会等のボランティア

自治会等のボランティアについては、労力の合理的な配分を図るため、各団体の構成を考慮しながら各作業班に編成するものとする。

(1) 協力を要請する団体

ア 自主防災会・自治会等の組織

イ 婦人団体等

ウ その他の各種団体等

(2) 活動内容

ア 避難者誘導・安否確認

イ 救護及び救出

ウ 炊き出し

エ 物資の受入れ

オ 食料及び生活必需品の配給

カ 清掃・防疫活動

キ 夜間の見回り（防犯活動）

ク その他避難所等において必要な作業

(参考)

・社会福祉法人 天童市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター設置運営マニュアル

第30節 技術者等動員計画

地震災害発生時の災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害応急活動に必要となる技術者等の確保について定める。

1 技術者の従事命令等

(1) 従事命令の実施

本部長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にいる者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、本部長は、県知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

知事が技術者等の従事命令を市長に委任した場合は、次の技術者について公用令書を用いて救助に関する業務に従事させるものとする。従事者の実務弁償及び障害の補償等は、「山形県災害救助法施行細則」で定めるところによる。

ア 医師及び歯科医師

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師

エ 救急救命士

オ 土木技術者及び建築技術者

カ 大工、左官及びとび職

キ 土木業者、建築業者及びその従事者

ク 自動車運送業者及びその従事者

(2) 協力命令の実施

本部長は、県知事から従事命令に関して委任を受けた場合は、災害発生現場の近隣の住民に対して協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続は、知事が執行する従事命令の手続と同じである。

(3) 命令の執行者と種類

法令に基づく防災関係機関の従事命令等は、次のとおりである。

ア 市長が執行する命令

災害応急対策業務従事命令

イ 知事及び知事の委任を受けた市長が執行する命令

災害救助業務従事命令、災害救助業務協力命令、災害応急対策従事命令及び災害応急対策協力命令

ウ 警察官

災害応急対策業務従事命令

エ 消防吏員及び消防団員

消防業務従事命令

オ 水防管理者及び消防長

水防業務従事命令

2 労務者の確保

(1) 労務者の確保の方法

災害応急業務に当たる労務者については、山形公共職業安定所を通して確保を図るとともに、急を要する場合は、建設業者等に協力を依頼するものとする。

(2) 労務者の依頼方法

各部班が労務者を必要とするときは、次の事項を明記して山形公共職業安定所、建設業者等に依頼するものとする。

ア 作業の内容

イ 所要人員

ウ 雇用予定期間

エ 作業に従事する場所

オ 集合場所

カ その他の必要事項

(3) 費用

労務者に支給する賃金は、本市における通常の実費の額とする。

第31節 義援金・義援物資の受入・配分計画

被災者に全国から寄せられる義援金・義援物資を円滑かつ適切に受入・配分するための対策について定める。

1 義援金・義援物資の受入・配分

(1) 義援金受入体制の周知

市は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、政府本部又はホームページや報道機関及びポータルサイト「ふるさとチョイス」等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 義援物資受入れの周知

市は、被災者のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目リスト及び受入れる期間について国の政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。また、義援物資受入れの必要がない場合や必要がなくなった場合についてもその旨公表する。

(3) 受入れ

健康福祉部長は、本市に寄託された義援金・義援物資を、次により受付及び受入れを行う。

ア 義援金

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(ウ) ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じた寄付金を受入れる。

イ 義援物資

(ア) 受入・照会窓口を開設する。

(イ) 受入要員を確保する。

(ウ) 義援物資の輸送、保管に適した物資の輸送拠点（以下この節において「地域内輸送拠点」）を確保する。

2 義援金・義援物資の保管

(1) 義援金は、被災者に配分するまでの間、健康福祉部長が出納機関へ一時預託して保管する。

(2) 義援物資は、健康福祉部長が経済部長に要請して生活必需品の地域内輸送拠点に保管する。

3 義援金・義援物資の配分

(1) 義援金

ア 市は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、天童市社会福祉協議会等福祉団体で構成する義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

イ 県、本市及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに義援金配分委員会に送金する。また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

(2) 義援物資

ア 義援物資は、健康福祉部長が被災地域、被災人員、被災の状況等を勘案して配分計画を立て、本部長が当該計画を決定する。

イ 義援物資の配分に当たっては、自主防災会・自治会等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

ウ 県の広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県が対応する。

エ 地域内輸送拠点から避難所への輸送は市が対応する。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への輸送ができない場合、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までの輸送は県が対応する。

オ 受入れた義援物資については、被災者のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら迅速かつ効果的に配分する。

第32節 災害救助法の適用

大地震が発生し、多大な人的及び物的被害の発生した場合における災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害の状況が市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における令和2年国勢調査時点に基づく適用基準は、次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が80世帯以上であるとき。
- (2) 被害が広範囲に渡り、県内の住家滅失世帯の総数が1,500世帯以上となる場合において、市内の住家の滅失世帯数が40世帯以上であるとき。
- (3) 被害が県下全域に渡り、県内の住家滅失世帯の総数が7,000世帯以上となる場合において、市内の住家の滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 知事が特に救助を実施する必要があると認めたととき。

2 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし取り扱う。（災害救助法施行令第1条第2項）

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1/2＋（床上浸水等）×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの。

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊又は半焼したもの。

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいい、次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

- (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

3 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助の実施は、基本的には知事が実施することとなるが、知事が必要であると認めて指定した救助の実施に関する事務については、知事の委任（通知）を受けて本部長が実施する。

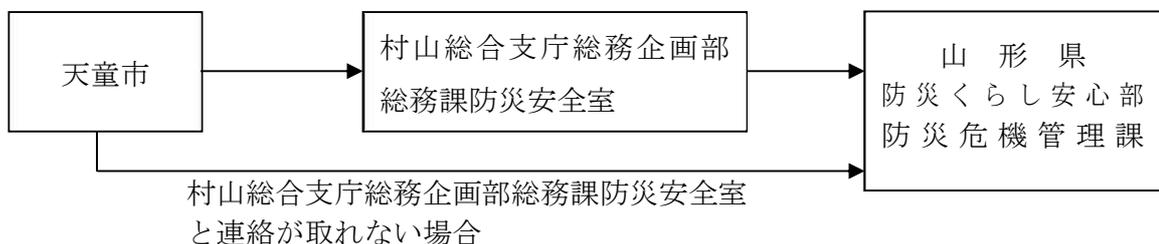
4 災害救助法による救助

- (1) 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。
 - なお、救助の程度、方法及び期間は、本計画資料編の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。
 - ア 収容施設の供与（避難所の設置及び応急仮設住宅の供与）
 - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 災害にかかった住宅の応急修理
 - キ 学用品の給与
 - ク 埋葬
 - ケ 遺体の捜索及び処理
 - コ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第4条第2項）

5 適用手続

本部長は、本市における被害の程度が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込がある場合は、次により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- (1) 報告事項
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因
 - ウ 法の適用を要請する理由
 - エ 法の適用を必要とする期間
 - オ 既にとった救助措置及び今後取ろうとする救助措置
 - カ その他必要な事項
- (2) 報告系統



6 実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

- (1) 市対策本部の各部班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を本部長に報告する。
- (2) 本部長は、報告を取りまとめ知事に報告する。

（参考）資料編 第6編 その他の関係事項

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第33節 被害調査

災害時において、被害調査を迅速・確実に行うための計画について定める。

1 被害調査の実施

災害時における被害調査は、災害応急対策を行ううえでの基礎資料となるので、各部課等はそれぞれの担当業務に応じて迅速、的確に実施する必要がある。調査は、災害の種別や規模などにより関係機関の協力を得るなど対応が異なってくるが、おおむね次の区分により実施する。

2 調査の時期

(1) 概況（初動）調査

全市的な被災状況を把握するためのもので、目視あるいは被害写真などにより、災害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告する。

(2) 中間調査

ア 被害状況の変動に伴い、必要な事項について、逐次調査を実施する。

イ 調査時期は、災害発生後3日～7日以内とする。

(3) 確定調査

ア 国、県に対する確定報告、あるいは補助費申請の資料となるため、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容に正確を期し報告する。

イ 調査時期は、応急措置終了後10日以内とする。

(4) 水害統計調査

ア 洪水、内水、土石流等の水害により、「個人・法人が所有する資産」、「河川・道路等の公共土木施設」に被害が発生した場合、水害統計調査要領に基づき、次項に定める担当課は被害調査を実施する。

イ 調査時期は、確定調査終了後とする。

3 調査区分及び調査項目

調査区分	調査項目	担当課等
人的被害	ア 死者	◎総務課（情報収集・調査班） ◎消防課 ◎各課等
	イ 行方不明者	
	ウ 負傷者	
物的被害	ア 住家被害	◎総務課（情報収集・調査班） ◎建設課 ◎消防課
	イ 非住家被害	
	ウ 公共建築物 （文教施設・公共施設等）	
土木関係被害	ア 道路被害	◎建設課 ◎農林課 ○消防課
	イ 河川被害	
	ウ 橋りょう被害	
土砂災害被害	ア 地すべり	◎建設課 ◎農林課 ○消防課
	イ 土石流	
	ウ がけ崩れ	
農林関係被害	ア 農林業施設被害	◎農林課
	イ 農産物被害	
	ウ 林産物被害	
商工関係被害	ア 商工業施設被害	◎商工観光課
	イ 商工被害	
ライフライン被害	ア 電力	◎総務課（情報収集・調査班）
	イ ガス	
	ウ 電話	
	エ 上下水道施設被害	◎上下水道課

注：◎は主管課、○は関係課等

4 被害調査結果の集約

- (1) 被害調査は、各部課等单位で行い、各部の主管課は、各部の調査結果を集約し、災害対策本部（情報収集・調査班(状況により危機管理室)）に報告する。
- (2) 災害対策本部（情報収集・調査班）は、全ての被害状況を集約し、県に報告する。
この際、情報収集・調査班が編成されていない場合は、危機管理室が被害状況を集約し報告する。

5 被害程度の判定

被害程度の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除き、資料編 第1編 法令等第6 基準及び指針「被害程度の判定基準」に基づき実施する。

6 罹災状況調査票の整備

- (1) 各課等は、第1項から第5項に基づき現場を調査し、「罹災状況調査票」（正本）を作成するとともに、その写し（副本）を災害対策本部（情報収集・調査班(税務課)）に報告する。
- (2) 情報収集・調査班(税務課)は、報告された「罹災状況調査票」を取りまとめ「罹災者台帳」を作成・整備し、罹災証明書発行に資する。

7 罹災証明書の発行

情報収集・調査班(税務課)は、被災者から交付申請があったときは、速やかに、住家の被害、その他の被害状況を調査し、被害の程度を証明する「罹災証明書」（住家以外の場合は「被災証明書」）を発行するとともに、「罹災証明書発行台帳」を作成・整備する。

この際、各課等から報告された「罹災状況調査票」等を活用するなど、遅滞なく交付できるよう着意する。

8 被災者台帳の作成

情報収集・調査班(税務課)は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努める。

(参考)

- | | | |
|-----|-----|---------------------|
| 資料編 | 第1編 | 法令等 |
| | 6 | 基準及び指針
被害程度の判定基準 |
| | 第6編 | その他の関係事項 |
| | 20 | 罹災状況調査票 |

第3章 災害復旧計画

第3章 災害復旧計画

- 第1節 基本方針
- 第2節 公共施設の復旧
- 第3節 水道施設の復旧
- 第4節 被災者の生活安定対策
- 第5節 事業所への融資
- 第6節 激甚災害指定による復旧

第1節 基本方針

1 基本方針

災害復旧計画については、大地震発生後の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、被災した各施設の復旧に合わせて、災害の再発を防止するために必要な施設の新設又は改良等を含めた将来の災害に備える計画とする。

2 地震発生後の災害復旧計画

災害復旧計画の種類は、次のとおりである。

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧計画
- (3) 農林施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 上下水道施設及び廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 中小企業の振興に関する事業計画
- (12) その他災害復旧事業計画

(参考)

- 資料編 第6編 その他の関係事項
- 6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間
 - 8 災害復旧事業一覧

第2節 公共施設の復旧

被災した市内の各種公共施設等を迅速かつ適正に復旧するための計画について定める。

1 公共施設の復旧の方法

- (1) 市は県並びに国の出先機関等と密接に連携・調整し、市内の各種公共施設等の迅速かつ適切な復旧に努める。
- (2) 公共施設の復旧は、施設を単に原型に復すのみではなく、災害予防のための施設の新設及び耐震化改良工事等についても十分検討のうえ実施する。

2 被害状況の調査と報告等

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市に報告する。

また、市は管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県又は国の出先機関に報告するとともに、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等に協力する。

3 公共施設の復旧事業等の種類

- (1) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく復旧事業
 - ア 河川復旧事業
 - ア 「河川法」が適用され若しくは準用される河川又はその他の河川の復旧
 - イ 維持管理の必要な堤防、護岸、水制、床止及びその他の施設の復旧
 - イ 砂防設備復旧事業
 - ア 「砂防法」第1条に規定する砂防設備の復旧
 - イ 「砂防法」が準用される砂防のための設備又は天然の河岸の復旧
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業
 - 山林砂防施設の復旧（立木を除く。）
 - エ 地すべり防止施設復旧事業
 - 「地すべり等防止法」第2条第3項に規定する地すべり防止施設の復旧
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業
 - 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の復旧
 - カ 道路復旧事業
 - 「道路法」第2条第1項の規定による道路の復旧
 - キ 下水道復旧事業
 - 「下水道法」第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路の復旧
 - ク 公園復旧事業
 - 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規程する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその施設に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたものの復旧
- (2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく復旧事業
 - ア 農地・農業用施設復旧事業
 - イ 林業用施設復旧事業
 - ウ 共同利用施設復旧事業

4 その他の公共施設復旧事業

- (1) 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」に基づく公立学校復旧事業
- (2) 「公営住宅法」に基づく公営住宅復旧事業
- (3) 「生活保護法」に基づく生活保護施設復旧事業
- (4) 「児童福祉法」に基づく児童福祉施設復旧事業
- (5) 「老人福祉法」に基づく老人福祉施設復旧事業
- (6) 「身体障害者福祉法」に基づく身体障害者社会参加支援施設復旧事業
- (7) 「知的障害者福祉法」「障害者自立支援法」に基づく障害者援護施設復旧事業
- (8) し尿処理施設復旧事業
- (9) ごみ処理施設復旧事業
- (10) 公的医療機関復旧事業
- (11) 災害清掃事業

5 復旧技術職員の確保

本部長は、災害復旧のための技術職員に不足を生じたときは、県を通じて被災を免れた他の市町村に派遣を依頼して、技術職員を確保する。

詳細については、本編第2章第10節「相互応援計画」及び第30節「技術者等動員計画」を準用する。

6 緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために、国及び県の負担金、補助金を利用するほか、次の制度により臨時資金の調達に努める。

- (1) 地方債の発行
歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債、地方短期資金（財政融資）
- (2) 地方交付税の増額交付
特別交付税
- (3) 一時借入金の利用
災害復旧事業貸付金（県）、災害応急融資（山形財務事務所及び日本郵便株式会社）

(参考)

- 資料編 第6編 その他の関係事項
- 6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間
 - 8 災害復旧事業一覧
 - 9 激甚災害の指定基準
 - 10 局地激甚災害の指定基準
 - 11 地方財政措置制度の概要

第3節 水道施設の復旧

被災した水道施設の復旧を実施するための計画について定める。

1 施設の復旧優先順位

水道施設の復旧は、次の順位により実施する。

第1位 主要な配水地・加圧場、送配水幹線及び特に重要な管路

第2位 一般管路

第3位 給水装置

2 管路における復旧順位の指定

管路の復旧順位については、次のとおり指定する。

(1) 導送配水本管の復旧

第1位 第一次指定路線

導送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

第2位 第二次指定路線

主要配水幹線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水上必要と認められる管路

第3位 第三次指定路線

第一次及び第二次指定路線以外の管路

(2) 配水支管の復旧

重要と認められる管路を優先し、順次復旧に努める。

3 給水装置の復旧優先施設

配水管の通水状況及び復旧状況等を勘案して、次の施設を復旧優先施設として選定する。

(1) 負傷者の救護に当たる医療施設

(2) 腎人工透析治療施設

(3) 重症重度心身障がい児（者）施設、特別養護老人ホーム等の施設

(4) その他特に早期復旧が必要と認められる施設

第4節 被災者の生活安定対策

災害により被災した市民の生活安定を図るための計画を定める。

1 税の減免、徴収猶予

(1) 市税の減免

被災した市民から申請があり必要と認めるときは、「天童市市税条例」の規定により減免の措置をとることができる。

(2) 市税の徴収猶予

被災したために、市税の申告、書類の提出及び税の納入を所定の期日までに行うことができないときは、被災者の申請により書類の提出期限等の延長又は税の徴収を猶予することができる。

(3) 国税、県税の減免及び徴収猶予

「国税通則法」、「地方税法」、「山形県県税条例」等の規定により、国税及び県税についても減免、徴収猶予の措置がとられる。

2 災害援護資金の種類

(1) 本市による災害援護資金の貸付

「天童市災害弔慰金の支給に関する条例」の規定に基づく災害援護資金の貸付

(2) 県等による母子福祉資金及び生活福祉資金の貸付

ア 「母子及び寡婦福祉法」の規定に基づく母子家庭を対象とした母子寡婦福祉資金の貸付、猶予、延長等

イ 「生活福祉資金貸付制度要綱」の規定に基づく低所得世帯を対象とした災害援護資金の貸付

(3) 県、金融機関等による住宅資金の貸付

ア 「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づく金融機関の災害復興住宅資金の貸付

イ 「生活福祉資金貸付制度要綱」の規定に基づく低所得世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯に対する家屋の補修等に要する生活福祉資金（住宅資金）の貸付

ウ 「母子及び寡婦福祉法」の規定に基づく母子家庭を対象とした母子寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付

3 災害弔慰金等の支給

(1) 「天童市災害弔慰金支給等に関する条例」の規定に基づき、被災者に対して弔慰金及び見舞金を支給する。

(2) 「被災者生活再建支援法」の規定に基づく、被災者生活再建支援金を支給する。

(3) 自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯に対し、「山形県・市町村被災者生活再建支援金」を支給する。

4 被災者に対する相談

(1) 相談所の開設

被災者からの幅広い相談に応じるため、市役所、公民館等に相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

5 罹災証明書の発行

- (1) 建設部長は総務部長と密接に連携し「住家の被害調査」を実施する。
この際、発災後の「応急危険度判定実施計画」や「判定結果」を活用した「住家被害の調査・判定」を早期に実施できるよう努める。
また、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (2) 総務部長は、被災者から交付申請があったときは、速やかに、住家の被害、その他の被害状況を調査し、被害の程度を証明する「罹災証明書」を発行するとともに、「罹災証明書発行台帳」を作成・整備する。
この際、建設部の調査結果や各課等が調査した「罹災状況調査票」等を活用するなど、遅滞なく交付できるよう着意する。
- (3) 被災者から住家以外の申請があったときは、前項(2)と同様に被害状況を調査し、「被災証明書」を発行する。

6 被災者台帳の作成

- (1) 総務部長は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害、その他市長が定める種類の被害状況
 - カ 援護の実施状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要支援者に該当する事由
 - ク その他
- (3) 災害対策基本法第90条の3の規定により、関係部局が把握している個人情報の内部利用及び関係地方公共団体等に対して、被災者情報の提供を求めることができる。また、災害対策基本法第90条の4の規定により、被災者台帳情報を利用し提供することができる。

7 被災者等の生活再建等の支援

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(参考)

- 資料編 第1編 法令等
- ・ 天童市災害弔慰金の支給等に関する条例
 - ・ 天童市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 第6編 その他の関係事項
- 7 見舞金等の支給・資金の貸付
 - 20 罹災状況調査票

第5節 事業所への融資

農林水産業、中小企業等を経営する事業所に対する災害融資計画について定める。

1 融資計画

(1) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

本部長は、被害の状況に応じて、金融機関に対し、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。

(2) 既貸付金の条件緩和

本部長は、被害の状況に応じて、金融機関に対し、被害を受けた者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(3) 各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

国・県、関係団体及び金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への金融相談所の設置

被害の状況に応じて、関係団体及び金融機関と連携し、被災地に金融相談所を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、適切な指導助言、調整を行う。

2 農林水産業関係融資の種類

(1) 農林水産業経営資金の融資

ア 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による貸付

イ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による貸付

(2) 農業協同組合への事業資金の融資

ア 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による貸付

イ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による貸付

(3) 農業経営維持安定資金の融資

「株式会社日本政策金融公庫法」による貸付

(4) 土地災害復旧及び施設災害復旧資金の融資

「株式会社日本政策金融公庫法」による貸付

(5) 組合共同利用施設の復旧資金の国庫補助

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による補助

3 中小企業関係融資の種類

(1) 復旧資金の融資

(2) 労働者住宅建設資金の融資

(3) 設備近代化資金の償還免除及び延滞措置

4 私立学校に対する災害復旧資金の融資

(1) 「私立学校振興・共済事業団法」による貸付

(2) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による貸付

5 医療機関に対する災害復旧資金の融資

「独立行政法人福祉医療機構法」による貸付

(参考)

資料編 第6編 その他の関係事項

7 見舞金等の支給・資金の貸付

第6節 激甚災害指定による復旧

地震による災害が被害甚大である場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による激甚災害の指定を受けて速やかに復旧事業を実施するための計画を定める。

1 激甚災害指定の手続

地震による災害が発生し、激甚災害の指定を受けようとする場合は、次の手続を取る。

- (1) 本部長は、災害の状況及び応急対策の概要を県知事に直ちに報告する。
- (2) 県知事は、(1)の報告を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞いて、必要と認めるときは激甚災害の指定を行い、当該災害に対して取るべき措置を政令で定め、必要な援助を行う。

2 激甚災害指定による援助の種類

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用を受ける公共土木施設及び同法第3条で定める施設で、国の負担割合が3分の2未満の災害発生防止のための新設又は改良に関する事業による施設
- (2) 社会福祉施設の災害復旧事業
 - ア 「生活保護法」第40条及び第41条の規定により設置された施設
 - イ 「児童福祉法」第35条第2項から同条第4項までの規定により設置された施設
 - ウ 「身体障害者福祉法」第28条第2項又は同条第3項の規定により設置された施設
 - エ 「老人福祉法」第15条の規定により設置された施設
 - オ 「障害者自立支援法」第79条又は第83条の規定により設置された施設
- (3) 農林施設の災害復旧事業
「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受ける災害復旧事業及び災害防止を図るための農業用施設・林道の新設又は改良に関する事業
- (4) 教育施設の災害復旧事業
「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定を受ける施設
- (5) 公営住宅の災害復旧事業
 - ア 「公営住宅法」第8条第3項の規定の適用を受ける住宅及び共同施設
 - イ 被災者公営住宅建設事業に対する特例補助
- (6) その他の災害復旧事業
 - ア 河川、道路、公園等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業
 - イ 本部長が指定した場所に搬入された土砂の排除事業
 - ウ 湛水の排除事業
 - エ 水防資機材費の特例補助

3 災害復旧計画概要書の作成

本部長は、再度の災害を防止するとともに、中長期的な振興計画等に配慮し、速やかに災害復旧計画概要書を作成する。

(参考)

- 資料編 第6編 その他の関係事項
- 7 見舞金等の支給・資金の貸付
 - 9 激甚災害の指定基準
 - 10 局地激甚災害の指定基準

第3編 風水害対策

第3編 風水害対策

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急計画

第3章 災害復旧計画

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

- 第1節 基本方針
- 第2節 水害予防計画
- 第3節 土砂災害予防計画
- 第4節 都市排水計画
- 第5節 その他の予防計画

風水害の未然防止と被害の軽減を図るため、事前に実施すべき防災対策について定める。

第1節 基本方針

1 基本方針

本市は、比較的災害の少ない地域として、安全で安心して暮らせるまちとして発展してきた。しかし、これまでに河川の増水による水害や急傾斜地における土砂崩れ等が発生しており、本地域防災計画の策定に当たっては、過去の災害を踏まえた風水害対策を推進する。

2 風水害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の充実による防災力の向上を図る。
- (2) 風水害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 災害発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時において速やかに救助活動を行うための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフライン施設の整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に防災対策を実施する。

第2節 水害予防計画

水害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山事業及び治水事業の推進及び防災知識の普及等について定める。

1 基本方針

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性を考慮して水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水・利水の調整を図りつつ総合的に事業の推進を図る。

2 治山対策

(1) 砂防

崩壊地又は崩壊危険地が上流部にある荒廃溪流で、土石流発生の可能性の高い地域等の保全に重点を置き、次のとおり荒廃山地の復旧及び防止対策を推進する。

ア 土砂発生源の対策

山腹崩壊地、荒廃溪流等に対する治山施設の整備及び防災機能の高い森林の造成を図る。

イ 流送地帯の対策

溪岸侵食防止のため、治山ダム群の設置を図る。

ウ 堆積地帯の対策

土石流等の衝撃力を緩和させるための治山ダムの設置及び土石流等拡散防備林の造成を図る。

(2) 造林

流域保全に資する水源かん養、土砂流出防備林等の保安林の指定及び整備事業の推進を図る。

3 治水対策

(1) 方針

市街化の進展に伴い雨水が流出しやすくなりその量が増大しているため、中小河川や排水路が氾濫し、内水による被害を受ける地域が増加している。

これらに対処するためには、河川改修事業、排水施設の改良、下水道事業、田んぼダム等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても浚せつ、流水阻害物の除去等を行い、その機能維持に努める。

この際、流域全体のあらゆる関係機関が協働して取り組む「流域治水」を推進する。

(2) 河川

ア 国、県の管理する河川（1級河川）

国土交通省及び県との連絡を密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請する。

イ 市の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じた河川改修事業を推進する。

(3) 水路

ア 排水事業の促進

市街地内の堰及び一般排水路については、公共下水道事業で整備を促進する。

(ア) 市街地においては、透水性舗装や浸透柵による雨水の地下への浸透及び駐車場、公園、学校等の敷地を利用した雨水貯留施設等を設置し、雨水の流出抑制を図る。

(イ) 開発が進められている市街地周辺や丘陵地域については、地形等の変化に伴う雨水の流れを把握し、開発に適応した排水施設の整備、改良を行うとともに、調整池の設置等により、雨水流出量を調整する。

イ 水路の管理

河川環境の整備を推進するとともに、市街地を流れる水路については維持用水の確保等適正な管理に努め、雨水排除施設、防火用施設等として多目的な活用を図る。

(4) ため池

ア ため池施設の災害予防対策

(ア) 市は県と連携し、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対し適切な情報提供を図る。

- (イ) ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。
- (ウ) 耐震不足と判断されたため池は、地域住民の安全を確保するため、ため池の管理者と連携し、監視・管理体制の強化等を図る。

イ ため池の管理

- (ア) 市は、ため池の所有者等に対し、継続的に災害対策の啓発指導にあたり、ため池の安全管理体制の充実を図る。
- (イ) 大雨が予想される場合等には、ため池の状況を継続的に監視するとともに、事前に放水し、ため池の水位を下げ、災害の予防に努めるよう所有者等に連絡、指導する。

4 一般住民に対する防災知識の普及

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して防災知識の普及を図る。

この際、住民が自らの地域の風水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい風水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する防災情報等を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

(1) 災害への備えについての啓発事項

ア 災害危険度の警戒レベル5段階と住民がとるべき行動

第2編 第2章 第4節「避難計画」参照

イ 住宅の安全点検

ウ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

エ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

オ 自動車へのこまめな満タン給油

カ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

キ 家族が服用している医薬品の情報等の把握

ク ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主の明示、避難用品や備蓄品の確保等）

ケ 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

コ 本市の過去の災害や地域の危険情報の把握

サ マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

(2) ハザードマップの周知

ア 市は、想定される被害の危険区域（浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域）及び避難所、避難経路等を示したハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認するよう促す。

イ ハザードマップの普及（配布等）に当たっては、居住地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

(3) 災害発生後の行動等についての啓発事項

ア 特別警報・警報・注意報発表時、避難情報発令時にとるべき行動

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

エ 応急救護（救助活動等を含む）の方法

オ 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

カ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

キ ライフライン途絶時の対策

ク 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

- ケ 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- コ 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(4) 啓発方法

住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。また、必要に応じて避難所の開錠・開放を自主防災会・自治会等で担う等、円滑な避難のため、自主防災会・自治会等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 学校教育における防災教育

- (1) 防災教育を学校教育の中に位置づけ、児童生徒等の発達段階に応じ、風水害発生時に起こり得る各種危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動がとれるように教育を実施する。この際、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。
- (2) 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。
- (3) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

6 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

- (1) 危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画等に基づき、施設利用者の避難誘導訓練や初期消火訓練等を実施する。
- (2) 病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数所在している病院・福祉施設の管理者は、市及び消防本部との密接な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

8 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設

- (1) 施設の所有者又は管理者は、洪水及び土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
また、計画を作成・変更したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、計画を作成していない場合、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示を行うことができる。
この際、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (3) 施設の所有者又は管理者は、作成した計画に定めるところにより、施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- (4) 市（要配慮者利用施設の所管課）は、県と連携し要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

9 避難情報の発令

国土交通省山形河川国道事務所、県及び山形地方気象台等と密接に連携し、洪水警報等が発せられ猛烈な豪雨が断続するなど、切迫した状況においては、適時に避難情報を発令する。

この際、内水氾濫、小規模河川の洪水などの浸水の深さが深刻にならないような災害や、竜巻・台風のように、屋外を移動して立ち退くことがかえって人命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、「屋内での退避等の安全確保措置」を指示する。

避難情報の発令判断基準については、本編第2章第5節「避難計画」を参照

10 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

市は、洪水予報等河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 土砂災害予防計画

地すべり、がけ崩れ、山崩れ及び土石流による土砂災害を防止するために必要な予防対策について定める。

1 土砂災害危険区域の指定（「土砂災害危険区域」とは、市が独自に規定した用語）

(1) 指定状況

平成31年4月1日現在、本市の土砂災害危険箇所数(国土交通省所管)は48箇所、土砂災害警戒区域数は58区域(土砂災害特別警戒区域数49区域)、山地災害危険地区数は25地区が指定されている。

(2) 土砂災害危険区域指定の根拠法令

「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。）」、「建築基準法」等の法指定区域及び土砂災害により人的被害発生のおそれのある区域について指定されている。なお、土砂災害危険区域の指定に当たっては、現地調査及び防災関係機関の意見に基づいて決定される。

(3) 土砂災害危険区域の指定

ア 次の法令に該当する区域は、すべて土砂災害危険区域に指定されている。

(ア) 「地すべり等防止法」第3条の規定に基づく地すべり防止区域

(イ) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

(ウ) 「建築基準法」第39条及び「山形県建築基準条例」第1条の2の規定に基づく災害危険区域

(エ) 「土砂災害防止法」第7条及び第9条の規定に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

イ 次の区域については、人的被害発生のおそれのある区域が土砂災害危険区域に指定されている。

(ア) 「砂防法」に基づく砂防指定地

(イ) 「森林法」に基づく保安林

(ウ) 国土交通省一斉点検に基づく土石流危険区域、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所

(エ) 農林水産省一斉点検に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険区域、地すべり危険区域及び崩壊土砂流出危険区域)

2 保全事業

(1) 地すべり災害予防

「地すべり等防止法」の規定による地すべり防止区域内において、地すべり災害の発生を助長するような有害な行為を規制し、地すべり防止工事の推進を図る。

(2) がけ崩れ及び山崩れ災害予防

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「森林法」に基づく保安林の指定を積極的に要望するとともに、これらの区域における有害な行為の規制及び崩壊防止工事の推進を図る。

(3) 土石流災害予防

「砂防法」に基づく砂防指定地内において有害な行為を規制するとともに、大雨等により崩壊が生ずるおそれのある危険溪流については、ダム工事、床固工事等所要の防止工事の推進を図る。

また、「総合的な土石流対策の推進について」(昭和57年8月10日付け建設省河砂発第45号。事務次官通達、昭和57年9月1日付け建設省河砂発第50号。建設省河川局砂防部長通達)が、(平成10年7月10日付け建設省河砂発第35号。事務次官通達、同

日付け建設省河砂発第10号。建設省河川局砂防部長通達)により次の3点について一部改正されたことに伴い、土石流災害の予防のために警戒避難体制の一層の強化を図る。

ア 従来の土石流危険溪流名の情報に加え、土石流危険区域及び土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を地域住民に提供すること。

イ 地域住民が警戒避難に際し迅速かつ適切に行動するため、土石流危険区域及びその周辺区域を単位とする、土石流に関する自主的な防災組織を育成すること。

ウ 土石流危険区域内にある保全対象人家戸数が1戸から4戸の場合においても、従来(保全対象人家戸数が5戸以上)の場合と同様に土石流危険溪流の防災対策に取り組むこと。

3 住宅移転の促進

土砂災害危険区域内から危険区域外に移転しようとする市民に対して補助金を交付し、当該危険区域内からの住宅移転を促進する。

4 土砂災害の警戒及び防止措置

(1) 予防対策についての指導

土砂災害危険区域の土地・家屋所有者、管理者及び占有者に対して土地・家屋等の安全な維持管理を呼びかけるとともに、災害防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な対策について指導を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

「土砂災害防止法」第7条に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、必要な警戒避難体制の整備を推進する。

また、円滑な警戒避難を確保するため、警戒区域ごとに土砂災害ハザードマップを作成するとともに関係住民に回覧・配布・説明会等により周知を図る。

ア 関係住民に関する避難情報の発令単位、具体的な発令基準の設定

イ 情報の収集・伝達のための連絡体制の整備及び周知

ウ 予報、警報、避難情報の発令及び伝達方法等の整備及び周知

エ 適切な避難方法、指定緊急避難場所、避難経路等の設定及び周知

オ 防災知識の普及及び土砂災害に係る防災訓練(避難訓練等)の実施

カ 要配慮者への支援及び要配慮者利用施設への情報伝達

キ その他、救助等に関する事項

(3) 危険区域の警戒及び巡視

土砂災害を未然に防止するため、梅雨期、防災週間、台風期、融雪期等を中心に、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、合同で危険区域の調査、警戒及び巡視を実施する。

(4) 危険区域住民に対する広報活動等

ア 土砂災害警戒区域内に居住する市民に対して、土砂災害に関する防災知識、指定緊急避難場所及び避難経路等の避難体制並びに災害情報の連絡方法等について周知徹底を図る。

イ 市は、避難情報を適切に発令し、住民等が速やかに避難できるようにするため、避難判断基準や避難所、避難経路等を示したハザードマップを作成・配布し周知を図る。この際、適切な避難判断ができるよう、県及び国土交通省から助言を受ける。

ウ 指定緊急避難場所への移動がかえって危険な場合、近隣の緊急的な待避場所(近隣の堅牢な建物、山や川から離れた小高い場所等)や屋内での安全確保措置(自宅の上層階で、山からできるだけ離れた部屋等への移動)等を行うことを周知する。

エ 市は、土砂災害警戒区域の周知要領と同様に、山地災害危険地区について、住民へ周知徹底を図る。

5 復旧資機材の確保

災害発生時に、応急復旧を迅速に実施するため、土のう、排水ポンプ等の水防資機材の確保に努めるとともに、関係団体等の協力を得られるようあらかじめ協議する。

(参考)

資料編 第5編 災害危険箇所等 5 ○○地区(※注)土砂災害警戒避難体制

第4節 都市排水計画

雨水、下水の迅速な排除を図って市街地における浸水等の被害を防止し、快適な都市生活を確保するために必要な対策を定める。

特に、集中豪雨時の市街地の溢水対策と市内を流れる河川に注ぐ小河川の流域の災害予防に努めるものとする。

1 下水路（雨水）整備計画

市街地内の堰及び一般排水路については、公共下水道事業で整備を推進する。市街地においては、透水性舗装や浸透柵による雨水の地下への浸透及び駐車場、公園、学校等の敷地を利用した雨水貯留施設等の設置を考慮し、雨水の流出抑制を図る。

2 農耕地排水

本市の農耕地の排水は、山地排水と平地排水を兼ねた農耕地排水を行っており、補助整備事業により整備した幹線排水路から倉津川、押切川に自然排水している。そのため、排水路の管理者である土地改良事業者と連携を図っていく。

3 水路の管理

市街地を流れる水路については、維持用水の確保等適正な管理に努め、雨水排除用、防火用等多目的な活用を図るとともに、河川環境の整備を推進する。

[H27 改正]

第5節 その他の予防計画

風水害の未然防止と被害の軽減を図るため、第4節までの計画以外の計画について定める。

次の計画は、第2編第1章を準用する。

- (1) 防災知識の普及計画
- (2) 地域防災力強化計画
- (3) 防災訓練計画
- (4) 避難体制整備計画
- (5) 医療救護体制整備計画
- (6) 輸送体制整備計画
- (7) 相互応援計画
- (8) 食料、生活必需品等物資の確保計画
- (9) 建築物等の災害予防計画
- (10) 水道・下水道施設の災害予防計画
- (11) 火災予防計画
- (12) 救助・救急体制整備計画
- (13) 危険物等施設災害予防計画
- (14) 孤立集落予防計画
- (15) 要配慮者の安全確保計画
- (16) 災害ボランティア受入体制整備計画
- (17) 技術者等計画
- (18) 情報通信網の整備計画

第2章 災害応急計画

第2章 災害応急計画

第1節 基本方針

第2節 活動体制

第3節 災害情報収集・伝達計画

第4節 水防活動計画

第5節 避難計画

第6節 その他の応急計画

第1節 基本方針

1 基本方針

風水害発生時において、市民の安全を確保しながら災害の拡大を防止し、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する。

2 風水害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の災害対策を推進する。
- (2) 風水害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 風水害発生時において、速やかな災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな支援活動のための体制づくりを進める。
- (6) 風水害に強いライフライン施設の整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に風水害対策を実施する。

第2節 活動体制

風水害発生時の動員基準及び動員体制を確立し、大規模な風水害の発生に際しても適切な対応ができる活動体制について定める。

1 組織

第2編第2章第2節「活動体制」を準用する。

2 動員体制

状況の推移に応じ、水防体制から逐次災害対策本部体制に移行し対応する。

体制	状況等	参集範囲	活動内容
水防体制	洪水予報(洪水注意報以上の予報)の発表時	・建設課の計画により参集	建設課長を班長として、洪水予報・水位情報等を収集し、水防本部体制移行準備に当たる。
	水防警報(水防団待機・準備・出動・警戒・解除等)の発表時	*水防本部設置 細部は、水防計画により参集	関係機関との連絡調整、水防警報等の授受及び水位情報等を収集・伝達するとともに、水防隊の出動準備を整え、適時に水防活動を実施する。
情報収集班 (第一次体制) 班長:危機管理室長 班長:建設課長	・台風接近時の大雨注意報・洪水注意報発表時 ・大雨警報、洪水警報発表時 ・竜巻注意情報発表時(危機管理室計画)	・危機管理室 ・建設課 ・消防本部 ・情報収集・調査班 ・広報班 ・避難所班	※1 危機管理室長及び※2 建設課長を班長として、危機管理室・建設課・消防本部担当職員及び市対策本部情報収集・調査班、広報班等をもって、防災気象情報、水防関連情報等の収集伝達、避難所開設準備に当たる。
災害対策警戒班 (第二次体制) 班長:総務部長	・台風接近時の大雨警報・洪水警報発表時 ・気象警報等が発表され、局地的な被害の発生が予想されるとき。	・上記の他 ・各部課等の長 ・避難所担当職員 ・応急対策に必要な部課等の長が命じた職員	総務部長(状況により副市長)を班長として、各部課等の長、危機管理室・建設課・消防本部担当職員及び事前に指定した避難所担当職員等をもって、避難所の開設、防災気象情報、水防関連情報、被害状況等の収集・伝達に当たる。(高齢者等避難の発令判断)
災害対策連絡本部 (第三次体制) 本部長:副市長	・局地的な災害が発生又は発生のおそれがあるとき。	・災害対応に必要な職員 ・状況により全職員	副市長(状況により市長)を本部長として、関係する部課等の職員、状況により全庁体制で避難所の運営及び応急対策に当たる。(避難指示の発令判断)
災害対策本部 (第四次体制) 本部長:市長	・大規模な災害が発生又は発生のおそれがあるとき。 ・市長が特に必要と認めるとき。	・全職員	市長を本部長として、全職員を挙げて応急対策及び復旧対策に当たる。
備考	※1 危機管理室長 : 災害対策全般の諸業務を実施 ※2 建設課長 : 水防事務局として水防関連業務を継続的に実施		

3 動員基準等

第2編第2章第2節「活動体制」を準用する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

災害に関する情報に関して、防災関係機関との迅速かつ的確な収集・伝達計画について定める。

1 気象情報等の発表・伝達

風水害に関して次のような気象情報が発表され、災害が発生するおそれがあると認められる場合には、「活動体制」に基づき動員体制をとる。

(1) 風に関する予警報（発表基準）

ア 強風注意報：強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合
(平均風速 12m/s 以上)

イ 暴風警報：暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
(平均風速 18m/s 以上)

(2) 雨に関する予警報（発表基準）

ア 大雨注意報：大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合

イ 大雨警報：大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

区 分	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報 ※警戒レベル2～3 相当情報	7	90
大雨警報	11	109
大雨警報(浸水害)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道や側溝の排水能力を超える大雨による浸水害発生の危険度の高まりを表す。 ・表面雨量指数を5段階に区分して判定 ・1 白色(注意報基準未満)、2 黄色(注意報基準以上)、3 赤色(警報基準以上)、4 紫色(警報基準を大きく超過) 5 黒色(実況値が警報基準を大きく超過) 	
大雨警報(土砂災害) (警戒レベル3相当 情報 [土砂災害])	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌雨量指数基準：109 ・土砂災害の危険度分布：「警戒」(赤) ※ 土砂災害の危険度分布とは、気象庁の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称で以下同じ。 	
土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当 情報 [土砂災害])	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して発表される。 ・土砂災害の危険度分布：「危険」(紫) 	
記録的短時間 大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表中に、市域において大雨警報の危険度分布「危険」(紫)が出現し、かつ数年に1度程度しか発生しないような猛烈な雨を観測又は解析したときに発表される。 ※ 山形県では、100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。 	
備 考	<p>1 大雨警報は、特に警戒すべき事項を大雨警報(土砂災害)(浸水害)(土砂災害、浸水害)のように括弧書きで付記</p> <p>2 天童市の50年に一度の値は、48時間降水量264mm、3時間降水量98mm、土壌雨量指数175である。</p>	

- ウ 洪水注意報：河川が増水し災害が発生するおそれがあると予想される場合
- エ 洪水警報：河川が増水し重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

区 分	流域雨量指数基準			
	乱 川	押切川	倉津川	立谷川
洪水注意報 (警戒レベル2)	17.2	8.9	8.4	15.6
洪水警報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	21.5	11.5	10.5	19.6
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	避難判断水位に到達した時、又は水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると予想された時			

オ 東北地方整備局山形河川国道事務所又は県と山形地方気象台が共同して、河川が増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。

種 類	標 題	概 要
指 定 河 川 洪 水 予 報	洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 (水防団出動)
	洪水警報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (高齢者等避難の発令判断、危険な場所から高齢者等は避難)
	洪水予報	・急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 ・氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 (避難指示の発令判断、危険な場所から全員避難)
	洪水発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 (緊急安全確保の発令、命の危険 直ちに安全確保)

カ 大雨特別警報(土砂災害)(浸水害)(土砂災害、浸水害)(警戒レベル5相当情報)
大雨がさらに降り続き、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加して発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 その他の事項

第2編第2章第3節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4節 水防活動計画

大雨、洪水等による水害を警戒及び防御し、被害の軽減を図るための対策について定める。
なお、詳細については、「天童市水防計画」で定める。

1 水防管理団体の水防活動の基準（山形県水防計画から抜粋）

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員を配置し関係機関との連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報（「氾濫注意情報」・「洪水注意報」以上の予報）が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報（待機・準備・出動・警戒・解除）が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。
また、水位が氾濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防活動に従事させることができる。（法第24条）
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。（法第22条及び第23条）
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。
- (9) 河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない。（法第29条）
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。（法第25条）
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない。（法第47条第2項）

2 雨量及び水位の観測

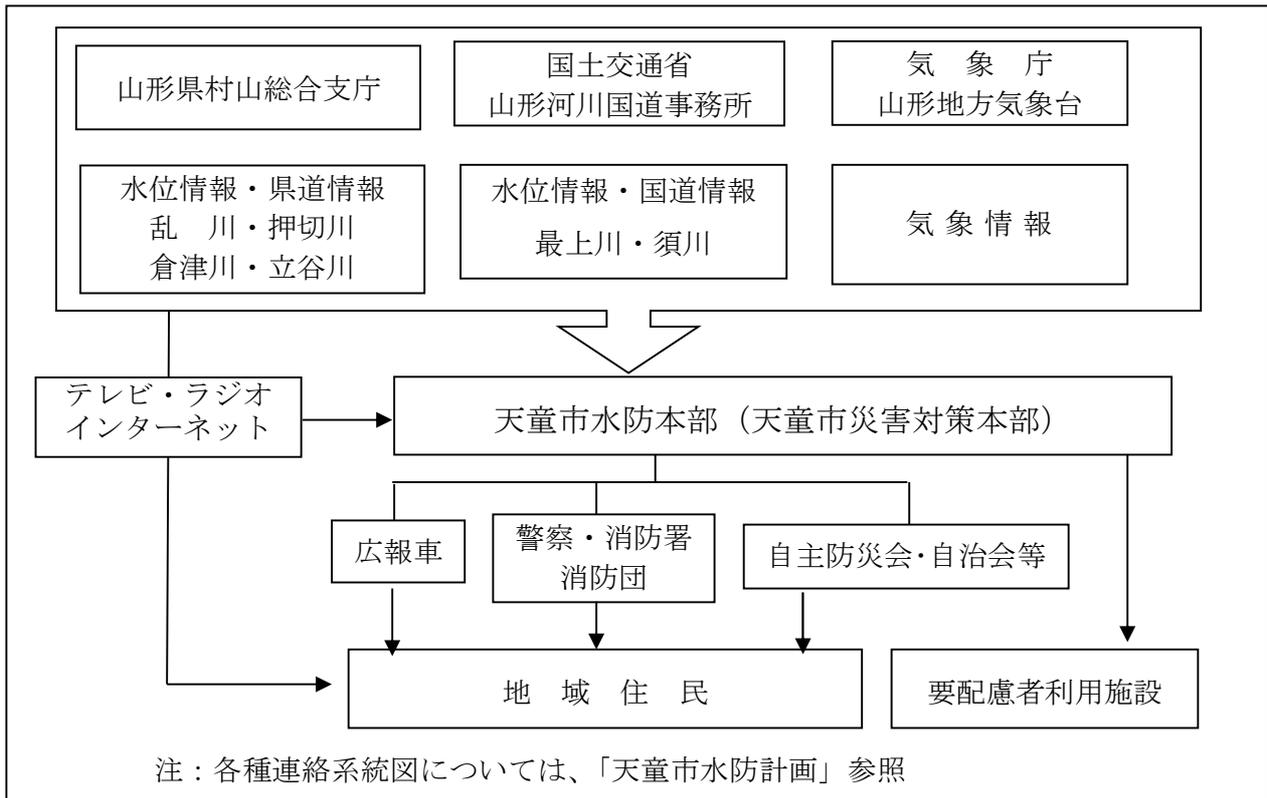
水防管理者は、気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員（情報収集要員（建設課））を配置し、関係機関との連絡を密にするとともに、管内水防区の雨量、水位、流量等の観測を速やかに実施し、水防体制の配備の万全を図る。

3 情報の伝達及び伝達経路

前記第2項による水位の状況を山形県水防支部に通報するとともに、洪水予報又は避難判断水位到達情報の通知を受けたときは、必要な事項について、関係機関及び地域住民に伝達する。

特に、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対しては、洪水予報等を「電話」「FAX」「メール」「防災ラジオ」「直接訪問」等により、施設の管理者等に直接伝達する。

情報の伝達経路



4 巡視

水防管理者又は消防長は、随時管内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。

5 警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防隊をもって水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視する。この際、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに県水防支部及び河川管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構築物との取付部分の異常

6 出動

- (1) 水防本部
招集を受けた水防本部員は、水防本部の配備基準に基づき互いに協力して水防活動を実施する。
- (2) 水防隊
招集を受けた水防隊員は、直ちに担当水防区に出動して水防活動を実施する。
- (3) 水防工法
工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、かつ、使用材料が現地で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わる工法を順次実施し、被害の防止に努める。

7 避難

(1) 危険の覚知と情報収集

市は、継続的に災害情報を収集するとともに、関係機関と密接に連携したパトロールを強化し、危険箇所の把握に努め、避難情報は時期を失することなく適切なタイミングで発令できるよう留意する。

(2) 退去の呼び掛け

市長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(3) 避難の指示

ア 危険が切迫した場合、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。

イ 水防管理者が住民に対して避難の指示を行う場合は、天童警察署長にその旨を通知する。

(4) 避難所の開設

第2編第2章第5節「避難所運営計画」参照

(5) 避難の周知徹底

避難情報は、同報系無線、防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、SNS、サイレン、警鐘、広報車、口頭等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設の管理者等に対して迅速に周知徹底する。

この際、避難を要する理由、避難所、避難路、注意事項等を住民に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

(6) 避難誘導

ア 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、なだれ危険箇所等）の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難誘導は、警察官、消防吏員、消防団員等の協力を得て実施する。

この際、次の点に留意しながら安全かつ迅速に行う。

(ア) 可能な限り自主防災会・自治会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

この際、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

(イ) 消防機関は、被害の規模、道路橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難方向等を市役所及び警察署に通報する。また、「道路・公園班」と連携し事前に避難路の安全を点検し、危険箇所には立入禁止等の表示を行うほか、警察官の協力を得て要所に誘導員を配置して避難者の事故防止に努める。

(ウ) 市は、天童警察署及び消防機関の協力を得て、「避難支援班」を配置し、指定緊急避難場所に住民等を誘導する。

(7) 避難路の安全確保

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県に対し車両、舟艇及びヘリコプター等の支援を要請する。

8 水防解除

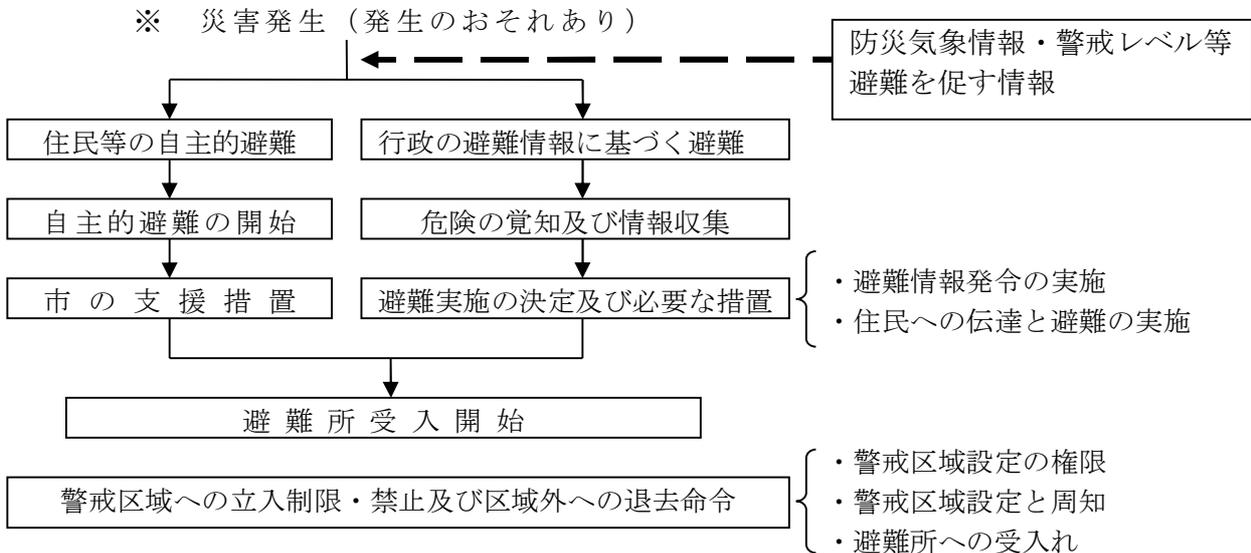
(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは、直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知する。

第5節 避難計画

風水害から市民の生命・身体等を保護するための住民の自主的避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 避難情報発令の応急対策フロー



2 住民等の自主的避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、自主防災会・自治会等の長を通して市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。

この際、指定避難所の鍵をあらかじめ近隣住民に保管してもらったり、鍵ボックス等に保管する等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。また、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の避難支援を要請する。

3 行政の避難情報に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

市は災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努め、避難情報が適時に発令できるよう留意する。この際、避難情報の対象地域、判断時期等について、国・県から助言を求め、適切なタイミングで発令できるよう緊密な連携を図る。

(2) 実施の決定及び必要な措置

ア 避難情報の発令者

避難情報の発令は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には次の表のとおりとする。

実施責任者	措置等	災害の種類	実施基準(根拠法令)
市長	* 高齢者等避難 ・ 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	災害全般	・ 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 ・ 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける。 (災害対策基本法第60条第1項、第2項)
市長(知事)	* 避難指示 ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示		・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ・ 知事へその旨を報告 (災害対策基本法第60条第1項、第2項)
市長	* 緊急安全確保 ・ 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ		・ 災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり緊急を要すると認めるとき。 (災害対策基本法第60条第3項)
水防管理者	・ 立退きの指示	洪水	・ 水防法第29条
警察官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置	災害全般	・ 市長が立退き等を指示することができないと認める場合又は市長から要求があった場合 ・ 警察官→(通知)→市長→(報告)→知事 (災害対策基本法第61条)
	・ 避難等の措置		・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条)
知事、その他命を受けた県職員又は水防管理者	・ 立退きの指示	洪水	・ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。 ・ 水防管理者→(通知)→警察署 (水防法第29条)
知事又はその命を受けた県職員		地すべり	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 ・ 知事又は県職員→(通知)→警察署長 (地すべり等防止法第25条)
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	災害全般	・ 警察官がその場にはいない場合に限り「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条)

イ 避難情報の発令判断基準

本部長は、次の基準のいずれかに該当した場合、総合的に判断し避難情報を発令する。この際、時期を失することなく適切なタイミングで発令できるよう、河川管理者や山形地方気象台長等とのホットラインを有効に活用するとともに、空振りをおそれず早めの発令に留意する。また、夜間及び避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇することなく発令する。

(7) 水 害

区 分	最上川・須川	乱川・押切川・倉津川・立谷川・その他
警戒レベル3 ・ 高齢者等避難	1 下野・鮎洗水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 下野・鮎洗水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達、2時間後に氾濫危険水位に到達すると予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 4 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）が発表された場合	1 川原子・大町・山口・老野森・蔵増山寺・清池の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2 水防団待機水位を超えた状態で、次の①②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流の水位観測所(川原子・老野森・山寺)の水位が急激に上昇している場合 3 樽川排水樋門等を閉鎖し、排水ポンプの運転を開始した場合 4 樽川排水樋門の水位が避難判断相当水位に到達した場合
	1 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 3 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合	
警戒レベル4 ・ 避難指示	1 下野・鮎洗水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合又は到達したと確認された場合 2 下野・鮎洗水位観測所の水位が避難判断水位に到達、1時間後に氾濫危険水位に到達すると予測される場合 3 洪水の危険度分布で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 4 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合	1 川原子・大町・山口・老野森・蔵増山寺・清池の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合 2 氾濫注意水位を超えた状態で、次の①②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ②上流の水位観測所(川原子・老野森・山寺)の水位が急激に上昇している場合 3 留山川ダム管理者から「異常洪水時防災操作開始予定」の通知があった場合 4 近隣で浸水が拡大している場合 5 床下浸水や道路冠水が発生し、今後も降雨が予想される場合 6 排水ポンプ運転位置が冠水すると予測される場合 7 樽川排水樋門の水位が氾濫危険相当水位に到達した場合
	1 堤防に破堤につながるような異常な漏水・侵食等が発見された場合 2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報発表後速やかに発令） 4 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難指示の発令が必要となることが予想される場合	

区 分		最上川・須川	乱川・押切川・倉津川・立谷川・その他
警戒レベル5 ・ 緊急安全確保	災害が切迫	1 下野・鮎洗水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） 2 洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」になった場合	1 床下浸水や道路冠水等の被害が拡大している場合 2 近隣で浸水が床上に及んでいる場合 3 県道「山形羽入線」が冠水した場合 4 県道「長岡中山線」が冠水した場合 5 市道「山形矢野目線」が冠水した場合
		1 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の発生により決壊のおそれが高まった場合 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	
	災害発生確認	1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ①氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])により把握できた場合 ②水防団等からの報告により把握できた場合 2 大雨特別警報(浸水害)(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合	

a 洪水予報河川の観測所と基準水位

河川名	観測所	水防団待機水位 レベル1水位	氾濫注意水位 レベル2水位	避難判断水位 レベル3水位	氾濫危険水位 レベル4水位
最上川	蔵 増	1 2. 5 0 m	1 3. 0 0 m	—	(※:15. 42m)
	下 野	1 3. 3 0 m	1 4. 0 0 m	1 6. 2 0 m	1 6. 7 0 m
須 川	鮎 洗	1 3. 0 0 m	1 4. 0 0 m	1 5. 9 0 m	1 6. 3 0 m
	寺 津	1 2. 5 0 m	1 3. 5 0 m	—	(※:16. 24m)
備 考		※は、計画高水位を記載			

b 水位周知河川の観測所と基準水位

河川名	観測所	水防団待機水位 レベル1水位	氾濫注意水位 レベル2水位	避難判断水位 レベル3水位	氾濫危険水位 レベル4水位
乱 川	川原子	1. 7 0 m	1. 9 0 m	2. 3 0 m	2. 4 0 m
	大 町	2. 0 0 m	2. 2 0 m	2. 3 0 m	2. 6 0 m
押切川	山 口	1. 1 0 m	1. 6 0 m	2. 1 0 m	2. 2 0 m
倉津川	老野森	1. 7 0 m	1. 8 0 m	1. 9 0 m	2. 5 0 m
	蔵 増	1. 7 0 m	2. 5 0 m	2. 7 0 m	3. 7 0 m
立谷川	山 寺	1. 0 0 m	1. 6 0 m	2. 1 0 m	2. 3 0 m
	清 池	1. 5 0 m	1. 8 0 m	1. 9 0 m	2. 2 0 m
備 考		観測所の水位は、現地で確認するとともに、インターネット「川の防災情報」「河川・砂防情報システム」で観測			

c その他の河川の観測所と基準水位

河川名	観測所	水防団待機相当水位 レベル1相当水位	氾濫注意相当水位 レベル2相当水位	避難判断相当水位 レベル3相当水位	氾濫危険相当水位 レベル4相当水位
樽 川	樽川排水樋門	2. 5 0 m	3. 0 0 m	3. 3 0 m	4. 0 0 m

(イ) 土砂災害

区 分	判 断 基 準
警戒レベル3 ・ 高齢者等避難	1 「大雨警報(土砂災害)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
警戒レベル4 ・ 避難指示	1 「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 「土砂災害緊急情報」が発表された場合(地すべり) 3 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 6 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
警戒レベル5 ・ 緊急安全確保	<災害が切迫> 1 「大雨特別警報(土砂災害)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む必要がある。) 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (※土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、土砂災害が発生する前にいつも出現するとは限らない。) <災害発生を確認> 3 土砂災害の発生が確認された場合 判断基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、判断基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

4 警戒すべき区間・箇所

(1) 水 害

警戒すべき区間・箇所は、浸水想定区域図や過去の浸水実績等を踏まえ、天童市水防計画や水防管理者が作成した水防計画に示されている「重要水防箇所」を「危険箇所」とする。
 ア 乱川流域

対象とする災害	河岸侵食等による乱川堤防の決壊・水が溢れて氾濫
警戒すべき区間	川原子地区から最上川合流点
川 の 特 性	・上流地域は、川幅が狭く流速も速い。 ・一部、河道内草木により流速が衰え、局地的な越水・溢水等に注意が必要
施設の整備状況等	計画的に整備されているが、堤防の低い箇所がみられる。
特 に 注 意 を 要 す る 区 間	・向原地区(計画高水流量規模の洪水水位が現堤防を越える箇所) ・大町地区(水衝部にあたる堤防前面河床の対策未施工箇所) ・道満地区(水衝部にあたる堤防前面河床の対策未施工箇所) ・川原子地区(計画高水流量規模の洪水水位が現堤防を越える箇所及び一部水衝部にあたる堤防前面河床の対策未施工箇所)

イ 押切川流域

対象とする災害	河岸侵食等による押切川堤防の決壊・水が溢れて氾濫
警戒すべき区間	田麦野地区から乱川合流点
川 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> ・留山川ダムでの水量調整はできるが、河道内の随所に草木が生えて、流速が衰え、局地的な越水・溢水等に注意が必要 ・全般的に堤防の低い箇所が多い。
施設の整備状況等	計画的に整備されているが、堤防の低い箇所がみられる。
特 に 注 意 を 要 する 区 間	<ul style="list-style-type: none"> ・大町地区、成生地区（堤防の計画余裕高に満たない箇所） ・原崎地区、山口地区（堤防の計画余裕高に満たない箇所） ・中山口地区（計画高水流量規模の洪水水位が現堤防を越える箇所） ・田麦野地区（現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは、計画の天端幅に対して不足している箇所）

ウ 倉津川流域

対象とする災害	河岸侵食等による倉津川堤防の決壊・水が溢れて氾濫
警戒すべき区間	奈良沢地区から山元地区及び矢野目地区から最上川合流点
川 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地域の降水が集中（奈良沢地区・山元地区）するとともに、都市部のコンクリート等により浸透できなかつた水が最上川との合流点に向かって一挙に集中する河川（芳賀調整池によりやや緩和）である。
施設の整備状況等	計画的に整備されているが、川幅も狭く草木が生え、洪水時の流れを阻害する箇所がある。
特 に 注 意 を 要 する 区 間	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良沢地区、干布地区、貫津地区、山元地区（川幅が狭くかつ浅い） ・矢野目地区（川幅が狭くかつ浅い） ・蔵増地区、高野辺地区、窪野目地区（川幅が狭くかつ浅い、また山間部・都市部・水田地帯への降水が集中する地区）

エ 立谷川流域

対象とする災害	河岸侵食等による立谷川堤防の決壊・水が溢れて氾濫
警戒すべき区間	大森赤石橋から明治橋
川 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> ・山寺・面白山山系の降雨が須川の合流点に向かって一挙に集中する河川 ・山形市との境界
施設の整備状況等	・計画的に整備されている河川
特 に 注 意 を 要 する 区 間	<ul style="list-style-type: none"> ・荒谷八千代台地区（河岸侵食のおそれのある箇所） ・清池地区～高揃南側地区（河岸侵食のおそれのある箇所）

オ 最上川流域及び須川流域

対象とする災害	最上川右岸・須川右岸の決壊、水が溢れて氾濫
警戒すべき区間	須川合流点から乱川合流点
川 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> ・最上川支流の須川・寒河江川・倉津川・乱川が合流する区間 ・寒河江市との境界及び河北町との境界
施設の整備状況等	・計画的に整備されているが、堤防の低い箇所がみられる。
特 に 注 意 を 要 する 区 間	<ul style="list-style-type: none"> ・寺津地区（過去に氾濫の実績がある箇所） ・藤内新田地区（過去に法面崩れ又は法面すべりの実績がある箇所） ・高野辺地区、窪野目地区（堤防の計画余裕高に満たない箇所）

カ 内水氾濫

対象とする災害	内水氾濫
警戒すべき河川	倉津川、都川、新田川、樽川、前田川、その他の河川等
川の特 性	寺津水門（都川）、新田川排水樋門、樽川排水樋門（樽川・前田川）の閉鎖及びその他の中小河川からの逆流防止のための水門閉鎖により排水が出来ず、低地が冠水状態となる。
施設の整備状況等	排水ポンプ車の調達、水位警告灯の設置、その他
特に注意を要する地区	<ul style="list-style-type: none"> ・寺津地区（寺津水門の閉鎖による冠水） ・藤内新田地区（新田川排水樋門の閉鎖による冠水） ・高野辺地区（樽川排水樋門及び高野辺水門の閉鎖による冠水） ・窪野目地区、今町地区（倉津川及び押切川等への水門閉鎖による冠水） ・大町地区（押切川及び乱川への水門閉鎖による冠水）

(2) 土砂災害

警戒すべき区間・箇所は、土砂災害の原因となる自然現象の特性を踏まえ、土砂災害警戒区域等に指定されている箇所とする。

細部は、資料編 第5編 災害危険箇所等 2 土砂災害警戒区域 参照

5 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を原則とし、同一の避難行動をとるべき単位を、自主防災会・自治会等や嘱託区、避難所等を考慮して設定する。

(1) 水 害

ア 乱川流域

想定浸水深	避 難 対 象 地 区	備考(避難所)
0. 5m未満	・西原地区、向原地区	垂直避難可能 ・天童北部小学校
0. 5m～ 3. 0m未満	・乱川地区、もみじ団地地区、せせらぎの杜地区	・天童北部小学校
	・道満地区、川原子地区、小原地区	・山口小学校 ・山口公民館
	・谷地中地区	・谷地中多目的集会所
	・大清水地区、大町地区	・成生小学校
3. 0m～ 5. 0m未満	・今町地区	・成生公民館
	・窪野目地区	・天童市スポーツセンター

イ 押切川流域

想定浸水深	避 難 対 象 地 区	備考(避難所)	
0. 5m未満	・乱川地区	垂直 避 難 可 能	
	・老野森・綿掛地区、久野本会地区、糠塚地区		・天童北部小学校
	・泉町地区		・天童中部小学校等
	・柏木町地区、東交り江地区、高木地区 小関地区		・天童市市民文化会館
	・交り江地区		・第四中学校
	・北久野本地区、山元地区(立宿)		・天童市スポーツセンター ・天童高等学校
0. 5m～ 3. 0m未満	・天童原地区、原崎地区	・第二中学校	
	・乱川地区(桜会・春日会)	・天童北部小学校	
	・成生地区、大清水地区、大町地区 今町地区	・成生小学校 ・成生公民館	
	・窪野目地区	・天童市スポーツセンター	
	・下山口地区、山口本郷地区 (渡戸地区:河岸侵食のおそれのある地区)	・山口小学校 ・山口公民館	

ウ 倉津川流域

想定浸水深	避難対象地区	備考(避難所)	
0. 5m未満	・天童温泉町内会地区、泉町地区	垂直 避難 可能	・天童市市民文化会館
	・老野森・綿掛地区、東本町地区		・天童中部小学校等
	・奈良沢地区		・千布小学校 ・千布公民館
	・原町地区 (ハザードマップ上の浸水想定区域)		・第一中学校
	・高掬北部地区 (願正壇)		・第三中学校
	・矢野目地区、小矢野目地区		・天童南部公民館
	・芳賀タウン北地区、一日町地区、北目地区 (ハザードマップ上の浸水想定区域)		・下貫津公民館
0. 5m～ 3. 0m未満	・下貫津地区 (嘱託区:508区、509区)		・津山公民館
	・貫津地区 (津山小学校周辺地区)		・第四中学校
	・東交り江地区		・天童市スポーツセンター
	・交り江地区、蔵増地区 (蔵増北・蔵増南 蔵増中・高野辺・窪野目)		・天童中部小学校等
	・本町地区、東本町二丁目地区 老野森三丁目地区		・天童南部小学校
	・駒西地区、三日町地区		

注：上記イ項・ウ項の「天童中部小学校等」とは、天童中部小学校、天童中部公民館、総合福祉センター、勤労青少年ホームをいう。

エ 立谷川流域

想定浸水深	避難対象地区	備考(避難所)	
0. 5m未満	・八千代台地区	垂直 避難 可能	・荒谷小学校 ・荒谷公民館
	・高掬南側地区、清池地区		・高掬小学校 ・高掬公民館

オ 最上川流域及び須川流域

想定浸水深	避難対象地区	備考(避難所等)	
0. 5m未満	・寺津小学校から寺津郵便局地区		・高掬小学校 ・高掬公民館
0. 5m～ 3. 0m未満	・寺津地区 (上記以外の地区)		・第三中学校
	・藤内新田地区、高掬北部地区(願正壇)	・天童市スポーツセンター	
	・蔵増地区 (蔵増北・蔵増南・蔵増中)	・成生小学校 ・成生公民館	
3. 0m～ 5. 0m未満	・大清水地区、大町地区		・天童市スポーツセンター
	・今町地区		
5. 0m～ 10m未満	・蔵増北地区、高野辺地区、窪野目地区		
	・蔵増南地区 (村山橋東側古川橋地区)		

(2) 土砂災害

土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所等の細部は、資料編 第5編 5「〇〇地区(※注)土砂災害警戒避難体制」参照

6 情報の収集及び伝達体制

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集

- (ア) 県及び気象台が発表する雨量情報、土砂災害警戒情報や県及び気象台等が提供している降雨や土砂災害危険度情報などの災害に関する情報を、電話・インターネット等で収集するとともに、住民及び自主防災会・自治会等から前兆現象や近隣の災害発生状況等に関する情報を収集する。
- (イ) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

イ 情報の伝達

- (ア) 同報系無線、防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、SNS、広報車等による巡回広報、ホームページへの掲載等により伝達する。
 - (イ) 本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対しては、洪水予報等を「電話」「FAX」「メール」「防災ラジオ」「直接訪問」等により、施設の管理者等に直接伝達する。
- (2) 避難情報の伝達

避難情報を発令する際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者毎に警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

ア 伝達内容

危険の切迫性に応じ避難情報の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (ア) 注意喚起（緊急放送・警戒レベル・とるべき避難行動）
 - (イ) 発令者
 - (ウ) 発令日時
 - (エ) 対象地域及び対象者
 - (オ) 避難すべき理由
 - (カ) 危険の度合い
 - (キ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の区分
 - (ク) 避難時期
 - (ケ) 避難所等（指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び所在地等）
 - (コ) 避難経路（あるいは通行できない経路）
 - (サ) 避難時の注意事項等

災害が発生し、又はまさに発生しようとするときに指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、身の安全を確保するため高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）について指示する。

イ 伝達方法

- (ア) 同報系無線、防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、SNS、サイレン、警鐘、広報車、テレビ・ラジオ等あらゆる手段を活用し、住民等に対して迅速に周知・徹底する。
- (イ) 自主防災会・自治会等の協力を得て、家庭を個別に訪問し、伝達の徹底を図る。
この際、避難行動要支援者への避難情報の伝達に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災会・自治会等、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者を通じ確実に伝達する。

7 避難所の開設・運営

- (1) 強い降雨や強風を伴う台風の接近等により、市民の自主的な避難が予想される場合には、各地区の市立公民館等に「自主避難所」を開設し、避難住民を受入れる。
- (2) 災害発生の危険度が逐次増大してきた場合、「洪水ハザードマップ」「土砂災害ハザードマップ」及び「第5項 避難情報の発令対象区域」に記載する避難所を指定緊急避難場所に指定するとともに、避難所開設の旨を管理者等に連絡し、速やかに事前に指定した避難所担当職員を派遣し迅速な開設・運営に努める。
- (3) 避難所は、高齢者等避難の発令にあわせて開設するとともに、対象地域の住民に周知徹底を図る。
この際、感染症対策を考慮した避難所の開設及びホテル・旅館等の活用に留意する。
- (4) 開設後、天童警察署及び防災関係機関に設置場所及び設置期間等を周知するとともに県に対し報告する。
細部は、第2編 第2章 第5節 避難所運営計画を参照

8 避難誘導體制

- (1) 市は、天童警察署及び消防機関の協力を得て、避難支援班を配置し、指定した指定緊急避難場所に誘導する。
- (2) 避難支援班の配置に時間を要する場合は、該当する自主防災会・自治会等に避難誘導を依頼する。

9 要配慮者への支援

- (1) 要配慮者避難支援計画に基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所、避難経路、避難情報などの情報の伝達、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置等についての支援体制を構築する。
- (2) 避難支援等関係者が避難支援を実施する際は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提に、災害の状況に応じて、可能な範囲で最大限避難支援が実施できるよう、安全確保には十分配慮する。

10 防災意識の高揚

防災訓練、防災教育等を定期的実施し、防災意識の高揚を図るとともに、情報の収集・伝達体制、避難体制等の点検を実施する。

第6節 その他の応急計画

次の災害応急計画は、第2編第2章を準用する。

- (1) 災害情報収集・伝達計画
- (2) 避難所運営計画
- (3) 災害広報計画
- (4) 救助・救急計画
- (5) 応急医療計画
- (6) 交通輸送計画
- (7) 相互応援計画
- (8) 自衛隊災害派遣要請計画
- (9) 応急給水計画
- (10) 緊急排水計画
- (11) 食料供給計画
- (12) 生活必需品等物資供給計画
- (13) 保健・防疫計画
- (14) 廃棄物処理計画
- (15) 障害物の除去計画
- (16) 行方不明者の捜索及び遺体の処理・収容・埋火葬
- (17) 住宅の仮設・応急修理計画
- (18) 文教対策
- (19) 市庁舎の応急対策計画
- (20) 水道・下水道施設の応急対策計画
- (21) 火災対策
- (22) 孤立集落の応急計画
- (23) 農林産業災害応急計画
- (24) 要配慮者の応急対策計画
- (25) 災害ボランティア活動支援計画
- (26) 技術者等動員計画
- (27) 義援金・義援物資の受入・配分計画
- (28) 災害救助法の適用
- (29) 被害調査

第3章 災害復旧計画

第3章 災害復旧計画

第1節 基本方針

第2節 災害復旧計画

第1節 基本方針

1 基本方針

災害復旧計画については、大規模な風水害発生後の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、被災した各施設の復旧に合わせて、災害の再発を防止するために必要な施設の新設又は改良等を含めた将来の災害に備える計画とする。

2 地震発生後の災害復旧計画

災害復旧計画の種類は、次のとおりである。

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧計画
- (3) 農林施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 上下水道施設及び廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 中小企業の振興に関する事業計画
- (12) その他災害復旧事業計画

第2節 災害復旧計画

次の災害復旧計画は、第2編第3章を準用する。

- (1) 公共施設の復旧
- (2) 水道施設の復旧
- (3) 被災者の生活安定対策
- (4) 事業所への融資
- (5) 激甚災害指定による復旧

第4編 雪害対策

第4編 雪害対策

第1節 雪害予防計画

第2節 除雪・排雪計画

第4編 雪害対策

雪害の未然防止と被害の軽減を図るために実施すべき防災対策について定める。

第1節 雪害予防計画

1 基本方針

本市は、県内では比較的降雪の少ない地域であるが、市の半分は山間地であるため、なだれ危険箇所が存在し、また、都市化の進展に伴い除雪・排雪対策についてこれまで以上に充実した対策が求められており、雪害の予防に当たっては、これらの現状を踏まえた対策を推進する。

2 雪害対策の具体的方針

- (1) 降雪時の交通の確保を図る。
- (2) なだれ防止対策を推進する。
- (3) 雪害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (4) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (5) 速やかに災害応急活動及び被災者支援活動を実施するための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフライン施設の整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に防災対策を実施する。

3 気象情報の伝達

防災関係機関に対して次の気象情報を伝達・広報し、雪害の予防を図る。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 (雪を伴い、平均風速が12m/s以上)
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 (12時間の降雪の深さが平地15cm以上又は山沿い25cm以上のいずれか。)
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合 (山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上、山形の日平均気温が5℃以上、山形の日最高気温が5℃以上、日降水量が30mm以上のいずれか。)
融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると予想される場合
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想される場合 (大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高い場合)
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 (雪を伴い、平均風速が18m/s以上)
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 (12時間の降雪の深さが平地30cm以上又は山沿い40cm以上のいずれか。)
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

4 なだれ予防

なだれによる雪害の未然防止及び被害の軽減を図るための対策について定める。

- (1) なだれ危険箇所の点検
国土交通省一斉点検による本市のなだれ危険箇所数(集落雪崩)は、15箇所である。

(2) 降雪時及び融雪時の警戒

降雪及び融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関による警戒を実施し、相互に密接な連絡をとりながら災害の防止に当たる。

(3) なだれ防止対策

山腹面に発生するなだれによる交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア なだれ防止保安林の維持管理

イ なだれ防止林の造成

ウ なだれ予防柵等の施設整備

(4) 市は、なだれ発生の可能性があり、事前避難が必要と判断される場合には、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に周知徹底を図る。

5 火災予防

降雪時期は、雪の重みによる電気・ガス設備の損傷事故が原因となる火災の危険性が高まり、また、雪による道路、水利の障害等消防活動に支障が予想されるため、火災予防の徹底を図る。

6 住民生活の安全確保

(1) 高齢者等の世帯に対する除雪援助

ア 高齢者及び身体障がい者等の避難行動要支援者世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

イ 自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

(2) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

県からの「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を地域住民に周知し、雪下ろしや落雪による事故防止を図るとともに、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止

オ 非常時における出入り口の確保

カ 換気口の確保

キ ガス供給配管の点検

ク 引火性液体を取り扱う危険物施設等の配管点検

(3) 孤立集落対策

豪雪のため孤立が予想される田麦野地区について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

(4) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて、不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう促すとともに、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップや除雪ブラシ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

第2節 除雪・排雪計画

1 目的

この計画は、冬期間における道路交通を確保し、市民生活を雪害から守るため、道路除雪作業等に関する基本事項を定める。

なお、細部については「天童市道路等除雪計画」で定める。

2 活動体制

(1) 除雪対応基準の設定

除雪作業体制を通常除雪体制（レベル1）、緊急除排雪体制（レベル2）、豪雪対策本部体制（レベル3）の3段階に区分し実施する。

(2) 除雪実施本部を建設部内に置き、建設部長を総括、建設課長を実施本部長とし、本部職員を建設課職員をもって構成する。

(3) 豪雪対策本部の設置

積雪が市内平地でおおむね60cmを超え、かつ、引き続き多量の降雪が見込まれることにより市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある場合は、豪雪対策本部を設置し、関係機関及び関係団体と緊密な連絡調整を図りながら、雪害の防止等の対策を総合的に推進する。

注1：本市の基準積雪深は、市消防本部の積雪計の測定値による。

注2：活動体制については第2編第2章第2節「活動体制」を準用し実施する。

3 除雪作業

(1) 除雪出動基準

各除雪業務委託業者の観測する降雪量がおおむね10cm程度の場合に、降雪の状況を勘案し出動することを基本とする。

この際、観測以降の降雪が出動基準に達すると予想される気象状況においては、降雪及び道路交通の状況等を勘案し、出動を判断する。

(2) 除雪作業時間

夜間除雪を原則とし、午前1時で判断し、午前1時30分出動、午前7時30分までの完了を目標とする。

この際、降雪状況及び路面状況により、除雪実施本部が除雪完了目標時間以降に除雪作業を実施する必要があると判断した場合はこの限りではない。

(3) 車道除雪

除雪計画で指定された路線の作業を原則とし、迅速かつ円滑に除雪作業を実施するため、第1種除雪路線、第2種除雪路線、その他除雪路線、市道に準じる路線に区分する。

また、昼間除雪の必要性が生じた場合は、交通渋滞等を避けるため、午後4時30分までの作業終了を目標とする。

(4) 歩道除雪

除雪計画で指定された路線の作業を原則とする。

この際、昼間除雪の必要性が生じた場合は、下校時間帯を考慮し、午後3時までの作業終了を目標とする。

(5) 路面整正

気温の上昇によるわだちやザク雪処理の必要性が生じた場合は、除雪実施本部の指示により、車道除雪作業を実施する。

(6) 車道幅出し及び排雪

積雪量の増大により、除雪で集積された雪で堆雪帯を確保することが困難となり、道路

通行の妨げとなる危険性が懸念される場合においては、除雪実施本部が現場状況の確認を行い、必要性を判断し作業を実施する。

4 凍結抑制剤散布作業

凍結抑制剤散布は、凍結が予想される坂道や橋梁部など、除雪計画で指定された路線の作業を原則とする。

この際、凍結抑制剤は、環境に配慮した材料の使用を心がける。

5 広域雪置き場

- (1) 第一次指定（降雪初期から供用）
《除雪対応基準レベル1》
 - ・ 今町雪置き場（山形浄化センター内）
- (2) 第二次指定（積雪深がおおむね40センチを超える状態が連続して続いた時点で供用）
《除雪対応基準レベル2》
 - ・ 乱川雪置き場（乱川地内乱川左岸）
 - ・ 立谷川雪置き場（旧運転免許センター跡地）
- (3) 第三次指定（第一次、第二次指定の雪置き場がおおむね満杯時点で供用）
《除雪対応基準レベル3》
 - ・ 県総合運動公園東側駐車場

6 市民参加の克雪

除排雪を円滑に行うため、除雪に対する市民への協力の呼びかけを市報で行い、市民総参加による克雪を推進する。

第5編 原子力災害対策

第5編 原子力災害対策

第1節 総則

第2節 原子力災害予防計画

第3節 原子力災害応急計画

第4節 原子力災害復旧計画

第5編 原子力災害対策

隣接県において原子力災害が発生した際、市民の安全・安心を確保するために必要な対策等について定める。

第1節 総則

1 計画の目的

山形県内には、原子力施設はないが、隣接する宮城県、福島県及び新潟県にはそれぞれ女川原子力発電所（本市役所からの距離約100キロメートル）、福島第一原子力発電所（同約120キロメートル）、福島第二原子力発電所（同約130キロメートル）、柏崎刈羽原子力発電所（同189キロメートル）等が存在する。

本市の地域は、原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgentprotective Action Planning Zone）」には含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、市民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、市民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本編では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講ずることによって、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町 及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	H30.12.21 廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

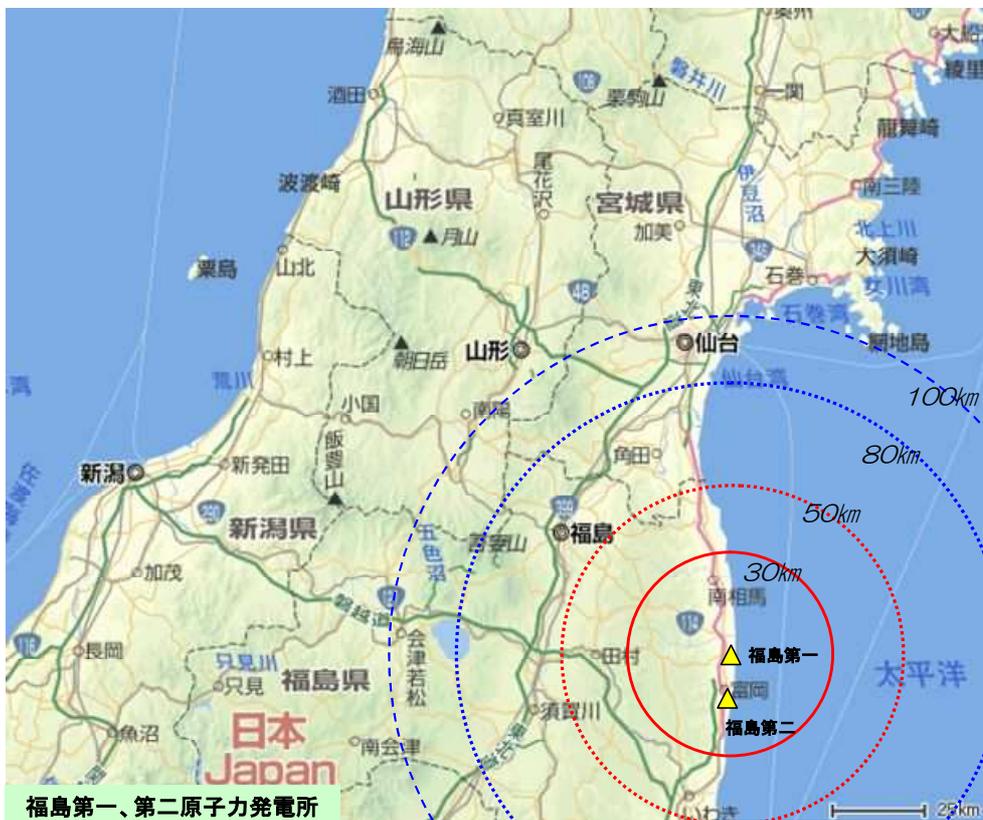
※BWR＝沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	H24.4.19 廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	H26.1.31 廃止
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害及び市民の不安の軽減並びに市民の健康の保護を図るために、市が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 市の活動体制	① 各部課等の役割に応じて体制を整備
2 モニタリング情報の収集	① 平時よりモニタリング情報を継続的に収集
3 防災体制の整備	① 避難等の体制の整備 ② 緊急時の情報連絡体制 ③ 通信連絡体制の整備 ④ 防災訓練等の実施
4 原子力災害医療体制の整備	① 原子力災害医療体制の整備
5 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 防災業務関係者に対する教育・研修 ④ 市民相談体制の整備

3 市の活動体制

市は、平時から2に掲げる項目について、各部課等の役割に応じた活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。また、必要に応じて、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定する。

4 モニタリング情報の収集

市は、平時より、県が実施する空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査結果等のモニタリング情報を継続的に収集する。

5 防災体制の整備

(1) 避難等の体制の整備

市は、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備する。

イ 市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内避難が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(2) 緊急時の情報連絡体制

市は、県の「原子力発電所の事故等に係わる初動対応マニュアル」に基づき、緊急時の情報連絡体制を整備する。

(3) 通信連絡体制の整備

市は、市民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系無線、防災ラジオ、SNS、広報車等、広報のための設備及び機器等の整備を推進する。

(4) 防災訓練等の実施

市は、緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

6 原子力災害医療体制の整備

市は、県の健康相談、避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等に関する体制を把握するとともに、避難者に対する健康相談体制の整備に努める。

7 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

市は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

市は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) 原子力災害時に市民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (カ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災教育

市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、県が実施する原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修等に積極的に参加し、次の知識を習得させる。

- ア 原子力防災体制及び組織に関する知識に関すること
- イ 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- カ 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- キ 緊急時医療に関すること
- ク 危機管理に関すること
- ケ その他必要と認める事項に関すること

(4) 市民相談体制の整備

市は、市民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じ、総合的な相談窓口を設置するための体制を整備する。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 市の活動体制	① 情報収集の開始 ② 災害対策本部等の設置 ③ 応急対策活動
2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置
3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 市民への注意喚起 ② 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
4 原子力災害医療活動の実施	① 原子力災害医療活動の実施
5 市民への情報伝達等	① 市民に対する広報及び指示伝達 ② 市民相談の実施
6 県外からの避難者の受入れ活動	① 避難者の受入れ ② 避難者の生活支援及び情報提供

3 市の活動体制

(1) 情報収集の開始

市は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱及び震度5強が発生した事態をいう。）の段階において、県と連携し対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

(2) 災害対策本部等の設置

市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階においては、県の関係課長等対策会議に連携し、総務部長を班長とする災害対策警戒班を編成し対応するとともに、事象の進展の度合いに応じ、災害対策連絡本部の設置や市対策本部を設置するなど、必要な体制を速やかに構築し、事態に対応する。

(3) 応急対策活動

応急対策活動は、市対策本部に設置する各部班が、各々の役割に応じて実施する。

4 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

市は県と協力し、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による市民と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に移行する。

※＜O I L＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 検査結果等の収集

市は、県が実施する空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水等の放射性物質の検査結果を継続的に収集する。

イ モニタリング結果の周知

市は、県が公表する緊急時におけるモニタリングの結果を、県のホームページ等から収集し、市報・ホームページ等により公表し周知する。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、県から市に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請される。

ウ 市は、県から要請があったときは、国や県の指導・助言等に基づき、市の農林畜水産物の生産者、関係事業者及び市民に摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 市は県と協力し、水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質がO I Lや管理目標値を超えた場合は、上下水道事業所に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請する。また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を上下水道事業所に要請する。

イ 市は、国及び県からの指示があったとき又は浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は県と協力し、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施する。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民への注意喚起

市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行う。

また、原子力緊急事態（※）が発生し、内閣総理大臣から、県及び市町村に対して、原災法第15条第3項の規定に基づき、市民に避難や屋内退避等の指示を行うよう指示があったときには、市は、災対法第60条第1項の規定により、避難や屋内退避等の指示を行う。

この際、市が災害の発生によりその事務を行うことができなくなったときには、災対法

第60条第6項の規定に基づき、市に代わって県が事務を実施する。

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 本市に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合は、内閣総理大臣の指示に従い、市民に対する屋内退避又は避難指示を次の方法により伝達するものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

- (ア) 県を通じ報道機関に対する緊急放送等の要請
- (イ) 同報系無線による広報
- (ウ) 防災ラジオによる広報
- (エ) 広報車などによる広報
- (オ) 緊急速報メール、登録制メールの配信
- (カ) SNSの配信
- (キ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設（要配慮者利用施設）に対する伝達
- (ク) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ 市は、市町村の区域を越えた広域避難を行う場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。この際、特に入院患者等の避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するとともに、移動が困難な者については、屋内退避も検討する。

ウ 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、市民を屋内退避又は避難させる。

エ 市は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な市民生活の安定を図る。

オ 感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

6 原子力災害医療活動の実施

市は県と協力し、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

また、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

7 市民への情報伝達等

(1) 市民に対する広報及び指示伝達

市は、市民に対して、市ホームページ、市報、広報車などあらゆる媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

- ア 事故の概要
- イ 災害の現況
- ウ 放射線の状況に関する今後の予測
- エ 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

- オ 屋内退避、避難など市民のとるべき行動及び注意事項
- カ その他必要と認める事項

(2) 市民相談の実施

市は、状況に応じ県と連携し、放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、市民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

8 県外からの避難者の受入れ活動

県外からの避難者の受入れは、県からの要請により次の要領で対応する。

(1) 避難者の受入れ

ア 緊急・短期的な一時受入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県・市町村（以下「避難元都道府県」「避難元市町村」という。）と連携し、市の有する施設を一時的な避難所として提供する。この際、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 中長期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した避難元都道府県と連携し、市の有する施設又は借り上げた応急仮設住宅を一時的な避難所として提供する。この際、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 市は、県を通じ避難元市町村と連携し、市内に避難を希望する避難者に対し、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な情報を提供する。

イ 市は県を通じ、避難者に関する情報を避難元市町村へ提供する。

ウ 市は、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4節 原子力災害復旧計画

1 計画の概要

市民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 市の活動体制	① 各部課の役割に応じて復旧活動を実施
2 制限措置等の解除	① 各種指示の解除 ② 各種制限措置の解除
3 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリング情報の継続的収集 ② 放射性物質による汚染の除去等 ③ 健康に関する相談への対応
4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害等の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

3 市の活動体制

市は、2に掲げる項目について、各部課の役割に応じて復旧活動を実施する。

4 制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、県から市に対し、避難等の指示を解除するよう指示され、市は市民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

市は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染農林水産物等の摂取、出荷制限等各種制限措置等の解除について、県から指示される。

5 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリング情報の継続的収集

市は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じて県が実施するモニタリング情報を継続して収集し、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

市は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、市民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

(3) 健康に関する相談への対応

市は、市民からの心身の健康に関する相談対応を実施する。

6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

ア 市は、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

イ 市は、県及び関係団体等と連携し、市農産物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

市は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。

(参考)

資料編 第6編 その他の関係事項

18 屋内退避情報伝達等マニュアル

天童市地域防災計画

平成25年	3月22日	作成
平成26年	3月24日	一部改正
平成27年	7月31日	一部改正
平成28年	7月29日	一部改正
平成29年	7月 3日	一部改正
平成30年	7月 2日	一部改正
令和元年	7月 1日	一部改正
令和2年	11月16日	一部改正
令和3年	11月15日	一部改正
令和5年	1月16日	一部改正
令和6年	1月31日	一部改正

天童市総務部危機管理室 〒：994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

☎：023-654-1111 内線 452・453 FAX：023-653-0714
